

# 平成30年第2回伊仙町議会定例会

## 会 期 日 程



平成30年第2回伊仙町議会定例会会期日程表

平成30年6月12日開会～6月15日閉会 会期4日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
6	12	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開会</li> <li>○会議録署名議員の指名</li> <li>○会期の決定</li> <li>○諸報告                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 諸般の報告（議長の動静）</li> <li>(2) 行政報告（町長）</li> </ul> </li> <li>○陳情 2件（陳情第2号・第3号 総文厚・経建常任委員会へ付託）</li> <li>○報告 2件（報告～質疑で終結）</li> <li>○一般質問（清議員・牧本議員・福留議員 3名）</li> </ul>	
〃	13	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般質問（西議員・佐田議員・岡林議員 3名）</li> <li>○総務文教厚生・経済建設常任委員会（陳情審査）</li> </ul>	
〃	14	木	休 会		
〃	15	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○同意 1件（提案理由～採決）</li> <li>○議案 14件（提案理由～採決）</li> <li>○陳情審査報告（報告～質疑～討論～採決）</li> <li>○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文厚・経建常任委員会）</li> <li>○閉会</li> </ul>	



# 平成30年第2回伊仙町議会定例会

第 1 日

平成30年6月12日



平成30年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年6月12日（火曜日） 午前10時10分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸報告

○日程第4 陳情第2号 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置について（経済建設常任委員会へ付託）

○日程第5 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消を図るための、2019年度政府予算に係る陳情書採択の要請について（総務文教厚生常任委員会へ付託）

○日程第6 報告第1号 平成29年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告（提案理由・補足説明・質疑のみ）

○日程第7 報告第2号 平成29年度伊仙町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告（提案理由・補足説明・質疑のみ）

○日程第8 一般質問（清平二議員、牧本和英議員、福留達也議員）3名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君                      事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
税務課長	名古 健二 君	町民生活課長	水本 斉 君
保健福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	直 章一郎 君
教委総務課長	喜 昭也 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学給センター所長	伊藤 勝徳 君	ほーらい館長	重村 浩次 君
選挙管理委員会書記長	鎌田 重博 君	総務課長補佐	寶 永英樹 君

平成30年 第2回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	清平二 (議席番号5)	1. 人材育成について	「長寿と子宝のまち」とのキャッチフレーズですが、臨時職員の方が引き続き雇用を希望しているにもかかわらず、継続して雇用されなかった方はいるのか、いれば安心して働ける職場といえるのでしょうか伺います。	町長
		2. 財政の健全化について	「全職員が行財政改革を行うつもりで」と施政方針にありましたが、各種契約などは法令にもとづき適正に行われていますか、また、公正、公平に行われているのか伺う。	町長
		3. 町民体育祭について	競争競技だけではなく、競争競技以外も増やすなど工夫して町民が融和し楽しく参加できる体育祭に出来ないか伺う。	教育長
		4. クリーンセンターについて	3町長で今後の計画を協議しているか、どのようにして今後の計画を東部地区の近隣住民に説明し納得させる考えなのか、また将来の建て替えに向けた基金積み立てについて伺う。	町長
		5. ハブ対策について	ハブの撲滅を目指す施策は考えているのか伺う。	町長
2	牧本和英 (議席番号2)	1. 教育行政について	①前回の一般質問で、教職員からの学校施設や設備、教材等についての要望等がないかを問いましたが、その後どのようなになっているのかを伺う。	教育長
			②行政側から各学校に出向いて施設や設備等の点検などは行っているのか伺う。	教育長
		2. 徳之島自動車学校について	生徒数の減少により、経営が厳しい状態となっているが、今後3町で早急な対応が必要と思われるが、町の考えを伺う。	町長
		3. 松くい虫被害について	枯れ松対策はその後どのようなになっているかを問う。	町長
		4. 農業振興について	①施政方針の中で、有害鳥獣対策事業を活用し農作物の栽培環境を整備します。とあるが、どこまで整備が進んでいるのかを問う。	町長
②バレイショ一時保管庫の設置の考えはないのかを問う。	町長			

3	福留 達也 (議席番号10)	1. 職員研修・懲戒のありかた等について	①町職員は採用後順次、勤務年数や能力に応じて主事、主任、係長、課長補佐、課長へと昇任していきますが、それぞれの段階における研修や指導はどのように行われているのか伺う。	町	長
			②職員による不祥事や不手際が生じた場合にどのような根拠に基づき処理しているのか三役を含め、不祥事等の度合いによる懲戒基準が設定されているのか伺う。	町	長
		2. 指揮命令系統のありかたについて	組織である以上、役職や年齢等に応じて部下の指導や助言をしなければならない場面がありますが、それが機能しているのか、最終判断権者である町長が直接関わり過ぎていて、担当課の課長等、前段階における職員の指導力がきちんと発揮されているのか伺う。	町	長
		3. 世界自然遺産登録について	登録延期の勧告をどのように受けとめているのか、そして今後の取組みの具体的な計画を伺う。	町	長
		4. 農政について	今期のバレイショ価格暴落の原因、今後の見通し、対策について伺う。	町	長
4	西 彦二 (議席番号3)	1. 農業政策について (糖業振興)	①昨年10月末の台風により、さとうきび等の農作物が多大な被害を受けたが、平成29年度産年内操業が行われた結果、平均基準糖度に満たず手取り価格が下落し、さとうきび産業は大変厳しい今期の製糖期となりました。 この深刻な現状を町としてどのような支援対策を考えているのか伺う。	町	長
			②今期、春植え推進計画の実施計画について、また夏植え推進の計画について町としてどのような支援対策を考えているのか伺う。	町	長
		(園芸振興)	①今期のバレイショ取引価格も、これまでになく価格が下落し生産農家は赤字経営を余儀なくされ大変困窮しています。 町としてどのような支援対策を考えているのか、また園芸農家に対する指定野菜価格安定制度の導入を検討できないか伺う。	町	長
			②町は目手久JA選果場の保冷施設の新設計画はないのか伺う。	町	長

4	西 彦二 (議席番号3)	2. 農業支援センター「青緑の里」について	①平成29年度に町が開設した農業支援センター「青緑の里」は、現在どのような人材育成、または支援を行っているのか問う。	町	長
			②新規就農者は何名か問う。	町	長
			③農業高校跡地のこれからの整備と活用について問う。	町	長
		3. 農業次世代人材投資資金について	当資金の取組み内容について、対象研修生は現在何名か。また今後も人材投資資金を活用し若手人材育成に取り組んでいくのか問う。	町	長
5	佐田 元 (議席番号4)	1. 平成28年度多世代交流機能拡張備品購入について	①入札は適切であったか問う。	副町	長
			②意図的な情報隠しがなされたのではないかと問う。	町	長
			③平成29年6月6日以降の町長の対応が遅れたため、このような重大な結果になったのではないかと問う。	町	長
			④交付金の返還を含め、町の損害の額はどのようになっているのか問う。また、受注者への賠償請求は行っているのか問う。	町	長
			⑤国や県からは、この事案に対してどのような指導を受けたのか。特に補助金の適正化法に関してどう考えているのか問う。	町	長
		2. 町長の施政方針について	「すべての町民が主役のまちづくり」とありますが、具体的にどのような事か問う。	町	長
6	岡林 剛也 (議席番号6)	1. 離島漁業再生支援交付金について	平成29年度離島漁業再生支援交付金事業において、不適切な予算執行が行われ補助金返納の事案が発生しているが、その事についての詳細な説明と今後の対応について問う。併せて平成30年度同事業の進捗状況を問う。	町	長

△開 会（開議） 午前10時10分

○議長（美島盛秀君）

ただいまから平成30年第2回伊仙町議会定例会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（美島盛秀君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、牧 徳久君、上木千恵造君、予備署名議員を、永田 誠君、福留達也君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（美島盛秀君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月12日から6月15日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日6月12日から6月15日までの4日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（美島盛秀君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、平成30年第1回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様のお手元にお配りしてありますとおりで、したがって、主な項目についてご報告をいたします。

3月から6月にかけてであります、4月の23日、平成30年第2回臨時会について説明をいたしたいと思っております。

この件に関しまして、議会運営に対する要望書が議会議長宛に参っております。議会運営委員長、副委員長のご二人からいただいております。このことにつきましては、4月23日の議会が了解されたという内容でありまして、議会運営を正常な議会で行うようにという要望でありました。この件につきましては、真摯に受けとめております。議会と執行部は、対等の立場でありますので、しか

しながら、伊仙町議会が全ての町民の幸せのための議会であったか疑問を感じている一人であります。議会でも最も大切なことは、一步下がって二歩下がらず、執行部と一定の距離を置いて、是々非々の立場で議論することが重要であります。これこそが車の両輪と言わざるを得ません。

去年10月の町長選挙、1月の議会議員選挙、この結果から、これから私たち伊仙町議会が果たさなければならないことはどのようなことであるか、真剣に議論をしていかなければなりません。議長としての責務を町民の皆さんの理解が得られるように、道徳的権威を持って、透明性のある議会運営に努めてまいります。

しかも、しがらみのない、しがらみを排除することにも全力を尽くして取り組んでいかなければなりません。このことを4月23日の了解のことについてご説明をいたしました。

それから、主だった内容につきまして、5月28日、全国町村議会議長会正副議長研修会に副議長とともに参加をいたしました。本当にこういう研修会が大切であるということ認識してまいりました。議会改革について、長崎県の小値賀町議会、徳島県的那珂町議会、福岡県の大刀洗町議会、この3議会から議会改革のあり方、あるいはまた、今後の議会への取り組み方などについて報告がありました。私たちも、このようなことを真剣に理解をしながら取り組んでいかなければなりません。長崎県の小値賀町は、人口2,477人で、議会の定数が8人であります。また、徳島県那珂町議会は、人口が8,400人で定数が14人あります。福岡県の大刀洗町は、人口が1万5,600人で定数が12名あります。この全国町村議会正副議長会の研修会におきまして、1,800余の町村議会から参加をいたしておりました。このような全国的にも、今、議会改革、そして、これからの議会議員のなり手問題等々議論がされているわけでありますので、伊仙町議会においても、このような議会改革について、誠心誠意取り組んでまいりたいと思っております。

以上、諸般の報告を終わります。

伊仙町監査委員より、平成30年5月分までの月例出納検査の結果、事務事業についておおむね適正であるが、改善されるべき点も見受けられるとの報告がなされております。

また、閲覧を希望される方は、事務局に常備してございますので、ご確認ください。

次に、町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

さらに、社会教育課で実施事業の物品未納の件で発生した、偽装の議会調書や支出命令書作成の件などで県に顛末書を提出してありますので、このことについて、説明があれば、これも許可します。

#### ○町長（大久保明君）

今、まさにシンガポールにおいて、世紀の会談と言われる会談が行われております。伊仙町議会も、今議会が、今、美島議長からあったように、議会改革、そして、そのことが町の、町民の全体の輪をつくり上げていくと、そして、そのことが伊仙町の発展につながっていくというふうに思っております。世紀の議会とは言わないかもしれませんが、活発な議論のできる議会であることを期待いたしたいと思っております。

それでは、3月議会以降の主な行事につきましては、議員の方々に配付してあるとおりでございますけれども、内容について、詳しく説明をする必要があることに関しましては、説明をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3月23日に、糸木名のほうでスッポンを経営している中村社長様が、友人で沖縄県においてサツマイモの加工施設をどんどんつくって成功している方がいらっしゃるということで紹介をしていただきました。伊仙町が、2、3年前にバレイショの加工についていろいろアプローチしていた経緯がありますけれども、そういうことも十分可能であるということでありました。重要なことは、この事業、このプラントをいかに国のほうから補助金等の可能性を引き出すということではないかというふうに、今は考えております。そのことにも全力で取り組んでまいりたいと思っております。

3月26日に、報道ライブインサイドOUT、これは、BSの11でありますけれども、このことに伊仙町が国産コーヒー栽培と長寿・子宝について、これは生放送でありましたけれども、50分間伊仙町を代表して発表してまいりました。また、番組中では、伊仙町のいろんなビデオが流れておりました。

翌27日には、みずほ総研の担当の方が子宝の取材に参りました。

これには載っておりませんが、4月1日、阿権小学校のバレーボール部が全国準優勝という大変な快挙を成し遂げました。去年は、伊仙合同チームの全国大会突破、富山大生さんの個人全国優勝などの快挙に続いた素晴らしい子供たちの活躍でございました。小規模であっても実現できるということを実際に示していただいたと思っております。

4月2日には、入庁式がございまして、10人の新しい採用された職員、そして、地域おこし協力隊1人について辞令をお渡しいたしました。

4月3日、農業委員会の臨時総会に参加いたしまして、今、若者が土地を探していくと、新しい農業をしていくために、土地の有効活用をどのようにしていくかということで模索している中で、農水省が打ち出した中間管理機構にいかにして誘導していくかということが重要であるということ、そして、若者が就農しても安心して土地を取得して挑戦できるような体制をつくっていくことが重要であると思っております。その日には、南西糖業の田村社長が来島いたしまして、今回の塩害対策などについて、糖度が下がったことについての説明がございました。そしてまた、新しいプランター、ビレットプランターとミニプランターの推進を訴えてまいりました。さらに、夏植えの重要性を訴えたところでありました。

4月5日には、徳之島広域連合で、西目手久集落での説明会がございまして、35人の地元の方が参加いたしまして、意見交換会を述べたところでもあります。

4月7日は、第51回目の戦艦大和旗艦とする第二艦隊の慰霊祭が行われまして、取材のほうもかなり多くなってまいりました。

次のページ、4月9日、宇都隆史衆議院議員が来庁いたしまして、本年度の防衛白書に、南西防衛の重要性が明記されるということでありました。

4月9日は、区長会が新体制で行われまして、新しく約半分の方が区長になられまして辞令を交付したところでございます。

4月11日には、東京の大手町において、アパマン株式会社と伊仙町の包括連携協定を結びました。今後、アパマンの子会社であるファビット、そして、ジュノールが、既に伊仙町のほうで、ファビットのほうで、コワーキングスペースの設計、そして、伊仙町内数カ所で自転車の駐輪場をつくって、これを貸していくということは、既に実行なされております。ジュノールという婚活の会社が伊仙町に事務所を置く計画を立てております。アパマン本社に関しましては、瀬田海のほうを視察いたしまして、瀬田海周辺に約15戸のコテージの建築を行っていききたいと。さらに、町内に15のコテージを、合計30戸をつくっていききたいというふうな申し出がございました。

5月4日には、泉重千代翁の33回忌法要祭が盛大に行われました。阿三出身の現在茨城県古河市議会議員である四本博文様の行動力でもって多くの方が参加したことでありますが、これは、その記者会見を県庁で4月16日に行って、5月4日には、盛大に泉重千代翁の33回忌祭を行いました。そのことは、町が土地問題などでなかなか動くことができなかったのを、民間の一個人がここまで持ってきたということは、1人の人間が情熱を持って行動すれば、行政がなかなかできないことも成し遂げるということを、私たちに示していただきました。

4月18日には、福岡県の広川町議会が視察に参りまして、職員約10名で対応いたしました。この全国からの伊仙町に視察は広川町も含めて今年になって7市町が行っておりますけれども、職員のオリエンテーション能力、説明能力もかなり向上していますし、また、私たちも、その質問の中で多くのことを、伊仙町ももっともっとこうしたら改善できるのではないかな等の示唆を受けております。

4月23日、これには載っておりませんが、今議長の発表があった臨時議会がございました。

そして、4月20日には、これ目手久のAGF農場と書いてありますけれども、東面縄かもしれません。泉さんの農場で約200本のコーヒーの苗植え式を行いました。

4月25日には、高知県梶原町議会の視察がございました。梶原町というのは、坂本龍馬が土佐藩を脱藩したときの由緒ある町だそうでございます。

同25日には、小板橋日本マルコ社長が来庁いたしまして、9月から糸木名の工場に新しい部品製造の機械を入れていくということで、職員をさらに増やして17名になるということでございました。

5月1日には、公明党の離島振興対策本部、これはティダ委員会と申しておりますけれども、初めて徳之島で開催されまして、遠山先生、そして、両親が天城町瀬滝の出身である里見先生たちが来島いたしまして、私のほうからは、関西から徳之島への直行便の要請を強力に行ったところでございます。

4月4日は、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、この日の朝、環境省より朝早く、世界自然遺産登録が延期になったという衝撃的な報告がございました。

5月14日には、ほーらい館の運営審議会がございまして、消費税の上昇分だけ使用料も上げていくということでございました。

17日には、富山県氷見市議会の視察がございました。

5月18日には、南大島保護区保護士会研修会及び総会がございまして、保護士の方々がサポートセンターを徳之島町のほうにつくりまして、これは、保護士の方々が保護をされる本人ないしは、その家族の方々と面接する場所を、自宅ではなくてこのサポートセンターで行っていくということでございます。

同日、伊仙町商工会の総会がございまして、商工会もこれからは、JAとの包括連携協定を結んだそうでありますけれども、多業種が同時になって、自分たちの団体の発展を推進していくという状況になっていく流れが出てまいりました。

5月24日には、山口県光市議会の視察、そして、その後、鹿児島県の漁港漁場協会の通常総会に参加いたしました。水産庁の漁港整備部長が、研修会での話でございますけれども、今、全国の漁場・漁港が衰退していると。その中で、漁港の交流的な役割をするためのいろんな事業をこれから推進していきたいということでございます。伊仙町においては、前泊港が漁港でありますので、この事業を獲得して、前泊漁港のいろんな整備、トイレ等、そして、今懸案となっております70mの防波堤の欠損を改修していくように要望してまいりたいと思います。

5月25日には、徳之島建設業協会の通常総会及び懇談会がありまして、会長のほうから、虹の会の方々を案内をしておりました。また、農業関係、観光関係の方々を交流会で参加いたしまして、これから、建設業協会も、先ほども申したように、商工会が商工会単独でやるんじゃなくて、建設業協会のように、あらゆる分野の方々と連携をとっていくことが、お互いの利益につながっていくというふうなことでございました。

製糖終了感謝デーが5月27日に開催されまして、19万tというトン数でありましたけれども、糖度が12.7%という形で、これは過去最低でございました。また、研修会のほうで、農林27号の推薦がございました。

5月28日には、伊仙町の名誉町民でもある徳田虎雄顕彰記念館が亀徳のほうで開館いたしまして、参加をいたしました。

5月30日より東京出張の初日に、農業農村整備事業の代表といたしまして中央要請活動を行いまして、午前中は、これは急遽でありましたけれども、徳之島3町長と金子代議員を含めて防衛省のほうに、これは、各幕僚長にお会いいたしまして、徳之島の今後の、今、中国のジェット機等がこの徳之島近海の空のほうにも来ているということで、宇都先生が前講演で話したように、那覇と鹿屋の間がエアポケットになっていると。そこを外国の航空機がどんどん通過する可能性があるということで、徳之島にもそれに対応するような施設を今後必要でないかというふうな要望でございました。

それから、阿三集落において、6月2日にサトウキビの収穫祝いがございました。以前は、各集落で盛大に行っていた中で、阿三集落、木之香集落などでこのような収穫祝いが盛大に開催されるようになってきております。

6月6日に清掃審議会の委員会がございまして、新しく美延会長が決定いたしまして、今後、リサイクルに向けた形でのいろんな分別の方法等、また、環境問題の専門家である目手久に移住してこられた小原先生の指導等を受けていきたいという話でございました。

6日には、読谷村の議会が、なくさみ館の視察に来られまして、読谷村もドーム型の闘牛場を建設するに意欲を燃やしておりました。

6月11日には、野村證券の鹿児島支店長以下お2人が来庁いたしまして、この野村證券も今後は各自治体との連携ということで、伊仙町において、管理職研修会などをボランティアで行ってきたいということでした。

以上、長くなりましたけども、この3カ月間の行政報告といたします。

**○議長（美島盛秀君）**

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 陳情第2号 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特別措置について

△ 日程第5 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消を図るための、2019年度政府予算に係る陳情書採択の要望について

**○議長（美島盛秀君）**

日程第4 陳情第2号、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特別措置について、日程第5 陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消を図るための、2019年度政府予算に係る陳情書採択の要望についての2件を一括して議題とします。

平成30年第1回定例会をこれまで受理した請願書並びに陳情書は2件です。したがって、お手元にお配りした請願、陳情文書一覧のとおり、陳情第2号については、所管する経済建設常任委員会に付託し、陳情第3号につきましては、所管する総務文教厚生常任委員会に付託したので、報告します。

△ 日程第6 報告第1号 平成29年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

**○議長（美島盛秀君）**

日程第6 報告第1号、平成29年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について議題とします。

提案者より報告を求めます。

**○町長（大久保明君）**

平成30年第2回伊仙町議会定例会に提案いたしました報告第1号について、提案理由の説明をい

たします。

報告第1号は、平成29年度一般会計繰越明許費繰越計算書を、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（池田俊博君）

それでは、報告第1号、平成29年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書について、補足説明をいたします。

5款農林水産業費1項農業費、事業名、糖業振興管理費、強い農業づくり交付金事業1億3,405万2,000円、畜産振興管理費、畜産基盤再編総合整備事業1,104万3,000円を平成29年度から平成30年度へ繰り越すものであります。

7款土木費2項道路橋梁費、事業名、過疎対策道路整備事業790万2,000円、社会資本整備総合交付金事業7,064万9,000円及び4項住宅費、公営住宅建設事業費1,682万1,000円を平成29年度から平成30年度へ繰り越すものであります。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費、事業名、港湾施設災害復旧事業5,509万2,000円を平成29年度から平成30年度へ繰り越すものであります。

合計2億9,555万9,000円を平成30年度へ繰り越すものであります。

財源内訳として、国県支出金2億2,667万7,000円、地方債4,310万円、その他財源1,104万3,000円、既収入特定財源16万6,000円及び一般財源1,457万3,000円となっております。

以上、繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（美島盛秀君）

報告第1号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号、平成29年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、これで終了します。

△ 日程第7 報告第2号 平成29年度伊仙町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告

○議長（美島盛秀君）

日程第7 報告第2号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、議題とします。

提案者より報告を求めます。

○町長（大久保明君）

報告第2号は、簡易水道特別会計繰越計算書、地方自治法施行令第146条2項の規定により報告するものであります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があればこれを許します。

○水道課長（福島隆也君）

報告第2号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明いたします。

1款水道事業費3項配水給水費、事業名、西部地区基幹改良事業、金額1,570万4,000円のうち710万8,000円を、また、西部地区基幹改良事業1億4,057万8,000円のうち1,007万円を、以上、合計1,717万8,000円を平成30年度へ繰り越すものといたします。

以上、報告いたします。

○議長（美島盛秀君）

報告第2号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、これで終結します。

## △ 日程第8 一般質問

○議長（美島盛秀君）

日程第8 一般質問を行います。

初めに、清平二君の一般質問を許します。

○5番（清平二君）

おはようございます。5番の清平二です。私は、子や孫に誇れるまちづくりをスローガンとして一生懸命頑張ります。また、町民の代表として、一般質問を行いますので、明瞭快活なご回答を期待します。また、インターネットで伊仙町議会を公開し、公正・公平なまちとして発信して、伊仙町をアピールすることに期待します。

まず、第1、人材育成について。

伊仙町は、長寿と子宝のまちというキャッチフレーズですが、4月より臨時職員の方々が引き続き雇用を希望しているにもかかわらず、継続して雇用されなかった方はいるのかお伺いします。やはり、伊仙町は、安心して働ける職場づくりをしていただきたいと思いますので、ご回答お願いします。

2 番目以降は自席にて質問いたしますので、よろしくお願ひします。

○町長（大久保明君）

清議員の一般質問にお答えいたします。

人材育成についてでございますけれども、私たち執行部も、この間ずっと人材育成、そして、安心して働けるような職場づくりに邁進してまいりました。質問の臨時職員の件に関しましては、詳細については担当のほうから説明をしていただきます。

ある方、2人が町長室に来て、そのことを訴えた状況のことかもしれませんけれども、職場というのは、安心して働けるような職場を、全職員が基本的にはつくっていくと。そこには輪がなければならぬと私は思っておりますので、清議員と同じように、人材育成に関しましては、今までも取り組んできたし、そして、伊仙町がこの数年間、社会的人口増加ができたということは、多くの雇用が生まれてきたことの証でもありますので、今後とも、若い人たちが、島に帰ってきて、どんどん働けるようなまちづくり、そのためには、いろんな資格を持ったりするような指導、教育も、今まで以上にやってまいりたいと思っております。

○総務課長（池田俊博君）

清議員の質問に、町長の補足をいたします。

雇用契約についてですが、これは、各課のほうから伺い書が会議されて、決裁を得て雇用契約を結ぶ運びとなっております。その関係で、先ほど町長が2名という言葉ですけれども、詳細については把握はしてございません、何名がというのは。臨時的任用に関しましては、地方公務員法にのっとり適正な雇用を行うように努めております。そして、安心して働ける職場ということは、先ほど町長もございましたが、職場の輪を乱さない、壊さない、そして、何よりも環境がすばらしい職場環境をつくり上げることこそが大事であると思っております。そこら辺のところ、雇用契約のほうは結んでいるところでございます。

○5番（清 平二君）

私が、一応資料請求をしたわけですが、その中で、各課で非常に新規の方々の雇用、あるいは継続の方々がいますけれども、その中で今訂正のほうは、給食センターのほうですか。私にももらった資料では、調理員8名が継続という資料をもらいましたが、今日になってから、継続6人、新規2人ということになります。今まで8名を雇用していたのに、ただ、契約年月日が来たというだけで契約をしなかったのか、あるいはこの2人の新規いますけれども、2人新規、また、2人が解雇されたということですが、やはり若い方なのかどうか、子宝のまちと言われておりますので、非常に若い方々が働く場があって、安心して伊仙町で子供の生活、子宝を続けていけると思っておりますので、その辺のところを再度お伺いします。

○総務課長（池田俊博君）

雇用契約という言葉、地方公務員法の第22条に載っているとおり、緊急の場合、または臨時の職に関する場合においては、6月を超えない期間で臨時的な任用を行うというように公務員法で規定

されております。そこで、解雇という意味合いでなくて、毎年雇用をしていく、本来でしたら、臨時の職の場合においては、その期間内においては新しくかわっていく、これが地方公務員法で規定されているところでございます。

**○学給センター所長（伊藤勝徳君）**

清議員の先ほどの質問にお答えいたします。

先般提出しました資料ですけど、ちょっと勘違いなのですが、8名のうち6名が継続で、後の2人が新規採用ということです。新規といいますか、後の2人ですけど、一応4月の時点では、仕事の内容を見てからということだったのですが、1人はその後、5月1日のほうで雇用ということで、この方は若い子で、20歳の子になります。

以上です。

**○5番（清 平二君）**

私に資料請求したときに8名は継続、今、今日配られたのが新規2名ということで、6名が継続ということですけども、1人は若い方で、1名は5月から雇用したということですけども、やはりそういう若い方々を雇用して行って、地方公務員法もあると思うんですけども規律や職場の輪を乱すような人じゃなければ、安心して働けるという職場づくりに努めてほしいと思います。

ちまたにいろいろ町民の声がいろいろ聞こえてきますけれども、まさかこういうことはないだろうと私は思いますけども、町長、副町長が臨時職の方々ですか、何かさきの選挙で協力したら継続しますとかいう声がありますけれども、こういうのが事実かどうかお伺いします。

**○町長（大久保明君）**

全くそういう話はありませんので、ですから議会においてこういううわさがあるとか、巷でこういったということは、よく話がありますけれども、根拠がなければ、なるべくそういう話はしないほうが健全じゃないかと思えます。全くそういうことは私も副町長もございません。

**○5番（清 平二君）**

大変失礼しました。町民に疑われるようなことをしては、町民がそういう声が出てきますので、そういうことがないようにお願いしたいと思います。

さっき南海日日新聞の6月4日ですか、南海日日新聞に載っていましたが、日米で飲食店経営の重田光康さんが天城町での基調講演の一節があります。やはり職員、従業員と同じ目線に立ち、真心に接して人を動かすことが重要である。そこから得られた絆が広がることで、経済面で大きな力になると悟っています。

ぜひこの言葉を参考にして伊仙町の職員の方々にも指導していただき、また執行部もそのようなことを指導することを期待し、人材育成については質問を終わります。

それと、2番目、財政の健全化についてですけども、さきの町長の施政方針の中で、全職員が行財政改革を行うつもりでと、施政方針にありましたが、今回、私が各種契約など、法令に基づき適正に行われているかどうか、また公正公平に行われているのかをお伺いします。

○町長（大久保明君）

全職員が行財政改革をする覚悟で取り組んでいくことが、今までもそうでありましたけれども、さらに重要になると思います。

今後、少子高齢化の時代になって人口減少がどんどん進んでいけば、地方交付税もどんどんどんどん少なくなってきますし、多くの方々がこの町に残り、そしてこの町に戻ってきて地域づくりをするような社会づくりが最大の行財政改革に効果があるわけでありますので、そのことを取り組んでまいりますし、また全ての町民が主役のまちづくりということを私は宣言しておりますので、そういう形での公平公正さを貫いてまいりたいと思っております。

○5番（清 平二君）

それでは、随意契約についてお尋ねいたします。

各種契約はなされていますけども、この随意契約とはどういうものか、ご答弁をお願いします。

○副町長（稲 隆仁君）

随意契約についてのお問い合わせでありますけれども、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令167条の2項の各項に該当する事業等については、随意契約をすることができるというふうになっております。それにのっとり随意契約を結んでいるところでございます。

○5番（清 平二君）

随意契約といいますけども、その金額がどういうふうに決められているのか、お尋ねします。

○副町長（稲 隆仁君）

金額についてのお問い合わせでありますけれども、町におきましては、工事または製造の請負は130万円以下、さらに財産の借入れ80万円、物件の借入れ40万円、財産の売り払い35万円、物件の貸し付け35万円、もろもろそれ以外のものにつきまして、50万円以下の金額、事業等については随意契約をすることができるというふうになっておるわけでございます。

○5番（清 平二君）

30年度の予算執行にかかわる各種契約書を資料としていただいたのですが、この中にやはり非常に委託契約が何か随意契約されていて、100万とか200万、あるいは大きいものになると1,000万というのもありますので、やはりこの辺のところの各種契約が今話されたように60万とありますけれども、安易に随意契約をしているのが見受けられるような気がしますが、どうでしょうか、随意契約は正しく行われているのかどうか。

○副町長（稲 隆仁君）

随意契約の第1項が今申し上げましたその金額以下の事業等については契約ができるということでありまして、今議員のご指摘のことにつきましては、地方自治法施行令第167条第2項の第6号に競争入札に付することが不利と認められるとき、この事案につきましてご説明申し上げたいと思っておりますけれども、現に契約履行中の施工業者に履行させたとき、例えば工事中で、道路工事の中で水道工事をするときに、それを別々にすると、工期もするし、また事業費がかさむということ

で、こういうことに関すると認められるときにおきましては、工期の短縮、経費の節減が確保できるといふふうに認められるときには随意契約ができるという条項がございますので、その条項にのっとり契約を締結している次第でございます。

○5番（清 平二君）

資料によりますと、例えば款8項1目3の13委託料ですけれども、防災無線保守あるいは設計監理委託料ありますけれども、205万2,000円、予算額と同じ額で入札額となっていますけれども、やはりこの辺の予算と契約が同じというのは、やはりいろいろ察しますので、その辺のところはいかがでしょうか。

○副町長（稲 隆仁君）

今ご指摘の事業につきましてでありますけれども、予算イコール工事費等になると、これにつきましては、精査した予算であれば、確かに金額が非常に近くなるということもあろうかと思えますけれども、167条の第1項2号に、特殊な技術と機械設備等における事業、工事、一般競争入札に付することが不利と認められるというふうな状況で、特殊性のあるものについては、直接その業者と契約するということとなります。

○5番（清 平二君）

やはり行財政改革を行うのであれば、そういう特殊なものであっても、ある程度は業者の方々にご協力をいただき、財政をなるべく少しでも安くして、予算を適正に使ってほしいなと思います。

次に、これは今回の条例にも出ていますけれども、5款の5、1、17の7、雇用ですけれども、農業支援センターの雇用が300万ほど契約されていますけれども、今回の予算にも25万円という報酬条例が出てきて、これと同一なのかどうか、契約をしたのは300万であれば、単純に月で割れば24万円になろうかと思えますけれども、それが当初予算の一般会計のページ61ページ、288万円で私たち議会のほうには提出してありますけれども、雇用の7の賃金で300万円としてあります。この辺のところを説明をしていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

○議長（美島盛秀君）

今の質問に答弁してください。一般質問していますから。財政健全化で言っているわけだから、財政改革で、それぐらい職員は。

休憩 午前11時10分

---

再開 午前11時20分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

注意をいたします。議会がスムーズに進行するためには、議長には議場内の秩序を保つために議事整理権がありますので、質問あるいは質疑中に途中からの問題点に対しての質問者と答弁者以外の質問等は禁止します。

また、職員は通告されております質問に対しまして、予算書との整合性をしっかりと精査した上で答弁をしていただきたいと思います。

○5番（清 平二君）

今いろいろ契約書を見せていただきましたけれども、安易に随意契約というのが金額が大きいものに出てきています。やはりこういうのは随意じゃなくて、入札にできるものは入札に持って行って、経費削減を図っていただきたいと思います。その辺のところは執行部の方々はしっかりと守っていただき、町民にわかりやすいようにしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。安易に随意契約をしないようにお願いします。

○副町長（稲 隆仁君）

議員の指摘のとおり、経費削減等もございますので、安易な随契というのはこれまでも気をつけているつもりでありますけれども、今後ともさらに気をつけて取り組んでまいりたいと思います。

○5番（清 平二君）

予算執行に対しては、やはり透明性があるように、安易な契約をしないようにお願いしたいと思います。

では3番目、町民体育祭についてですけれども、やはり今ある町民体育祭は、ここ何十年と同じ競争しか見受けられませんが、やはり私たち小規模校においては、非常に走る、競争性のあるもの、若い人たちに非常にきつい思いをさせております。そして、若い方々が帰ってきても、どの集落内に地区内に校区内に居住しないで、校区内から出ていくという方もいますので、やはりこの辺のところは見直す必要があるんじゃないかなと思いますけれども、どうお考えでしょうか。

○社会教育課長（稲田良和君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。

町民体育祭のプログラム編成については、各校区のスポーツ推進員及び監督で協議し決定しているところでございます。

現在競争競技以外といたしましては、幼稚園の遊戯、各種スポーツ選手監督表彰、職域リレー、3年目になります夢舞台、町女連によるマスゲーム等があります。

町民体育祭の選手選考であります、出身地を最優先として選手選考を行っているところでございます。

○5番（清 平二君）

ぜひ町民体育祭は、全町民が参加されるような方向にしていきたいと思います。それらのところをやはり校区対抗だけでなく、これは見直す必要があると思いますので、そのところを見直して町民全体が楽しい町民体育祭にできるようにお願いします。

○13番（樺山 一君）

質問の仕方が違うんじゃないの。質問者に対して、最初町長が答えるべきじゃないの。一般質問というのは。そしてまた質問させ方が違う。従来とは。一問一答で質問をするのではなくて、質問

したら。

○議長（美島盛秀君）

申し合わせてそうでしたけれども、返ってきてしまったから、もうついでにさせたのだけど。

○13番（樺山 一君）

質問者が3番を質問するのだったら、最初町長が答えるべきだと思いますけど。

○町長（大久保明君）

今樺山議員が指摘したとおりで、私も最初、これちょっと流れがおかしいなと思っていましたけれども、流れに乗ってしまいました。

町民体育大会、今小規模校の青年たちがいろいろきついという話がございます。そのために集落内に居住したくないと。これはいろんな理由があるかもしれませんが、買い物がしにくいとか、いろいろあるかもしれませんが、町民体育大会においては、ハンディ制が導入されて十数年たって、今比較的安定はしています。

また、先ほど社会教育課長が話したように、出身地から出場することも十分可能であるし、また大規模校からなかなか選手選定されない方々が、中学校区内に出るということも今までも慣行としてやっているわけでございますので、最初に清議員が申し上げた小規模校を残すということは、これは伊仙町が国県の方向と逆に残すということをやってきた結果、小規模校区に住宅政策を推進して、小島のほうにも町政史上初めて住宅ができたというふうに聞いておりますけれども、そういったことをこれからも推進していくことが、結果として若者の定住につながっていくことになるし、体育祭が、全町民が参加ということ、これは物理的には不可能かもしれませんが、なるべくそういった形でみんなが活躍できる体育祭というものに向かっていくことは正しいと思っております。

○5番（清 平二君）

やはり町民体育祭等もほとんどの方が出席、参加できるような方向に種目なども選んで、少し改革してほしいなど、改革してほしいです。

それでは、次にクリーンセンターについてお伺いします。

○議長（美島盛秀君）

答弁は要らないの。

○5番（清 平二君）

答弁はいいです。クリーンセンターについて。3月、私がクリーンセンターについて質問いたしましたけれども、その後の3町の町長の打ち合わせをしたのかどうか、あるいはまた、先ほどの報告にありましたけれども、西目手久の説明会を行いましたけれども、西目手久だけでいいのか、やはり私は他の地区でも説明会をして、地域の協力を得てクリーンセンターを運営するのが正しいと思いますけれども、その辺のところをお伺いします。

○町長（大久保明君）

先ほど申し上げたように、行政報告で申し上げたとおり、西目手久地区で35名の方が参加いたしました、その中に清議員も参加していただきました。

おっしゃるとおり、説明をこれからかなりしていかなないと、例えばあの日申し上げましたけれども、焼却炉をつくる時代、20年ぐらい前はダイオキシンというのが社会問題化されておりましたので、そのダイオキシンを完全に消滅させるまでに溶融炉をつくらなければいけないということなどがあって、多額の建設費がかかったわけでありましてけれども、その後ダイオキシンは焼却して地中にもある程度の濃度であるわけでありまして、人体には溶融炉なしでも安全だということがほぼ証明されてきた中で、そのことをまた島民の方々に熟知はされていないと思いますので、そういう経緯があったということを説明しなければなりません。

それは、やはり煙がたまに白い煙じゃないとか、いろいろ特に集落の方々は懸念していますので、その中にも安全だということをさらに説明をしていかなければならないし、今後の焼却炉に関しましては、新しい連合長のもとで、今後の延命化を含めて何年ぐらいの延命化なのか、次は再び焼却炉を別の場所に移すのか、リサイクルセンターを近隣でやるのかも含めて協議会を立ち上げていくということになりますので、これから人口減の中で、この数年焼却量も徐々に減ってきておりますので、そういった中で安心安全な焼却炉という形と、それからイメージをもっともっとよくしていかなければならないと思います。

そのためには、この前クリーンセンターの方々と話したら、台風とかいろんな、一つの焼却炉が故障したときに、外にかなりの布団とかあらゆるものが積まれておることは、見た目にもよくないということで、あれも土日も含めて即刻焼却できるような体制をつくってほしいという要望などを行っておりますので、そういうことも含めて、今回、広域連合議会でも清議員もまた積極的に質問をして、改善できるようになっていくのではないかと、期待をしておりますので、全島民が理解できるようなシステムをつくっていかねばならないとは考えていきます。

○5番（清 平二君）

私が質問しているのは、やはりその後、3町で焼却炉の計画とかあるいは今後の計画、あるいは基金積み立てなんか話し合いをしたのかどうか、やはり計画的に進めていかないといけないと思いますので、3町でどのように話し合いをしたのかをお伺いします。

○町長（大久保明君）

先ほど申し上げたように、新しい連合長が4月からかわりましたので、その中で今後の計画等、基金については考えていくようには議論していくようには話をしております。

ですから、そういったことを考えた場合に、予算というのが制限がありますので、65億を費やして償還が終わったのがつい最近でございます。それが、どれだけ徳之島の財政を圧迫してきたかということを考えてみた場合に、いかに安い予算で間違いのない施設をつくっていくかと、そのことは、全島民としっかり理解して、例えば今生ごみをどうするかなども含めて、堆肥化していけば、

畑になんかでも堆肥をまくことは可能であるとかいうメリットの部分をもう少し詰めをしていって、私が思っているのは、広域連合議会でも何回も発言しましたがけれども、幾つかの自治体がリサイクル化に進んでおりますので、その自治体の職員を近いうちに招聘して、説明会をするというふうな段取りも進んでおります。

そういった方向でいくための基金積み立ては、これは必ずやっていかなければなりません。

○議長（美島盛秀君）

町長、3町でその話し合いが進んでいるかどうかということについての質問ですから。

○町長（大久保明君）

ですから話はしておりますので、ただ広域連合議会ではそのことをしっかりと説明をしなければいけないと思います。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問に補足します。

5月14日に徳之島3町の環境行政担当課長が集まって広域連合に対する協議会を開いております。その中で高岡連合長の見解といたしまして、今後の方向性を定めるために議論を重ね、今年10月までに再度住民説明会を開催して、今後2年目をめどに協議会等の内容を参考にして、方向性を定めると表明しております。住民の見解を、考えを示しているということです。

○5番（清 平二君）

この前の住民説明会の中では、私も参加しましたがけれども、やはり西目手久地区は一刻も早くどこかに設置をするようにという声だったと思いますので、その住民の意思をしっかりと聞いて、3町で話し合いをして、解決をしていただきますようにお願いします。

では次、ずっと施政方針から来ているわけですがけれども。

○議長（美島盛秀君）

清議員、最後の答弁まで聞いてください。

○5番（清 平二君）

答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

これは、場所に関しまして、広域連合議会の中で何回も議論になりましたけれども、現実に15年たったら、他の町に移すという書類はどこを探してもない状況でございます。そのことはまずそういう現実があるということ、それから今後西目手久の方々、この前確かにかなり強硬な方がいましたけれども、例えばあのときの条件というのがあって、西目手久に設置する条件というのがありまして、幾つかの条件は、ほぼ8割クリアをしていると思います。

あとは西下線から県道までの道路という条件が今後の課題でございますけれども、しかしその条件そのものは、当時の連合長との公印のついたものは、これもまた全くないという状況などもありますので、その辺も含めて、西目手久の方々の大多数の方が、方向性を示して、広域連合と一体と

なっているようにどうしたらいいかを今後協議を重ねていかなければならないと思います。

○5番（清 平二君）

やはり住民説明会も西目手久だけではなくて、面縄あるいは東目手久、こういう地域を広めてやっていただきたいと思います。そのように計画があるのかどうかお尋ねします。

○町長（大久保明君）

まさにおっしゃるとおりでございますので、これは説明会を各集落でやるか、例えば東部地区全体的の方々を中心にやっていくかなどを含めて、しっかりと実現、これは説明会をやってまいります。

○5番（清 平二君）

やはり地域の方々の意見を聞いて、クリーンセンターの運営、そして今後の計画を実施していただきたいと思います。

次に、5番目のハブ対策についてですけれども、私はこの施政方針の中でもこのハブ対策というのは、聞いてもいないし、見てもいないわけですので、予算は出ています。しかし、私たち徳之島では非常に生活に苦勞していると思います。そういうことで、今後のハブ対策をどうするのか、町長のお考えを示していただきたいと思います。

○町長（大久保明君）

あとで担当課長のほうが具体的な説明があると思いますが、ハブ咬傷による亡くなられた方は、徳之島では近年いないと思います。ただ奄美大島で、瀬戸内町で1人亡くなった方がいますけれども、昔のように後遺症が残るとか、ショックで亡くなるとかいう事例は最近少ない状況であるし、咬傷者そのものも横ばいか以前に比べたらかなり減ってきている状況で、ハブ対策そのものは結果としては功を奏していると思いますけれども、撲滅ということが可能かどうか、それはわかりませんし、またいろいろ、これはある会議で出たんですけれども、ハブが人体に影響を与えないぐらいのことであれば、ハブを絶滅、この島々しかない固有種であるわけですから、絶滅することであれば、またユネスコ、その辺からいろいろ苦情が出る可能性があるという話はしておりますので、非常に難しい、撲滅というのは難しい状況があると思います。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問に補足いたします。

近年の現況を報告いたします。

伊仙町の近年のハブ買い上げ状況を見ますと、この5年間を推計してみますと、平均1,790匹となっております。年々若干ですけれども、減少ぎみでございます。

また、ハブの咬傷者は、これは年間、これも5年間推計いたしまして、7.2人と横ばい状況でございます。

現況では、やはりこの対策としましては、住民に家の周り等、またクリーン作戦等におきまして、道路の草を刈っていただきまして、ハブが生息しにくい環境をつくるのが適当ではないかと思っておりますので、これからもいろいろ広報、無線やら広報紙等で周知してまいりたいと思っております。

○5番（清 平二君）

以前はハブ1匹が5,000円という時代もありましたけれども、やはり徳之島、奄美大島、沖縄にいますので、こういうのをもっと県や国に訴えて、買い上げ価格を上げるという方法に進んでほしいと思いますけども、その辺のところは、県、国に話し合いをしたことがあるのかどうかお伺いします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この他の町議会の一般質問で価格が減額した制度でハブ捕獲が減ったのではとの質問がありましたが、本町ではこれは今のところ、予測できない現状であります。2、3年前ぐらいに、大島郡のほうの議会のほうで陳情が上がったと思います。

○5番（清 平二君）

大島郡で上がったということですが、こういう問題を伊仙町も積極的に訴えていって、買い上げ価格が上がれば、町民の生活というか、経済効果も出てくると思いますので、ぜひ国県に訴えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（大久保明君）

このことは、郡の年1回ハブ対策委員会がございます。その中で何回も要望していますけれども、県自体の予算というものはこれ以上ふやすことができないということがございますので、国が予算を出すということは今までないわけでありまして、そういうことは今後とも要望していく必要があると思います。

○5番（清 平二君）

ぜひ住民が安心して暮らせるまちづくりのために、ハブ問題は大きいと思いますので、これを積極的に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長（美島盛秀君）

これで、清 平二君の一般質問を終了します。

次の一般質問は午後1時から再開します。

休憩 午前11時48分

---

再開 午後 1時04分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

牧本和英君の一般質問を許します。

○2番（牧本和英君）

2番、牧本和英君です。ただいま議長の許可がございましたので、質問させていただきます。

1、教育行政について。

①前回の一般質問で、教職員からの学校施設や設備、教材等について要望などがなかったかを伺いましたが、その後どうなっているのかを伺う。

②行政側から各学校に向けて、施設や設備等の点検などを行っているかを伺う。

2 番目に、徳之島自動車学校について。

年々生徒数の減少により、経営が厳しい状態となっているが、今後 3 町で急速な対応が必要と思われるが、町の考えを伺う。

3、松くい虫被害について、枯れ松対策はどのようになっているのかを伺う。

4、農業振興について。

施政方針の中で、有害鳥獣対策事業を活用し農作物の栽培環境を整備しますとあるが、どこまで整備されているのかを伺う。

②バレイショ一時保管庫の設置の考えはないかを伺う。

これで 1 回目の質問を終わります。2 回目からは自席で質問いたしたいと思います。

#### ○教育長（直章一郎君）

牧本議員の質問にお答えします。

第 1 回定例議会で学校職員からの要望として、学校設備の設備環境あるいは改善、教育機器の整備、そして住宅環境の改善などの要望があると答弁しました。その後どのようになっているかという質問ですが、まず初めに、学校施設の改善、住宅環境の改善などの要望があると答弁しました。その後どのようになっているかという質問ですが、まず、学校施設の改善、住宅環境の改善については、学校からの問い合わせに即対応するように担当者に指示しています。教育の IT 化については、まず各学校への電子黒板の配備を進めようとしています。電子黒板は教育効果が高いので、非常に高価な機器であり、単に買って各学校に配置すればよいというものではありません。このようなことから準備に時間を要しましたが、めどが付き、7 月上旬から 8 月中旬にかけて順次各学校に導入を進めていける見通しとなっています。また、電子黒板以外の事業についても、今後、準備が整い次第、各学校に導入していきます。

2 番目の質問ですけれども、行政側から各学校に出向いて施設や設備等の点検などは行っているのかを伺うという質問にお答えします。教育委員会の関係者が赴く施設や設備等の点検については、教育委員とともに学校訪問や校長会、教頭会の際に施設参観及び整備の点検と、施設に起因する児童生徒のけがなどが発生した場合に教育委員会が現場に赴いて行う点検があります。

#### ○2 番（牧本和英君）

今、電子黒板の件が出ましたが、電子黒板は他町村では早くから入っているが、伊仙町のそういったおくれが学力低下につながっているのではないかと考えられますが、どうお考えでしょうか。

#### ○教育長（直章一郎君）

電子黒板のために学力が低下していると、そういうことではないと思います。

○2番（牧本和英君）

一応、子供たちが興味を示すものだと思いますので、順次その対応をお願いいたします。

次に、期限付きの教員がどうも多いように見受けられますが、授業等などには差し支えないのか、お伺いします。（「通告外」と呼ぶ者あり）

○議長（美島盛秀君）

もう一遍お願いします。

○2番（牧本和英君）

期限付きの職員が多いと見受けられますが、授業に差し支えはないのかを伺いたいというのですが。（「通告外でしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（美島盛秀君）

これは教育問題で、教育行政について通告書がありますので、許可します。

○教育長（直章一郎君）

それでは、お答えします。

伊仙町に期限つき、1年間の期限つきが大体21名ぐらいいると思いますけれども、その中で西部、犬田布小学校には4人います。そういうことで、期限つきだから、そういった授業に支障があるかという問題ですけれども、やっぱり先生方の指導力ですので、あえて期限つきだから子供たちに大きな影響があるとは考えていません。

○2番（牧本和英君）

すみません、ありがとうございます。

期限つきというのは、また毎年毎年かわって行って、また子供たちの環境にもちょっとどうかと思いますので、なるべく教員を採用するようにお願いいたします。

次に、小学校から外国語教育が必修科目となっているはずですが、伊仙町では何名のALTが現在おられるか、お伺いします。

○教育長（直章一郎君）

ちょっと質問があれですけれども、英語のためにというのは、ALTは1人です。その他に今年度から英語加配教員というのが1人配置されました。これはどういうことかということ、国の事業ですけれども、国の事業に本町から希望を出し、教職員が1人、加配されています。その職員が、例えば極端に言うと、1校に配置されていますけれども、その1校だけの英語の指導じゃなくて、小学校はあと7校ありますので、その英語で加配された先生方は全ての学校に行って指導しているということです。

そして、もう一人のALTですか、ALTは現在1人ですけれども、本町はこのALT以外に、今年度から、そのかわりとして英語学習の支援員ということで1人配置しています。だから、他の徳之島とか、あるいは天城に比べると、そういう面ではいい環境にあるんじゃないかと、そういう思いをしています。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。このALTという先生を増やせば、やっぱりそれだけの経費がかかると思われませんが、2014年7月に発売されている人型ロボットNAOと検索すれば出ると思いますが、価格としては130万、身長58cm、重さが5.4kg、今、福岡県の大牟田市明治小学校で英語の先生のALTの助手として、3・4年生に授業を進めておられるというデータがあります。

ALTの採用にはやっぱり月々の給与、登校費、保険料などもかかり、1人当たり年間約500万程度の費用が発生する。そして、人型ロボットという話題を活用することで子供たちの興味、関心が高まり、英語を楽しみながらすることができる。このNAOというのは時にはダンスをしたり、そういう披露もする、できるということで、子供たちからは大きな人気を集め、よい効果が得られているそうです。

こういった人間ロボットNAOなども今後は入れていって、学力向上につなげていかないといけないのではないかと思います、そのNAOを導入するという考えはございませんでしょうか。

○教育長（直章一郎君）

今のロボットの件ですけれども、鹿児島県ではどこの学校も導入していません。

今、英語のことがちょっと出ましたけれども、その英語の授業に関しては、現在のところ、そのロボットで授業していくというのはどうだろうかと思っています。というのは、今、伊仙町で取り組んでいる学力向上プログラムですか、その中で今年度から取り入れたITの授業に今力を入れているわけですので、その電子黒板を利用して授業すると、ロボット以上に教育効果があるということで、また、そのロボットを導入した場合、牧本議員がおっしゃったとおり、非常に高額ですので、予算的にも多額になるわけですので、今後、伊仙町が取り組んでいるIT授業に力を入れていきたいと、このように考えています。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。高額、お金の問題かなと思う面もありますが、今、大島郡の中で伊仙町はどのぐらいの学力レベルであるかを、ちょっとお答えできないでしょうか。

○教育長（直章一郎君）

大体のことですけれども、今、本町の学力の現状ですけれども、本町と、あるいは県、あるいは地区、大島地区の学力を比較する検査として、1月に5年生と中1と中2、それと5月に6年と中3の全国学力テストのあれがありますけれども、その結果を比較した場合、5年生の場合ですけれども、県の平均が、国語が66.7です。それに対して町が63.8と、県よりもマイナス2.9になっています。それから、社会が、県が65.6に対して町が66.5、これはちょっと差が縮まっています。そして、算数の場合ですけれども、県平均が62.7に対して町が62.4と、マイナス0.3、理科が、県が68.9に対して町が66.6で、マイナス2.3と、このように、小学校の場合は去年よりも差がちょっと多くなりました。それに対して、中学校は逆に28年度よりも差が縮まったということになりました。

中学校の場合は、国語が、県の平均が63.9に対して町が62.0で、マイナス1.9、社会が、県が57.1

に対して町が70.0で、これは県に比べて、県よりもプラス12.9になっています。そして、数学が、県の平均が59.0に対して町が52.8と、マイナス6.2。それから、理科が、県の平均が46.4に対して町が43.8と、差がマイナス2.6と、これは去年と比べると、大分、中学校の場合は差が縮まってきています。

そういうことで、その年度によって非常に学力が県とぱっと離れる場合もあるし、また、ずっと縮まる場合もあると。だから、その学年によって、子供のできが悪いという、そういう言葉を使ったらちょっとあれですけども、その学年によって大分違うみたいです。

**○2番（牧本和英君）**

ありがとうございます。徐々に郡、県に近めていっているという結果ということで、安心しました。

次に、あいている教職員住宅が11戸あると前回お聞きしましたが、その後、順次整備を計画的にされているのか、お伺いいたします。

**○教委総務課長（喜 昭也君）**

教員住宅につきましては、12棟15世帯のトイレと水回り、また、内装工事、設備関係等の整備を行ってまいりました。これにつきましても、今後、随時、整備の必要がありますので、対応していきたいと思えます。

以上です。

**○2番（牧本和英君）**

ありがとうございます。随時、よろしくお願ひいたします。

そして、アンケート調査も実施するとのことでしたが、アンケートなどはどうでしょうか。

**○教委総務課長（喜 昭也君）**

アンケート調査においては、各学校より職場改善アンケートをとり、学校総括労働安全衛生委員会にて協議をし、改善を進めているところでございます。

**○2番（牧本和英君）**

ありがとうございます。アンケートを実施されているということで、今からどんどん改善されていくものだと思います。

それでは、2番の、行政側から各学校に出向いて施設や設備等の点検などを行っているか、お伺ひします。

**○教育長（直章一郎君）**

それはさっきお答えしたとおりですけど、もう一回言います。教育委員会の関係者が赴く施設、設備等の点検については、教育委員とともに各学校訪問とか、あるいは校長会、教頭会の際に、施設参観及び設備の点検と、設備に起因する児童生徒などのけが等が発生した場合は、教育委員会が現場に赴いて行く点検があると、この2つということです。

○2番（牧本和英君）

事故等が発生した場合、教育委員会が出るちゅうことは、ちょっとあれじゃないかなと思います  
が、犬田布中学校では2年から3年前にナイター設備の点検が行われたと思いますが、異常などは  
見受けられなかったのでしょうか。

○教委総務課長（喜 昭也君）

犬田布中学校のナイター設備につきましては、面縄中学校のナイター設備もですが、修繕には多  
額の費用がかかるということで、今後どのような形で改修をしていくか、どのように進めたらいい  
か、協議をしている段階でございます。また、条件のいい補助事業等を模索しながら、今後、  
進めてまいりたいと思います。

○2番（牧本和英君）

話を聞けば、2、3年前から、この間も自分確認しに行ったのですが、電球が切れていたり、ま  
た方向も違って、キャッチボールがまぶしくてできない、そしてまた、台風被害で電気の数も減っ  
ておる。投光器自体が減っている。そして、一番は、電源を入れるスイッチが壊れているため、使  
用時に分電盤をあけ、線を持ってスイッチを入れている状態、非常に危険であると思いますが、と  
にかく早急な対応をお願いしたいと思います。

そして、体育館は雨漏りをしている状態、校庭周りのフェンスも骨組みだけで、役割を果たして  
いない。また、犬田布小学校では、附属幼稚園の軒下のコンクリートが落下、そして1週間前には  
幼児が使用するトイレの天井のコンクリートが落下し、幸い、けががなかったが、直撃すれば大変  
なけがになるところだったという報告がありました。やっぱり、けがが起きてからの対応ちゅうの  
はいかがなものかなと思いますので、決めて訪問を実施したらどうかと思います。

また、犬田布のことで申しわけないですが、犬田布小、犬田布中学校でも教育委員会のほうにい  
ろいろお願いをしているようですが、町内他の小中学校からもお願いや要望等などが多々あると思  
いますが、教育委員会のほうではどのように対応しておられるのかをお伺いします。

○教育長（直章一郎君）

まず、最初のけがの対応ですけれども、これは牧本議員がおっしゃるとおりです。

それと、他に対応の件ですけれども、非常に教育委員会の対応が遅いと、そういうことをあえて  
言っておるとしたら、非常に大きく受けとめているところです。ですから、いろいろな施設等で即  
対応できるときと、あるいは、いわば施設の老朽化などで、なかなか、それぞれの学校の要望がす  
ぐできないということだけのご理解してほしいと思います。

○議長（美島盛秀君）

犬田布中学校のナイターの設備の件で答弁してください。

○教委総務課長（喜 昭也君）

ナイターの件ですが、先ほども言いましたが、面縄中学校もちょっとナイターの設備が悪くて、  
大規模改修になると、たくさんの経費が必要だということですが、順次進めていかなければなりま

せんが、危険箇所につきましては随時整備をしていこうと思っております。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。けがが一番ないような状態で学校運営ができるようお願いいたします。

先日、6月5日に佐田議員と犬田布小学校に訪問し、授業の様子を見学いたしました。当時の天気は晴れ、窓は全開でしたが、教室内の温度は30度を超え、教員、生徒、流れる汗を拭きながら授業を行っていた。とても授業に集中できている環境とは言えませんでした。やはりこういうところも教育委員会は訪問されて、様子を見られているのか、お伺いいたします。

○教育長（直章一郎君）

各学校を回ってどうだろうかということは、さっきも言ったとおり、校長会あるいは教育委員の学校訪問等で必ずそれぞれの学校に行ったときは、その施設参観ということで見るようになっていきます。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。これは、町長、また三役は含まれてないのですかね、メンバーとしては。

○教育長（直章一郎君）

学校訪問については、教育委員と教育委員会の職員、それと校長会の場合も指導主事と私とで行っています。今年度、町長といろいろ話し方ですけども、各学校、施設点検とか、あるいはそれぞれの校長から学校経営をちょっと聞くということは、今現在、話し合っているところです。必ず今年度は各学校1回まわって、町長と副町長と回るような計画は立てています。

○2番（牧本和英君）

ぜひ、定期的には難しいと思いますが、町長を含め、また副町長も学校訪問をしていただくよう要望いたします。

以上です。

そして、同じような質問になってしまうんですが、学校側からの要望、改善等の対応する担当職員は何名、現在おられるのでしょうか。

○教育長（直章一郎君）

教育委員会のそれぞれの学校の施設の担当者は1人です。

○2番（牧本和英君）

その1人で対応が本当に現実にできているのかという問題ですが、やっぱり遅れ等が発生している現状ですので、担当職員の増員は考えてないのでしょうか、お伺いします。

○教育長（直章一郎君）

担当職員が1人いますけども、本当に横からこうして見ていると、非常に1人では大変な仕事と、このように思っています。だから、教育委員会としても何とか1人増員できるようにできないだろうか、今後、そういうことをちょっとお願いしたいと思います。

○2番（牧本和英君）

ぜひ担当職員の増員を図り、教育環境に取り組んでいただきたい。そして、29年度は町道の整備などがかなり進められているのを目にしますが、同じように、やっぱり島の宝である子供たちにも教育の環境整備等などもしていただきたいと思います。人づくりが財産であり、教育の場の環境整備がやっぱりこの伊仙町には必要ではないかと一番思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（美島盛秀君）

②の徳之島自動車学校について町長のほうから答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

牧本議員の質問にお答えいたします。

この件に関しましては、具体的に町のほうに要請はございません。間接的には聞いておりますけれども、今後、何らかのアクションがあれば、3町で協議して、対応をしていかなければならないとは思っております。

以上です。

○2番（牧本和英君）

これは要望等にしかすぎないと言ったらあれですが、徳之島からもし自動車学校がなくなると、やっぱり高校生の免許取得ができず、困ってしまう。そしてまた、就職先からの普通免許取得が条件のところもある。高校卒業後、就職や進学してからは自動車学校に通うのは大変難しい。最近では免許証が身分証明として使用されることも多い。そして、徳之島では交通手段として自動車が必要不可欠である。島内で免許が取得できなくなると、やっぱり将来的に人口減少にもつながってくるのかとも考えられる。そして、高齢者講習や原付講習にも影響してくる。そして、島民の負担がやっぱりどうしてもふえてしまうということが考えられます。

自動車学校では、高校の卒業生が減少する中で、合宿なども行ってきたが、やっぱり島まで来る運賃が高く、なかなか来てくれないという問題点があったり、全盛期と比べて職員も半分に減らし、今後、経営を続けていくなら、やっぱり若い教官も育てていかなければならない、それすらもできていない深刻な状況であることを、やっぱり3町で今から話し合って議論していただきたいと思います。島から出る、育つ子供たちのためにも、そして島で生活する高齢者の方々のためにも、やっぱり急速な対応、おくれをとらない対応をよろしく願いいたしたいと思います。

2番は以上です。

○議長（美島盛秀君）

今の質問に対して内容を説明ができれば、答弁をお願いします。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの牧本議員のほうに少しお答えいたしたいと思います。

先ほど、自動車学校がなくなると、いろんな課題、問題点等をたくさん列挙していただきました。

そういうようなところを、これから先、伊仙町、徳之島町、天城町のほうへも、その事業者のほうからもちろんと説明していただいて、また、このように議会の場において要望書のほうを提出いただいて、そこでまたお互い、議員の皆さん、執行部の皆さん、また3町でお互い議論、協議をして、これから先どうすればいいのかという最善の策を見出していく、これがまたこれから先、必要じゃないかと思しますので、そこら辺のところはまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

○2番（牧本和英君）

続きまして、松くい虫被害について、枯れ松対策はどのようになっているかを……。

○議長（美島盛秀君）

町長の答弁からね。（発言する者あり）

○町長（大久保明君）

松くい虫の状況に関しましては、その後どのようになっているかということでございますので、これは担当課長のほうから答弁をしていただきます。

○建設課長（松田博樹君）

牧本議員の質問にお答えします。

町道においては、危険箇所については随時伐採を入れており、また倒木等がある場合には随時撤去しております。

○2番（牧本和英君）

自分が申し上げているのは、倒木等が起きる前にできないかということなんですよね。伊仙町で、これは予算がかからないからあれなんですけど、危険箇所が何カ所あるのか、調査されているのかどうかをお伺ひいたします。

○建設課長（松田博樹君）

調査というか、毎日パトロールという形で出て、危険と思われる箇所は伐採を入れていきます。

○2番（牧本和英君）

通学路は、危険箇所はもうみんな全て撤去されているのでしょうか。

○建設課長（松田博樹君）

道路に面している町有地等はしていますが、私有地においては、その私有地の方にお願ひしているということです。

○2番（牧本和英君）

私有地であっても、やっぱり子供たちが通うところですので、町がやっぱり連携をとってどうにかできないものかと思ひます。

昨日も伊仙天城線（河地集落）で大木が倒れたと、県道に倒れているのが報告が上げられていますが、もしそこに車、人などが通行していた場合、どのような惨事になるかというのは、言わずともわかると思ひますので、今から先、台風が来る前に、やはりそういう対応策も必要ではないかと思ひますので、前回も申し上げたとおり、NTTさんや九州電力さんと協力体制をとって、向こ

うも電線が切れたら、それだけの損害が出るわけですから、そういうところと連携をとって、随時そういうのを撤去していただけないものかと思いますが、どうでしょうか。

○建設課長（松田博樹君）

会社名を言うのはちょっとあれなので、A社、B社ということでしたと思いますけど、A社については、伐採等は考えていないということでした。実際に線にかかった場合には、それを除去するという形をとりたいということでした。B社につきましては、随時伐採を入れていると、それを入れているんですが、数が多過ぎて手が回らない箇所があると、そこで町と連絡をとり合って協力していくということになっております。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。本当にこういうのは、台風が来る前に、とにかく2次災害が起きないように努めていかないといけない問題ではないかと思いますが、随時よろしく願いいたします。

それでは、4番の質問にお願いいたします。

○町長（大久保明君）

4番の1に対してお答えいたします。

伊仙町において、この有害鳥獣対策事業が他町よりも少々おくれた感はありますけれども、今、順次進んでいると思います。詳細については担当課長のほうから答弁をしていただきます。

○経済課長（仲島正敏君）

牧本議員のご質問にお答えいたします。

有害対策事業を活用し農作物の栽培環境を整備いたしまして、山裾沿いなどを中心に、イノシシ侵入防護柵を整備中でございます。どこまで整備が進んでいるかということでございますけれども、今までの実績といたしましては、平成27年度に1,500m、平成28年度に2,500m、平成29年度に1,900mの計5,900mを整備しており、本年度、また2,000mを予定しております。

○2番（牧本和英君）

この今、有害鳥獣対策事業で進めているのは山から里におりないような対策であると思うが、また既にもうおりているイノシシ、有害鳥獣はどういうふうに対応されているのか、お答えをお願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

集落内の対策といたしましては、イノシシが身を隠す場所をなくすために、耕作地周辺の草を刈ったりとか、あると思うのですが、またそれ以外にも、以前、わなを設置したということがあると聞いておりますが、なかなか、こちらのほうにはかからなかったというふうに聞いております。

○2番（牧本和英君）

集落内でイノシシがどんどん増えているようですが、その把握などはされておられるのか、お伺いします。

○経済課長（仲島正敏君）

被害等がある場合は経済課のほうに、今、連絡のほうが入ってはきているのですが、全体的にはまだ把握はしておりません。

○2番（牧本和英君）

やっぱり農作物を守るために、これは防護柵ですか、山から里におりないような対策をとっているとのことですが、集落内に既におりているイノシシが結構おります。そしてまた、その農作物以外、キビ、バレイショ、あと飼料作物等の被害状況などは確認されてないでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

先ほど答弁しましたとおり、連絡が来ているものに関しては、随時、役場のほうで出向いて行って、確認はとっているような次第でございます。

○2番（牧本和英君）

猟友会は、一番集落内では活動が難しいのではないかと思います。そのために、今、電気柵や「イノシシびっくり」等などの機械等がありますが、その機械等の半額助成などは考えておられないのでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

ありがとうございます。確かに電気柵や、今、議員がおっしゃられましたように、低ヘルツの音で臆病なイノシシを撃退させるイノシシびっくりなど、効果があるように聞いております。これに関しましては今後また検討して、2分の1ということで財源を伴う部分もありますので、効果等も検証して、検討してまいりたいと思います。

○2番（牧本和英君）

ぜひ、その半額助成をしていただきたいと思います。農家自身で畑の管理ができて、そしてまた農家自身で農作物を安心して、かつまた安定した生産ができるのではないかと思いますので、ぜひとも電気柵やイノシシびっくりの半額助成を要望いたしたいと思います。

これで1番の質問を終わります。

2番目に、バレイショ一時保管庫の設置の考えはないかをお伺いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

牧本議員のバレイショ一時保管庫の設置の考えはないのかという質問に対してお答えいたします。

平成30年度、この春までのバレイショの動向といたしまして、台風による種芋の到着がおくれ、植えつけから収穫まで影響を及ぼしたとか、作柄に恵まれて大玉傾向であり、単収が向上した、近年の価格高騰により農家の生産意欲が強く、植えつけ面積が増加していたというのが30年度産のバレイショの動向ですけれども、これらの要因によりまして、収穫が3月後半から4月前半にかけて集中をし、目手久のJAの選果場では、選果能力が追いつかず、受け入れを制限しなければならないようなこともございました。

また、JAあまみ徳之島事業本部では、徳之島のバレイショとしてブランド産地指定を受けてい

ますが、赤土バレイショ「春一番」が新ジャガがとして出荷される際、一時保管による品質低下、また、それに伴う価格の下落を防ぐためにも、今の段階では、一時保管庫の設置というのはまだ時期ではないのかなというのがちょっと事業本部とお話した感じの見解でございます。

**○議長（美島盛秀君）**

これは、こういう質問に対しては予算が伴いますので、町長の意見等も答弁していただきたいと思えます。

**○2番（牧本和英君）**

今、課長の説明があったとおり、現在、本当、目手久選果場にある保管庫は300 tしか保管できず、今期ピーク時には1日の受け入れが300 tを超え、それが3日間続いて、やむなく受け入れをストップした状態だと私もお聞きしております。そしてまた、保管庫に入らなかったバレイショが野ざらし状態となり、選果効率も大変悪く、そして品質低下が起き、価格が伸び悩む状態だったとの説明もありました。

やっぱり農家としては出荷後に品質低下というのは、生産農家にとって物すごくダメージが大きく、生産意欲を欠くことが考えられます。このままではバレイショ生産地としての面積拡大がやはり厳しくなってくると思いますが、どう今から対応していくのをお伺いしたいと思います。

**○経済課長（仲島正敏君）**

まず、今後といたしまして、まず一つの方策としては、各種研修会や協議会を通して、畑かんの水の利用を促進し、早期の芋の肥大による計画的出荷を奨励するとともに、定時・定量・定品質による安定的な出荷を確立した産地の育成に取り組んでいかないといけないのではないかなと考えております。

**○議長（美島盛秀君）**

予算が伴いますので、町長の答弁をお願いします。

**○町長（大久保明君）**

議長の命令ですから答えます。

この今回のバレイショの暴落に関しまして、いろんな方面からいろんなお話を聞いてまいりました。いろいろ市場原理という話もありまして、北海道のほうが順次計画的に出荷しているのだらうと、そういう情報が鹿児島県経済連も、その辺は競争、駆け引きですから、北海道は教えないわけですね。その辺の状況と、県内におけるいろんな長島町の状況とかも把握したりしなければなりませんけれども、ある人は、島内に、先ほどありました、保冷庫をつくるか、今日は保管庫という話でございますけれども、沖永良部、全部含めて、鹿児島のほうがいいのではないかという意見もございます。

そういうことを伊仙町だけでなく、JAあまみ全体、JA、各県内の経済連のバレイショ産地が、各地区が全て発展するような形をやはり議論しながら、見きわめていながら、その予算措置というのは、伊仙町単独でこうやった場合のデメリット、リスクをやっぱり考えていかなければな

らない状況ではないかと思っておりますので、その辺をしっかりと見きわめて町としての対応をしていかなければなりません。

○2番（牧本和英君）

本当に予算づけしてもらい、JAさんに後押ししてもらおうように、農家のためにしたらいいのではないかと私も思います。また今年みたいな価格にならないように、町としては何かいい方法は考えてないのかをお伺いします。

○経済課長（仲島正敏君）

先ほど申しましたとおり、定時・定量・定品質という方向を今後もやっぱりしていくのが一番安定的な出荷ができるようになると思いますので、そちらのほうを進めてまいりたいと思います。

○2番（牧本和英君）

本当に定時・定量・定品質というのは、計画出荷ができ、出荷調整ができ、そして一番価格維持ができるような体制づくり、この産地づくりをしていかないといけないと思いますので、ぜひとも一時保管庫の設置をとにかく早急にさせていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（美島盛秀君）

これで、牧本和英君の一般質問を終わります。

次に、福留達也君の一般質問を許します。

○10番（福留達也君）

皆さん、こんにちは。10番、福留でございます。ただいま議長の許可がありましたので、平成30年第2回定例会において一般質問を行いたいと思います。

まず、通告してありました1点目の町職員の研修や懲戒のあり方について伺います。

町職員も民間企業と同様、採用後、順次勤務年数や能力等に応じ、主事、主任、係長、課長補佐、課長、こういったふうに昇任していきますが、それぞれの段階における研修や指導等は現在どのように行われているのか伺いたいと思います。

次に、職員による不祥事や不手際が生じた場合にどのような根拠に基づき処理しているのか。また、町長、副町長、教育長といわゆる3役、これを含め不祥事等の度合い等による懲戒基準が設定され、またその設定、その基準に基づく処理が行われているのかもあわせて伺いたいと思います。

2点目として、指揮命令系統のあり方について伺います。

役場も組織である以上、役職や年齢等に応じ部下の指導や助言をしなければならない場面がありますが、それが機能しているのか。最終判断権者である町長が直接かかわり過ぎていて、担当課の課長と町長以前の段階における職員等による指導力がきちんと発揮されているのか伺いたいと思います。

3点目に、世界自然遺産登録について伺います。

国際自然保護連合、通称ICUNといいますが、ICUNによる登録延期の勧告がなされました

が、そのことについてどのように受けとめているのか。そして、現在は最短で2年後の夏に登録されるよう目指して取り組んでいるとのことでありますが、今後の具体的な取り組みの計画等を伺いたいと思います。

最後に、農政について伺います。

先ほどの牧本議員の質問ともかぶりますが、改めて聞きたいと思います。

今期は、バレイショ等の市場価格がキロ単価20円にまで暴落し、さらに人手不足、労働力不足も加わり収穫を断念し、畑へのすき込みを余儀なくされた農家等もいたとのことでありました。サトウキビ、畜産、そしてこのバレイショや果樹等の園芸を経営の基本に取り組んでいる農家が多い中、今後も従来どおりの農業経営でよいのだろうかと不安を感じている農家が多いと思われれます。

今期のバレイショ価格の暴落の原因、そして今後の見通し、対策等について伺い、1回目の質問を終わります。

#### ○町長（大久保明君）

福留議員の質問にお答えしてまいります。

職員研修は大変重要な問題であります。今、総務課のほうにおいてもいろいろ検討をしている状況でございます。人材が力でございますので、今後とも若い職員だけでなく、新しく補佐、係長、課長になる方々の研修も今後やっていかなければなりません。詳細については、また担当課長のほうから答弁していただきます。

2番目に、町長が直接かかわり過ぎていろんなマイナス面もあると思いますので答弁はこれぐらいにしておきます。

#### ○総務課長（池田俊博君）

福留議員の研修関係についての質問でございますが、伊仙町職員については主任級昇格、昇級等の基準に関する規則にのっとり行っているところでありますが、現状において、その段階ごとにおける研修等が必ずしも行われているとはいえ、今でも県のほうとか広域大島支庁徳之島事務所と各種研修のほうには行かせているところでありますが、初任者研修、係長研修、補佐研修、課長研修等においても、今後、鹿児島県市町村自治研修センター等において研修が行われていますので、そこへ研修に行かせるようにまたやっていきたいと思っています。

#### ○10番（福留達也君）

先日、県の議長会に行く用事があったいろいろな相談ごとがあった行って話が終わった後にいろいろな話があって、その中でその職員研修の話題が出たときに、この伊仙町が県内で飛びぬけてそういった職員研修に行っていないというのが飛びぬけて悪いと、そういった話を聞いて初めて知ったんですけれども、ちょこちょこ我々も出張とか何なり行くときに職員の方も一緒になるから結構行っているのかと思っていたのですけれども、本当に飛びぬけて悪いという状況であるということですが、そういったことは知っていましたか。

○総務課長（池田俊博君）

県のほうの自治研修センターのほうからの研修の結果と報告等がございまして、徳之島のほうではここ何年か、徳之島町と伊仙町のほうは研修を行っていないというようなことがありました。天城のほうでは初任者研修が何件かあったみたいで、そこら辺のところは事情を聞いて何とかしたいとは思っているところだったのですが、これからまた気をつけて、職員の研修がどうしても必要になってくると思いますので、やっていけるようにまた努力していきたいと思います。

○10番（福留達也君）

先ほど総務課長がいろいろと研修のこと、どんな研修があると言っていたんですけど、具体的に例えば採用後の初任者研修というのがあるのでしょうか、それぞれの主任さんだの係長だの補佐だの課長、そのレベルで県のそういった研修があると、そういった研修がメインでやっているんですか。ほかに何かありますか。

○総務課長（池田俊博君）

県の自治研修センターにおいては、各職員のスキルアップとか、あと法令研修、特別なそういうような研修等もございまして。私たちが今やりたいと思っているのは、その職員研修のほうの中の係長研修とか、あとは補佐研修あたりが今まで行っていなかった分、ここら辺のほうの基礎のほうを先にやっていければと考えているところです。

○10番（福留達也君）

地方公務員法には、町長は職員に研修をさせなければならないと、また職員はその研修を受けなければならないと、そういった規定もありますので、きちんとやっていただきたいと思います。

先日の新聞に龍郷町の新人研修の様子が書かれてありました。その龍郷町にある民間の町田酒造での研修のことが書いてありましたけれども、そういった中で民間流の心構えや業務手法を学んで、自分の所属する部署で生かしていきたいと、そういったコメントがありました。その町田酒造の社長さんのコメントがあったのですけれども、大島郡に特化した話ではあると思うのですけれども、公務員というのは民間では考えられないぐらい幅広くいろんな分野を経験できて、トータルでいえば大島全体で群島とかそういった田舎に行けば行くほど恵まれてやりがいのあるそういった仕事だと、そういったことで激励を受けて新人さんも頑張っていこうということが書いてありましたけど、以前は伊仙町役場もその城山観光ホテルとかそういった民間に初任者研修等へ派遣していたことがあると思うのですが、今後、先ほど朝、町長の行政報告の中で野村証券でしたか、何かそういったところとの研修の考えもあるかと言っていたのですが、今後そういったのをどんどん取り入れていくとか、そういったことはどれぐらい考えていますか。

○総務課長（池田俊博君）

確かに20年ぐらい前には城山観光ホテル、またタイセイホテルのほうに職員を研修に行かせたこともございまして、野村証券に関しましては、野村証券に直接行って研修を受けるということではなくて、野村証券から講師を派遣してもらって伊仙町において講義を受けてもらうというような、

そういう趣旨でございますので、またそういうような機会等ございましたら、どしどしまたやっていけるようにしたいとは思っています。

○町長（大久保明君）

今、民間機関とか、それから個別に内閣府とか全国市町村会とか大島支庁とかに派遣した研修は、これはどこの町にも負けないぐらいやっているといます。特に、広域事務組合などは伊仙町だけが最初は出したりいろいろなことをやっているし、沖縄の南西活性化センターの職員研修とか、自治研修センターには確かに少なかったのですが、それ以外のところでは、今、内閣府に行っている職員などは本当に我々がびっくりするぐらい成長しておりますので、今後ともそれは伊仙町と国とのいろいろな信頼関係の中で築いていくわけでありますので、そういう方向をしっかりとやっぴり開拓していくことが大事であるとは思っております。

○10番（福留達也君）

自治センターの研修にこだわり過ぎたのですけれども、そういった意味で国とかほかの広域的なものに関しては、ほかの市町村よりも派遣していると、また成長してもらっていると、それはそれでまた素晴らしいことだと思います。

この研修というのは、それぞれが参加することによって公務員としての職務を遂行するに当たっての心構えやそういった常識、倫理観、規範意識を養ったり、勤務年数を重ねた方は昔のことを思い出したり、新人のころのことを思い出したりしてやっていくことだと思います。新人、中間管理職、管理職、どの段階においても公務員として常に全体の奉仕者、そういった気持ちや規範意識を忘れずにかかわっていただきたいと、そういった思いからしております。

予算上の制限もいろいろあるでしょうけれども、今後ともその計画的な職員研修の参加、ぜひ要望しておきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

②のほうをお願いします。

○総務課長（池田俊博君）

福留議員の2番目の職員による不祥事や不手際が生じた場合に、どのような根拠に基づき処理しているのか、3役を含め不祥事の度合いによる懲戒基準が設定されているのかを伺うということで、根拠規定としましては、地方公務員法第28条第3項に基づく伊仙町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、また、法第29条第44項に基づく伊仙町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例により処理しているところでございます。

その中においても、伊仙町職員の交通違反に対する行政処分に関する規定の中においては、その交通違反の事例で処分基準表を示してございます。しかし、その他不祥事に関しましては、懲戒処分の設定はされておらず、前例とか判例、または同一他市町村等の事例等により処理している状況でございます。

○10番（福留達也君）

こういった懲戒等に関しては、人事院というところが標準例というのを示していると思うのです。

それに基づいていろんな各市町村独自の判断基準を設けて懲罰に関する指針とか、こういったのを設けていると思うのですけれども、例えば、これは1つ拾ってきたやつなのですけれども、職員の懲戒処分に関する指針というのがある、目的等、いろんな自分たちの独自の基準を設けながらも例えば処分の課徴を重くしたり軽くしたりとか、そういったことに関しては2人同じようなことをしたとしても、また管理や監督責任、そういう地位にある人はより重くするとか、虚偽の報告とか隠ぺい等をするとより重くするとか、故意、過失があるか、故意というのは知っていてやったとか知らずにやったとか、そういったことなのですけれども、そういった細かな基準を設けて、毎回判断基準がぶれるのではなくて、やっているらしいのですけれども、そういう基準、一覧というのを設けていないのですか。

○副町長（稲 隆仁君）

確かに、今、議員が指摘したとおりに伊仙町独自のという例につきましては、懲戒の明確な基準は設定しておりませんが、基本となっている労働基準法91条にのっとり、また人事院にのっとり降格を主に準ずる地方公務員法の場合というところを適用して対処しているところでありますけれども、条例上載っているものに関しましては6カ月以内ということのみしか載っておらず、交通規制についてはそれぞれの重さによって懲戒が決まっている次第でありますけれども、今後、この点につきましては、やはり今、議員がご指摘のとおりその都度変わるのではなくその基準に沿って対応していけるように取り組んでまいりたいと思います。

しかしながら、今現在、取り組んでいることにおきましても町において過去においての前例、そして他市町村、同じ事案等についての前例を踏襲し、懲戒を決定しているわけでありますので、逸脱して大きくずれての処分が出されているわけではないと思っております。

○10番（福留達也君）

ちょっと細かな話になりますけれども、この前の議会からもめている地方創生交付金の件で、職員の懲戒がありましたけれども、あれは当時の担当課長で当時の新人職員、この2人を比べてみたら、その2人が10分の1の減給の2カ月、総務課長等管理職にある方は1カ月とか、そういったふうにしてありましたけれども、例えばさっき僕が言った重くしたり軽くしたり、そういった指針の中に指導的な立場の職員をより重くしなきゃいけないとか、知っていてやったら重くしなきゃいけないとかそういった基準を書き込んで当然だと思うのですけれども、これが新人職員、悪いことは悪いことなのです。担当した指揮命令権のある元課長が10分の2の2カ月、その手先となって動かなきゃいけない、命令されたら動かなきゃいけない、公務員としてそれは違うと言わなきゃいけないんでしょうけど言われてやった、それも同じ懲罰だと、これはちょっとおかしいと思いませんか。

○副町長（稲 隆仁君）

お答えいたします。

職員の懲戒については、伊仙町の懲戒処分に係る検討委員会というのがございまして、そこで決定するわけでありますけれども、懲戒ということ自体について重い、軽いというのは、訓告、戒告、

そして減給、それから停職、免職というふうに分かれておりますけれども、ある程度の段階という言い方をすればまた誤解されないようにお願いしたいと思いますけれども、法律としてこの懲戒処分というものの自体基本的に労働視点が強いので、その減給処分というのが軽いとか重いとかいうイメージがあるかもしれませんが、これをその懲戒を受けるということの重大さ、これが大事であり、さらにそのことの重大さが重くなればその上の停職、あるいは免職というふうな形に発展していくわけでありまして、その減給処分の中の幅でどれだけ云々というのはまた先ほども申しました労働基準法等にのっとり、一事案について1日の2分の1を超えてはならないと、そしてそのトータルがその給料の支払い月、つまりは1月において10分の1を超えてはならないというのが法的に決まっているわけでありまして、そうしたときに10分の1が2カ月ないし3カ月というふうな、その事案の重さによって科せられていくというようなことでありますけれども、しかし基本的には懲戒ということを受けるということ自体が公務員としていかなるものかということ職員それぞれが自覚していかなければいけないと思っているところでございます。

○10番（福留達也君）

ちょっと話がかみ合っていないですけど、要するに元課長の監督責任があるそういった人も10分の1の2カ月だと、入ったばかりでその人のほぼ指揮命令権の範囲内にある入りたてのそういった職員も10分の1の2カ月だと、そういった重さの違いというのはこれでいいと思いますかということをおっしゃっているわけですが。懲戒ということ自体が懲罰的な意味合いを持つと、それはもちろんわかるのですが、その中でもやはり区別をしなきゃいけないのではないですかということですか。

○副町長（稲 隆仁君）

ただいまのご指摘でありますけれども、確かに懲戒処分審査委員会の中でもそういうふうな話も出たわけでありまして、しかし、事の事案ということに関してはそれなりの同等の処分が妥当であるという結論上、上司、その職員3名が同等であるという形で同じ処分量に決定をしたところでございます。

○10番（福留達也君）

じゃあ、伊仙町が今後、人事院の全国に示している照会の基準、標準例というのですけれども、それには大まかな標準例があるのですけれども、それは独自にまたそれぞれの市町村でつくっていくのですけれども、さっき言ったように管理監督にある地位の者はより重くしなきゃいけないとか、虚偽の報告をしたらより重くしなきゃいけないとか、また逆に軽くする場合は普通の勤務態度が物すごくいい、そういったのはまた軽くしていこうとか、そういったさじ加減というのか、そういったのを全然設けずに今後もその場でやっっていこうということなのですか。

それと、その懲罰委員会の中ではいろんな委員がいるのでしょうか、どういう形で進めているのですか、それは。大まかなその標準例みたいなのがあって、例えば勤務態度が不良だった場合は減給あるいは戒告とか、欠勤を10日以内の無断欠勤をしたら減給または戒告とか、11日以上20日以

内だったら停職とか、そういったたたき台というか、そういったのがあって話し合いをしているんですか。

○副町長（稲 隆仁君）

はい、伊仙町職員の懲戒処分委員会規定において議論されたことが条例に関しては先ほど申しましたとおり6カ月以内というだけしか載っていないのですけれども、そういうところで他の自治体例、そして法規を基本に委員で検討した結果ということでございますけれども、町史としてやはり管理責任、そして道義的な責任というものもありますけれども、これを一事案として考えて、そうしたときには同じ事案になるということで10分の1を2カ月ということで結論づけたわけでありまして、確かにもっと事案等になればそれに対しては先ほど申しました停職なり免職なりということに懲戒が重くなると考えられます。

また、さらに勤務的云々どうのこうのということに関しては、分限処分というのがございまして、たしかに無断欠勤とかもろもろそれはまた別な審査員のほうで決定づけていかなければならないこととされております。

○10番（福留達也君）

わかりました。今後は、より分かりやすい基準というのか、そういったものをこれは後で副町長にちょっとお見せしたいと思っているのですけれども、そういう基準一覧みたいなものを設けてわかりやすいそういったのをやっていただきたいと思います。

ここには欠勤した場合にも3段階ぐらいに分かれていたり、遅刻、早退から勤務態度不良とか職場内の秩序を乱した類とかそういったものもあります。

噂の域なのですけれども、他の部署で全然混乱ばかり起こして町長に嘆願書も出されたとか、職員が取っ組み合いをしたとか、例えば税金の支払いに来た町民に3時ぐらいまでしか納付ができない、それで3時直前に来たからおもむろに嫌な顔をして町民に嫌な思いをさせたとか、そういった職員の話をちょこちょこ聞きますけれども、そういった職員のことを把握して指導なり改善というのか、注意等そういったことをしていますか。

○総務課長（池田俊博君）

この話は一応担当部署のほうから上がってきて、本人に対しても一応話を聞きはしたり、また町長のほうでも本人を呼んでどういうふうになっているのかというような指導等も行ったところあります。

○10番（福留達也君）

こんな話を議会でするのもあれですけど、何でこんなことを言うかと言うと、その職員は職員で何とかこういった狭い地域だとみんな顔見知りということもあっていろんなこともあるのですけれども、その職員がいることによって周りの職員が出勤すること自体が嫌になるとか、病がちになるとか、こういったことがあるとやはり本当に気の毒だと思います。一生懸命している職員が。そういったところはきちんと把握して、裏からでもちゃんと指導していつていただきたいと切に願

いしておきます。

じゃあ、次のほうに行きたいと思います。

#### ○町長（大久保明君）

指揮命令系統に関しましては、厳格にならなければならないことも多いし、ご指摘のとおり指導というのは非常に難しいこともあって、松下幸之助の有名な言葉に「任せて任せ過ぎず」と微妙な言葉があるのですが、これがやっぱり組織のトップに立つものは確におっしゃるとおり深入りし過ぎていけないわけだし、そのようなところを全て任せるといいはいいですけども、そこは少し冷静に状況をちゃんと把握していくということなどが肝要ではないかと思っております。あとはまた担当課長のほうから答えていただきます。

#### ○総務課長（池田俊博君）

町長のほうに少し補足をしたいと思います。

伊仙町における懲戒においては、伊仙町庶務規則第5条に課長及びその職務として第3項から第9項に課長、課長補佐、ずらっと係長、主事、主査あたりまで全て載っているところでありまして。

それとあと毎週金曜日の課長会、毎月行われている職員朝礼において副町長が繰り返し行っている報告、連絡、相談というこの「報連相」が職場の事務調整においては最も重要であるとおつねづね訓示を行っているところでありまして。

そこで機能していると思いたいところでありまして。課長が部下のほうにはしっかりその指導、助言等は行っているものと判断したいと思っております。

またこの点についてちゃんと機能しているということは、それはおのおの課長の裁量によること、これが大きいようなところが多分見受けられて、先ほどの研修のほうにも係ってくるかと思いますが、そういうところの研修のほうもずっとやっていかせながらそこを補っていければと思っています。

また、職員一人一人がしっかりとした自覚を持って公務員とはこうあるべきという気構えで臨むこともまた必要だと思いますので、ここら辺のところもまた研修等しっかりと行ってできるものだと思いますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

#### ○10番（福留達也君）

町長が言ったように微妙で難しい部分が相当あるとは思いますが、ごく一部ではあるんですけども、出勤してタイムカードを押してすぐに外勤に出て5時前にタイムカードを押して帰ると、本当にその間に自分の私的な用事、そういったことをしたり昼寝をしたりとかさぼっているものがあると、そういうのも聞くのですけれども、そういったときに上司たる補佐、課長等が言ってもなかなか改善ができない職員が数名いるとあって、自分は町長選で反対したからとか、町長選で応援したから町長にかばってもらえるとかそういったふざけたというか、そういったことを言うものもあるという話です。そうなってくると、課長等の指導力というのか、それがそこでまた町長を頼って町長にまた何か支えてもらったらどうかなるというふうな甘えた考えの方がいると、どうに

も統制がとれてない、統制というのか指揮命令権というのか、課長等の、なかなかうまくいかないのかと。町長がいつもいてできればいいのですけれども、町長も常時役場にいるわけではない。いつも目が届くわけではない。そういった場合に職員を指導していくのは課長と補佐、そういった人だと思えるのですけれども、そういった人たちにもうちょっと指導力を持たすためには、町長が最終、そういった課長等のそういった意見を判断すると、そういった体制に持って行ったほうが組織としては統制がとれるのかと思ったりしますけど、こればかりは微妙なところだと思いますが、それはどう思いますか。

#### ○町長（大久保明君）

いろんな職員の勤務時間内で仕事していないということは、たまに聞いたりしますけれども、私が全体的に把握する限りほとんどの職員はまじめに仕事していると思います。ですから、例えば睡眠不足で、これははっきり申し上げますと役場に来て一番驚いたのは、よく深酒をしたら次の日、有給休暇で休めるのです。これには本当に驚きました。普通の職場だったら考えられないことが平気で行政でやっておくことを、ああ、これでいいのかと今でも疑問に感じておりますけれども、例えばちょっと話いいですか。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）いろいろ先ほど民間の研修という話がありましたけれども、議員の方々も民間の立場でもいらっしゃいますし、朝、例えば建設業界の方々には朝6時半には家を出てもう7時前にはほとんどが朝礼をしています。しかし、役場は恵まれているのか8時20分に来ればいいと、5時になれば帰っていいということでもありますけれども、職員はもう少し早く出てきて仕事をしてもいいのではないかと思います。

私、1つエピソードを話しますと、町長になったときに課長会を7時半からしたら二十日ぐらいでみんな出て来なくなったのです。何でかなと思って町長が命令してもなかなか出て来ない。私が間違っているのかと思ったりしましたけれども、また逆に過労死とかブラック企業とかそういうところをまた過剰に扱われ過ぎているし、もう1つははっきり申し上げますと、伊仙町の職員はほとんどが兼業農家ですよ。これは誤解のないように、知っているかもしれませんが、なぜ子育てがしやすいかというのは本土の都会の公務員というのはそういうことができないので、それはこの伊仙町、例えば前の先輩方の議員が姫島を視察して、姫島の職員は兼業農家どころじゃないです。どちらの方がウエイトが高いかというと、漁業、農業のほうに力を入れている職員がいっぱいおると。それはワークシェアリングという仕事を分け与えて多くの人たちが仕事をするというふうな状況でもあるわけですから、一概に何が正しいのか、何がその地域でいい役割なのかを考えていかなければならないとは思っておりますので、ただ職員が最近もいろいろ悩んでいるのは、自己主張したりして俺が正しいのだということをまた組織の中で1人強がっても、それはまた周りの理解が得られない場合もあるし、その辺の総合力をどのようにして持ち上げていくかと。その指導してもなかなか治らない人もいるわけです。じゃあ、あんたやめてしまえというわけにもまたいかなければいけませんから、そこは微妙なやっばりバランスをとって、総合的に職員の能力が高くなっていくことを考えていかなければならないと思います。

わかりにくい答えでしたけれども、そういうことでございます。

#### ○10番（福留達也君）

あともう1つ、これは町長と議会とそういったことじゃなく、個人的に町長と長年つき合ってきたと感じることであって、よかれと思った議論等を結構することがあるのですけれども、変な誤解を受けたりしていざごぎになることはあるのですけれども、町長は行動力もあって決断力もあって一生懸命努力もしていると、町長自身でも気づいていると思うのだけれども、ちょっと短気な部分があるということはわかっているとは思いますが、いろいろな会合とか課長会を含めて、いろいろな人の意見をやはり冷静に最後まで聞かなきゃいけないのではないかと思います。1つの考えだけが正しいわけではないわけですから、いろいろな人の意見を聞く、それを採用するわけではないのですけれども、いろいろな人のいろんな多様な考えを聞く、そういった姿勢というのがあれば、あると思うのですけれども、あればいいのかなと思ったりする。これは要望です。

#### ○町長（大久保明君）

本当に心に突き刺さるような質問でございました。少しは成長して、最近は聞くようになったと思いますけども、やっぱり聞かないこともあるそうでございますので、しっかりといろんな人たちの意見を最後まで聞くように最大の努力でやってまいります。

世界自然遺産に関しましては、きゅらまち観光課長がかなり情報を集めております。私の情報だけを簡単に申し上げますと、これは世界自然遺産を指導してきた方、もともと屋久島等にかかわった方から手紙と話をした感じでは、やはり鹿児島県と沖縄県、4つの地域に分かれているということと、それとはっきり申し上げますと沖縄やんばる地区の米軍から返還した土地の登記等が十分なされていない中でその部分を外して申請したということが最大のネックだったというふうに、そういう情報が主でありますので、2年といっても来年の1月までにはまとめて申請するわけでございますので、私たちはこれから沖縄のやんばるの広域交流協議会において、議長も私も行っていろいろ話をしますけれども、県と県の連携も本当はしっかりしないといけないし、県と県が競争していた中でのすれ違いもあったのではないかと思いますので。そしてまた逆に、これは2年間ももっと受け入れ態勢など島の啓発活動をしていくチャンスだし、これ徳之島の場合は、クロウサギがいろんなNPOの方々の努力で増頭してきたということは評価されておりますので、そういった活動を、これは中断したらもとのもくが雨になりますので継続してやっていくということは必要でないかと思っております。

今後の会合等については、今、課長のほうから答弁をしていただきます。

#### ○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいま町長のほうの質問に繰り返すようでありますけれども、奄美と沖縄4島についてユネスコの世界自然遺産登録を目指し、残念ながら今年の夏のリスト入りは微妙な調整となりましたが、4島が自然の素晴らしさや気象性には評価され、徳之島においては候補地としても何ら問題はなく、大きく前進したと思います。

個々の取り組みといたしましては、環境省においても、4島において、2020年の夏の世界遺産委員会での審査となる来年2月1日までの推薦書の再提出を目指し全力で努力していきたいとの意向を示しているようであります。

県においても、国に対し確実かつできるだけ早期の登録に向けて来年の2月1日までの推薦の再提出を促しているところであります。本町としても次の推薦までしっかりと各関係機関連携して野良ネコの対策を初め、外来対策をより一層推進し、高い保安全管理が必要ではないかと思っております。今のところ、大きな動きがないのが現状であります。

#### ○10番（福留達也君）

今、町長と課長がおっしゃったように、今度の延期勧告された主な要因として、推薦地の連続性の観点から沖縄北部の訓練地跡地が編入されていないこと、こういったこと、これはまた今年の7月までに、国のほうで国立公園化していくという話であります。

もう1つが遺産の価値に証明が必要な小さな小規模の区域があると。これは5、6カ所といわれているらしいのですが、これはほとんどが大島本島だと、こういったのを除外していくらしい。要するに、今後の推薦区域の見直しを行うということ、あるいはこれまで取り組んできたことを継続的により充実させて取り組んでいけば十分に2年後には登録されていくのではないかなというふうな意見のほうが多いのかなと思います。

今、課長のほうからありましたけれども、徳之島島内での取り組み、そして、野ネコやギンネム等の外来動植物、これの駆除、ごみ問題、ガイドの養成、環境教育、環境整備、あとは観光客等が数多く来たときのその対応、こういったのをこれまでやってきたと思うのですが、これ延期勧告があった後、特に、また何か新たにこれを力入れていこうとかそういったことは何かありますか。

#### ○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

今のところ、各関連企業でそういう進みはありませんけれども、今度6月に奄美大島で地域連絡会議がありますけれども、この中でも行動計画が示されるのではないかと思います。やはりこれに沿った形で3町も取り組んでいければと思っております。

#### ○10番（福留達也君）

今課長の言った行動計画というのは何でしたっけ、この前4月にその3町長と語る会のときに資料としてあった日本政府が出した推薦書の一覧の、課長、こういったやつですか、ああ、これちょっと聞きたいと思っていました。これ行動計画といって徳之島3町が取り組んでいく課題というのかな、を出してあるんですけども、これ30ぐらいあるんですけど、この前ちょうどその虹の会の方か鹿児島大学の先生とちょっと話す機会があって、これいろいろ難しいことを書いてあるんですけども、これ実際にできることばかりなのかなと。今度の2月までに提出するまでにいろんなこれ、できそうにないところはどの何というのかな、除外したり、絞り込んでいかないことにはこういったことをしますよと言ってできそうにないことだとまた判断されて、また延期勧告なり、否定

なりされないかなとそういった心配があるようですけれども、課長、これどう思いますか。その今挙げられている項目もろもろちらっと見て何かわかりづらいなというのがあるのですけれども、これ全てできると思って進めていますか。

**○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

やはりこの行動計画につきまして、たくさん計画は沿ってありますけれども、進めていく中ではやはり関連機関でこれを進めて達成していく方向に考えていくべきだと思っております。

**○10番（福留達也君）**

見てみると、そのパトロールとかでネコ対策の実施とか、ごみの不法放棄問題とかエコツーリズムの推進と、これまで取り組んで着実にやっていけそうだなというものもある反面、例えば、飛散地域に近接する農地等の生物多様性保全機能の強化、これ各町でやっていくとかいうふうに書いてあるのですけれども。これ、例えば、世界遺産になっていく井之川岳とか天城岳とかそういったところの間にあるそういったところに地域を結ぶ小規模な森林河川等を結ぶ緑のネットワークの形成とか、その2つの山の森林の連続性の確保のために生態回路の形成とか、こんなことが果たしてできるのかなと。実際に、今、その携わっている人たちだって、これどうなのかなと言っているところがあるのですよ。そういったところの絞り込みを虹の会初め、そういった携わっている人たちと協議して2月までにいろんなヒアリングだのこれ絞り込みがあるという話なので、ぜひやっていただきたいと思います。

**○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）**

そうですね。この問題に対面しまして、やはり地域の住民の方が管理計画をしっかりと定めてその分団地域を守っていくということが大切であります。やはり今言われました一番頑張っていたいただいております虹の会の皆さんにまたこれからも応援していただきながら、できないじゃなくて、できるだけ努力している方向性を見せたいと思います。

以上です。

**○10番（福留達也君）**

ぜひそういった取り組みやっていただきたいと思います。

それと、さっきも言ったように、4月24日に徳之島の世界自然遺産について3町長と語る会というのがあって参加してきたのですけれども、このときに一番強く要望されていたのが、この徳之島1つということで3町それぞれいろんな情報交換したり、連携したり、そういったことでの徳之島世界自然遺産登録に向けて進んでいこうという話があって、ぜひそういった準備室というのかな、3町の広域によるそういった準備室を立ち上げていきたいという話があったのですけれども、これはどうなっていますか。

**○町長（大久保明君）**

このとき星野一昭先生、この前の国の最高責任者ですけれども、今、鹿児島大学の特認教授をや

っていますけれども、この方が来て講演したときに、今、徳之島の場合、最大の欠点は島民がまだその価値を知らないことだということを、再度、申し上げておりました。その中で協議会をつくっていかうということでもあります。これは、今、課長も言いましたけれども、さっき緑のネットワークとかいう話は、徳之島の今一番の怖かったところは一番クロウサギが少なくなっていくということ、これは今のところ、増えてきておりますけれども、その自然遺産のコワゾーンと畑が、畑といふか人の住んでいる地域が非常に近いということ、これは世界的にこういう自然遺産はないわけですから、その間の干渉地域といふか、その接点となる地域に植林をしてほしいという話が前あったのですよね。植林していると。植林している姿をMICの人たちが来たときに見せることだということでありました。

しかし、この前見たときは、環境省も虹の会が説明してすぐ山に登っていただいて、すぐ大島に来ましたから、その辺を細かく見ることはしなかったのですけれども、次のときはそういうふうなことなどもあるかもしれませんので、この協議会の中でそういうことももう一回協議していくということと、徳之島の場合は、協議会をつくって次へNICUが2年後に来たときに、伊仙町内の不法投棄しているところを見て回るかもしれないわけですから。ですから、そうなったら非常に厳しいかもしれませんので、そういうことのためのもっと完璧にやるのだという形でのこういう委員会をつくらなければいけないと、この前、星野さんと話をしたところでもありますので、もう時間はありませんので早急に対応していかなければいけないと思うし、今度、奄美大島でそういう会議が来週、再来週ですかね、ありますので、そのことをまた述べていきたいと思っております。

#### ○10番（福留達也君）

県開発促進協議会というのがあるのです。これ会長には柴立さんという県議の議長さんがやっているものらしいですけど。そこが、今後の奄振延長を見据えて、76項目の予算獲得を国に要望するとのことが新聞にありました。その中に、奄美大島と徳之島に世界自然遺産センターの設立の要望も書き込んであると、これ屋久島が世界自然遺産になったときに、屋久島世界自然遺産センター、あるいは屋久島環境文化村センター、環境文化研修センター、こういった施設が設置されて国や県の予算で運営がされていると。伊仙町においても未来創生課中心に生涯学習センター設立構想がありますけれども、この世界自然遺産センターの獲得によって未来創生課、町が目指しているその生涯学習センターはカバーできないのかなと思ったりするのですけれども、そこらあたり未来創生課長のほうで、あるいは生涯学習センターの予算等規模等簡単でいいのですが、どうでしたっけ。

#### ○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

この生涯学習センターについては、一番参考となるのが徳之島町にある生涯学習センターが参考になる。あそこが一応事業費13億ほど使っているのですが、あそこは地下も設けてありまして、その規模等によってもまた、今、構想が違ってきたら、また事業費が下がってくるのかなというのは考えております。

その中で、今、企業版のふるさと納税を利用した生涯学習支援センターということを目指しているわけなのですが、町長が関東あたりの出張に行くついでに、AGFさんや、すいません、各企業等を回ってこの企業版ふるさと納税に協力してくれないかということで、今、営業を行っているところです。その中で、手応えもあって増える見込みは予想されるのですが、それが全てその事業を賄えるほどの寄附が集まるということはまだちょっと想定ができないところであります。今回、ちょっと予算を上げているグランドデザインの予算を利用して、この規模、それから事業費等検討していきたいと考えております。

○10番（福留達也君）

素人的な考えだと思うのですが、生涯学習センターといったら蔵書があったりとか、郷土の歴史の本があったり、環境の本があったりとか、あと学習スペースがあったりとかそういったことだと思うのですが、

屋久島に行ったときに世界自然遺産センターにも行ったのですが、やはりそういったものと重なってほぼ同様なのができるのではないかなと、そういった思いで聞いたのですが、これこういった取り組みは天城町がやはりどんどん進めているという話を聞くのです。ぜひそういったところも伊仙町としても積極的に情報をとってそういったような誘致して生涯学習センターを兼ねた国の予算でそういったのが設立できるように努力していただきたいと思います。

来年2月までにその推薦書の再提出を行って、最短で再来年夏に登録か否かの判断が出るということであります。今回の延長勧告によって落胆された方も大勢いましたが、これまでのいろんな取り組みにおける不十分な部分を整備する猶予期間ができたと思って前向きに捉えて我々も活動していきたいと思っておりますので、町のほうとしてもぜひ懸命に頑張りたいと思います。

それともう1つ、この日本政府が世界自然遺産登録ということで推薦していくのですが、これ正確ではないのですが、要するに、日本政府が推薦できるのは1つじゃないかという話もあって、例えば、どっかの文化遺産も推薦したいとなった場合に、そこを優先されたら1つしか推薦できない枠をそれに使われてしまうのではないかという情報もあるのですが、そこいらあたりの正確な情報はありますか。

○町長（大久保明君）

正確な情報はありませんけれども、環境省の方々は、これは世界自然遺産と文化遺産というもののその評価、評価というか、ステータスは本当に全く違う、組織も違うし、ですから、上のほうは全く心配していないような感じは受けますね。正確な情報はわかりません。

○10番（福留達也君）

じゃあ、最後の農政のほうをお願いします。

○町長（大久保明君）

先ほどの質問にはあったとおりでありますので、まずは、経済課長のほうから答弁をしていただきます。

○経済課長（仲島正敏君）

福留議員の質問にお答えいたします。

今期のバレイショの価格暴落の原因につきましては、あくまでも関係機関内での見解によるものでございますが、過去3年間は気象災害により競合する他の産地や県内産の生産量が減少し、価格が高くなっておりました。今年のパレイショの市場状況を見ますと、北海道産の作付面積はほぼ例年並みに回復し、長崎産の出荷量も昨年より多く、いずれも増加しております。また、本町におきましてもこの1月から4月の赤土バレイショ春一番の出荷量は昨年と比較して1,000トン以上増加しておりました。

以上のことから、市場において今年のパレイショの出荷量が多くなり、価格が低迷したと考えております。

○10番（福留達也君）

先ほど牧本議員の質問に答えていたところと重なる部分はありますが、まず、種イモが来るのがおくれたと、その出来具合で大玉が多かったと、去年の価格がよかったということできり過ぎたと、こういったことだったのかなと聞きながら思いました。

それと1つ聞きたいのですが、鹿児島県内で出荷調整をするため、県内のリレー出荷というのがありますけれども、これは10月ぐらいまで北海道で12月ぐらいまで北海道産を出して、1月から3月ぐらいまでが徳之島産、4月から向こうが長島産と、そういったことなのですか。このリレー出荷というのは。

○経済課長（仲島正敏君）

リレー出荷につきましては、たしか鹿児島県経済連内のことだと思います。

○10番（福留達也君）

だからですよ、どんなことが、それが何かうまく機能していなかったのではないかという話もあるのですが、もともとこのリレー出荷というのはどういった仕組みなのですかと聞いているわけなのです。

○議長（美島盛秀君）

答弁できますか。（「ちょっと後、確認してからします」と呼ぶ者あり）はい。

○町長（大久保明君）

鹿児島県内において、長島が早期出荷はまずします。それから、沖永良部、徳之島、そして、南隅です。南隅というのは、南大隅地区と、そして、最後は長島にまた戻るのでございますが、出荷量をいっぺんに出さないようにしていこうということですが、リレー出荷といっても、例えば、天候にも左右されますし、見た感じお互いにリレー出荷という大義名分の中でありまして、実際にはもっと何て言うかね、激しい、お互いの競争ですから、その辺をちゃんとみんなが平均して出荷できるようにしていこうという県の経済連の考えでありますので、それは他地域が不作であれば、ある地域が豊作であれば、その時期もまたずれたりもするわけでありまして、それを経済連

だけでできないし、そして、民間のほうもそういうことの中でやはり経由していくわけですから、コントロールするというのは難しいかもしれませんが。

ただ今回の原因の一つに、やはり市場に行ったらもう既に芽が出ていたという話などもあります。ということは、やはり先ほど質問にあった保管庫が必要なのかと。また、それだけではなくて、その選果場の流れが以前より悪くなっているのではないかという話もあるし、更新したのですけれども、それでも足りないのではないかとかいろいろなことがありますので、今回の暴落で新しい解決すべき課題が具体的に見えてきたということになりますので、それを1つ1つ解決していくために、これは全体的な協力をしていかなければならないと思いますし、値段が下がったら目手久の選果場にもう怒涛のように運ばれてくるとかいう、ですから、その農家の方々もやはり個人差が相当あるような気がしますね。選果に関しては、その辺はやはりしっかりした計画でやった方はしっかりと役立つというふうな、あと利益も増えるというようなことでありますので、非常に難しいことがはっきりわかってまいりましたので、1つ1つ解決していくしか方法はないと思います。

○10番（福留達也君）

なかなか難しいのでしょうかね、やはり。この前の天城町議会でジャガイモのお話が出てちょっと聞いたのですけれども、天城ではその人手不足、労働力不足がそのころにいろいろなものが重なるもので、足りない、これがどうにかできないかという話で、天城町としては、このそういった労働力不足に関する協議会を開いているんな支援事業等を活用して今年5月まで目処をつけたいという話がありましたけれども、伊仙町としてはそういった問題はどうか捉えていますか。

○経済課長（仲島正敏君）

選果場のほうでも今年は労働力不足があったようには聞いております。

○10番（福留達也君）

ですから、そうなった場合に、また同じことの繰り返しにならないように対策的に何か考えているのですかということです。

○経済課長（仲島正敏君）

早急に農協さんとか関係機関と協議をしたいと思います。

○10番（福留達也君）

課長、農業経営収入保険というものはご存じですか。

○経済課長（仲島正敏君）

平成31年1月から農産物の対象に収入減少を補填する収入保険のことでしょうか。

○10番（福留達也君）

数日前の新聞で初めて知ったのですけれども、これまでのいろんな農作物、畜産を含めてのその保険というのはサトウキビと畜産が中心だったと。今後は、来年1月から運用していくその農業経営収入保険、これ全ての農作物を対象にしている新たな保険だと。そういったことで、いろんな品目に、例えば、園芸等いろんな品目に挑戦しやすい環境ができたというのですけれども、これの内

容を見てみると、収入基準、要するに、過去5年間の畑の平均の9割を下回った場合に補償しないとか、青色申告の実績が1年以上ある農家じゃないと対象でないとか、こういったことで本当にこれそういった保険ができる、いろんな多様な災害があるものだから、町を初め、県を初め、いろんなこういった救済策はないかというふうにして国に要望してでき上がった制度だと思うのですが、余りに厳し過ぎてこれほとんど意味なさないのではないかなと思います、これどう思いますか。

**○経済課長（仲島正敏君）**

たしか、先々週ぐらいに沖永良部でこちらの説明会があつて、私どももまだ詳しい資料はまだ共済さんからのとか、全国の共済組合のホームページ等でしかまだ情報を得ていないのですが、議員がおっしゃいますとおりに、青色申告を行っている農家が対象であったり、過去5年間というところでこの部分に関してはまたなかなか難しいのかなと思っています。ただバレイショに関しては、県の野菜価格安定対策事業というのがありまして、そちらのほうで若干の補償はあるのかと思っております。

**○10番（福留達也君）**

農家の声がどんどん上がって、国にもこういった救済策をつくってくれということでやったらいいけれど、国もつくりましたよというポーズだけの制度じゃないかなと見ていて思いました。

バレイショだけではなくていろんな農作物、大変な状況があつたりするのでありますが、こういった救済策をまた要望するときには、でき上がるときにはその要件の緩和というのかな、そういったものとして、本当に島で農業しても大丈夫だと思われるそういった環境なり、そういった保険なり、そういったのをつくっていく努力も我々も含めてやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

**○議長（美島盛秀君）**

これで福留達也君の一般質問を終了します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は6月13日水曜日午前10時より開会いたします。日程は一般質問です。

なお、この後、議会運営委員会を行いますので、委員会室へお集まりください。

散 会 午後 3時08分



# 平成30年第2回伊仙町議会定例会

第 2 日

平成30年6月13日



平成30年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年6月13日（水曜日） 午前10時15分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（西彦二議員、佐田元議員、岡林剛也議員）3名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君                      事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
税務課長	名古 健二 君	町民生活課長	水本 斉 君
保健福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	直 章一郎 君
教委総務課長	喜 昭也 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学給センター所長	伊藤 勝徳 君	ほーらい館長	重村 浩次 君
選挙管理委員会書記長	鎌田 重博 君	総務課長補佐	寶 永英樹 君

△開 会（開議） 午前10時15分

○議長（美島盛秀君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（美島盛秀君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、西彦二君の一般質問を許します。

○3番（西彦二君）

おはようございます。3番、西彦二です。ただいま議長のほうから許可を受け、一般質問を行います。

農業政策について。

糖業振興につきましては、前回3月議会では牧議員の質問に重複いたしますが、昨年10月末の台風によりサトウキビ等の農産物に多大な被害を受け、平成29年度産操業が行われた結果、平均基準糖度に満たず手取り価格が下落し、サトウキビ生産農家には大変厳しい今期の製糖期になりました。この深刻な現状を町としてどのような支援対策を考えているか問います。

2、今期、春植え推進計画の実施計画について、また夏植え推進の計画について、町としてどのような支援を考えているか問います。

園芸振興につきましては、今期のバレイショ取引価格も、これまでになく価格が下落し生産農家は赤字経営を余儀なくされ大変困惑しています。町としては、どのような支援対策を考えているのか、また園芸農家に対する指定野菜価格安定制度の導入を検討できないか問う。

また、町は目手久JA選果場の保冷施設の新設計画はないのか問う。

2番目に、農業支援センター「青緑の里」について。

平成29年度に町が開設した農業支援センター「青緑の里」は、現在どのような人材育成、また支援を行っているか問う。

新規就農者は現在何名か問う。

農業高校跡地、義名山農地跡は、これからの整備と活用について問います。

3、農業次世代人材投資資金について。

当資金の取り組み内容について、対象研修生は現在何名か。また今後も人材投資資金を活用し若手人材育成に取り組んでいくかを問います。

1回目の質問を終わり、2回目からは席に戻って行きます。

○町長（大久保明君）

西彦二議員の質問にお答えいたします。

1番のサトウキビの被害に対しましては、10月末のかつてなかったような塩害でありました。時

期的にも大型台風が来るのは非常に少なかったのですけれども、塩害に対する考え方が少しはおくられていたというふうに今評価されております。

記憶にある限りでは、徳之島全体があのように真っ赤に塩害を受けたということも過去になかったわけでありまして、ただ、いろいろ振り返ってみますと、スプリンクラーでの塩害対策のローテーションを含めた形が即対応できなかったということの反省ありますので、今後塩害対策として取り組んでいくことは大変な教訓になったと思います。

これに対しましては、JAを中心として国会議員の先生方に急遽徳之島と種子島に来島していただきまして、現場の視察を行いました。糖度が相当落ちているということでありました。

農水省の幹部の部長も来られまして、いろいろ3町で質疑応答したときに、急遽そこでこのセーフティネット事業で、この塩害対策をやっていくという事項がないということをおっしゃっていただきました。台風対策ということはあったけれども、「塩害」という文言が具体的に書いてないということでしたけれども、それはその後、種子島の視察を終わって、特に野村先生が強く塩害も台風被害だということを強調いたしまして、農水省もそのことを認めて、セーフティネット基金事業を発動したわけでありまして。

その具体的な内容に関しては、後ほど課長のほうから答弁をしていただきますけれども、各町で奄美群島においては徳之島、喜界島、熊毛の種子島という形での事業を具体的に取り入れていったりというふうに今なっております。

以上、1番の①の答弁といたします。あとは具体的にまた課長のほうから答弁をしていただきます。

**○経済課長（仲島正敏君）**

西議員の質問にお答えをいたします。

昨年の台風の影響により、製糖開始から1カ月間の平均糖度は11.5度を下回ったことを受けまして、今町長からありましたとおり、国が今年度より自然災害時による糖度減少発生したことを要件といたしまして、第1期収穫に影響が及ぼさないようにサトウキビ増産基金事業、セーフティネット事業を発動いたしました。今月の広報誌に各ご家庭にお配りしてあります伊仙町糖業振興会によるお知らせということでチラシが配布されているのですけれども、町といたしましても本事業を活用し、株出し、新植の春植えに対し、肥料と除草剤等の助成を行い、サトウキビ農家の栽培意欲低下の防止と単収向上に努めてまいりたいと考えております。

**○3番（西彦二君）**

セーフティネット基金にいたしましては、どれほどの町に対しての補助金か伺います。

**○経済課長（仲島正敏君）**

春植えに対しまして、町といたしましては事業費といたしまして7,000万ほどでございます。

**○3番（西彦二君）**

町に対して7,000万ほどの補助金おりていますが、また全農家の3分の1ほどの補助にしかありません。

せん。また、これに対して町補正予算を計上できないかお尋ねいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

このセーフティネット事業は、補助率が3分の2ということでございますけれども、残りの3分の1に対しても補助ができないかということでしょうか。

○3番（西彦二君）

サトウキビ農家に対しての件数の割合に対して、その予算に対して大体少なめと感じますが、この足りない分をまた補正に加えて修正できませんかと思つて、お願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

今の申し込みの状況を見てみないと何とも言えない状況ではあるのですが、一応肥料としてはB B 538が400ha、他の除草剤関係が500ha、あとメリクロンの一芽苗が4haということで、この状況を見ながら、これ以上超えるならまた検討してまいりたいと思います。

○3番（西彦二君）

対象品目に農薬、肥料などの支援が受けられまして、サトウキビ農家には大変うれしく思つております。

また、町糖業振興会ではどのような支援対策行つていく予定ですか。

○経済課長（仲島正敏君）

今申し上げたものが町の糖業振興会としての事業になると思ひます。

○3番（西彦二君）

また南西糖業では、また新しい式のビレットプランターの導入で、現在高齢化や人手不足にかかわる体制拡大の支援を行つている様子と聞きますが、どうなつていますか。

○経済課長（仲島正敏君）

先ほどの全戸数に配布いたしました伊仙町糖業振興会のお知らせというチラシの裏に「伊仙町糖業振興会は夏植え拡大に向けて、全力で生産者支援を行います」ということで、「新しい機械植えつけビレットプランターの普及拡大を支援します」ということで案内がしてあるのですが、

こちら具体的に言いますと、プラソイラによる深耕を行い、ロータリーによる碎土を2回行いまして、あと種苗用圃場から採苗いたしまして、ハーベスターでこれは採苗するのですが、その後通常約1.5倍の苗を投入し、肥料と薬を同時に行いながら植えつけをするという事業を、申し込みが10a当たりの全ての作業込みで2万5,000円個人補助をお願いしたいと思ひます。

ただし、肥料、農薬は個人で購入して、植えつけ時に持参をお願いしますということで、チラシのほうを配布してございます。

ただし、どうしても大型のトラクターで行いますので、30a以上の畑でお願いをしたいということでございます。

○3番（西彦二君）

ただいまの話で10a当たりの作業価格も大変安値で、これからビレットプランターの普及が進み、

作付面積の期待が図れると思っています。ありがとうございます。

続きまして、キビ共済について伺います。今期のキビ共済に対しての経過についてどのように聞かれますか。

**○経済課長（仲島正敏君）**

サトウキビの大打撃を受けたということで、共済がどうなっているかというご質問だと理解いたしますけれども、今年度に関しましては来月7月5日に開催されます平成29年度産サトウキビ共済損害評価会において適否が決定されると思っています。

**○3番（西 彦二君）**

共済価格も共済に関しては内容、出来高、トン数と、昨年の統計にて出されると思っていますが、これからは糖度低下にいろいろ対しても考えていく必要があるかと思えます。お願いします。

**○経済課長（仲島正敏君）**

今まで5年平均の収量に対してということだったのですが、今回このセーフティネット基金の発動というかこの要件、糖度減少発生という要件が新たに加わりましたので、共済のほうにも、こちらのほう今後どうなるのか、その共済損害評価会に私ども出席いたしますので、その点は質問してまいりたいと思えます。

**○3番（西 彦二君）**

よろしく願いいたします。

続いて、今期の春植え推進計画について伺います。今期の春植え推進はどれほどの実績が上がっていますか伺います。

**○経済課長（仲島正敏君）**

今期の春植の推進ということでございますけれども、実は昨日12日より各集落におきまして申告用紙の回収が実施されているため、この回収をもちまして春植え植え付け面積が確定すると思えますので、またわかり次第報告を差し上げたいと思えます。

**○3番（西 彦二君）**

今回の春植えに対して、肥料の不足が聞かれましたが、どのように考えていますか。

**○経済課長（仲島正敏君）**

大変なことだと思っています。皆様ご承知のとおり、どうしても今年度はサトウキビ自体の品質のほうも厳しい状況であったので、このようなことになったのかなと思っています。

**○3番（西 彦二君）**

また、今期の夏植え推進計画について、町としてどのような対策を考えていますか。

**○経済課長（仲島正敏君）**

夏植えは、平成28年度に新たな増産計画が制定されております。それによりますと、本町は140haの植え付け面積を目標といたしております。それで、夏植えの推進ということで、先ほどありましたビレットプランターであったりとか、こちら申し込みは一応7月の下旬から8月のほうにかけて

する予定ということで、今の春植えが終わった後に始まるということなのですが、あと堆肥の助成であったりとか、今回ミニプランターというジャガイモの植え付け機ぐらいの大きさの、小型トラクターの後ろにつけてトラクターで引っ張ってもらい植え付け機があるのですが、そちらのほうを3機製作してまいったりとかと、B B 400という緩効性の肥料の助成であったりとか、除草剤の補助、助成等を考えております。

### ○3番（西 彦二君）

夏植えに対しても引き続き、またビレットプランターの普及が活用されると思います。引き続き営農集団にも、こういった事業の取り組み、続けてまたよろしく願いいたします。

引き続きまた、支援策として現在百菜の商品券が出ていると思いますが、商工会の商品券も一緒に活用できないかお願いいたします。

### ○経済課長（仲島正敏君）

ありがとうございます。もともと百菜の商品券というのは、やはり町内の経済活性化の一助ということで決めたという経緯があるというふうに聞いておりますので、商工会さんとも協議をして、お互いに使えるような感じでできるように、商工会さんのほうとも協議をしてみたいと思います。

### ○3番（西 彦二君）

このことにより町全体の発展にもつながりますので、ぜひ検討をお願いいたします。

今回の国のセーフティネット対策により、サトウキビ農家への経費削減や単収の向上、適期管理の促進ができ、来期の生産量確保できるとともに、糖度並びに作付面積の回復が図れると考えます。ありがとうございます。

園芸振興についてお尋ねいたします。

今期バレイショに対しても、平均価格もこれまでにない下落でしたが、どう考えていますか。

### ○町長（大久保明君）

先ほどの追加ですけれども、夏植えに関しまして、県のこの前の説明会において、夏植え推進をかなり強力に推進しました。農林27号、新しい品種をどんどん使っていけば、この糖業の開始も8月、9月に植えて、その次の11月、12月に収穫を始めるという形のサイクルをつくっていけば、これは3年単位で考えてみますと、夏植えをするのは2年間かかるというふうなイメージがかなりあるのですが、結果として夏植えをどんどん推進していくことが、この春植えの推進にもつながっていくというふうに、よう考えてみたらそういうふうになっておりますので、そのことを推進していけば台風にも非常に強い農林27号中心にできて、単収も上がっていくだろうというふうな県の説明と推進でありましたことを補足したいと思います。

それでは、園芸に関しましては、このバレイショ価格が暴落した要因を、きのうの議会の中でもいろいろ議論をなされました。今後この保冷库の話、また保管庫の話もありましたし、リレー出荷の調整の話なども出てまいりましたので、きのう最も重要だと思われたことは、やっぱり定時、定

量ということをやっていかなければならないと。

あと改善すべきところは、選果場におけるローテーションを人の回転をもっともっと改善できるのではないかなどのお話が出ましたので、価格が低迷したときの要因の一つは、保管庫の話がきのう出たのですけれども、それはこの収穫してから、現場の末端まで行く間にもう90日ぐらいたっている場合があると、その場合やっぱり芽が出ていたとか、そういうことでの春一番のブランドはあるけれども、評価が下がったということなどもありましたので、一つずつ解決していく課題が、また今回のバレイショの価格暴落の中で見えてきたことを、一つずつ解決していくということが重要じゃないかと思っておりますので、支援対策等についてはまた、課長のほうから答弁をしていただきます。

#### ○経済課長（仲島正敏君）

西議員の質問にお答えいたします。

今回の価格暴落によりまして、農協経済連を通じて対象市場群に出荷されたバレイショにつきましては、県単の野菜価格安定制度が発動され、バレイショ農家の経営安定を図ることとなりました。しかしながら、生産量の増加により、農家への補給金は十分でないとは考えております。

今ありました県単野菜安定化制度は、その作付の時期におきまして徳之島では2、3月分が対象なのですが、今回は3月分が対象になっていたということでございます。

こちら申し込み数量が1,300tに対しまして、出荷が2,000tあったということで、補償金額がまだ確定はしておりませんが、キロ当たり5円ぐらいの価格差補給金という形であるのではないかなというように感じて、担当のほうでは推測をいたしております。

#### ○3番（西彦二君）

この件に関しまして、先日徳之島町議会でも6月議会のほうで園芸農家に対する指定の野菜価格安定制度の導入も検討できないかと出ていましたが、両町またJAと一緒に取り組んでいてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

#### ○経済課長（仲島正敏君）

確かに徳之島町のほうでも質問があったということですが、こちらは今おっしゃいました国の指定野菜価格安定制度に加入するには、たしか共販率の要件を満たさないと加入ができないということを聞いておりますので、やはり農協さんを通じまして、農家さんにもそこら辺のことをまた、再度周知をしていってまいりたいと思っております。

#### ○町長（大久保明君）

このバレイショの、例えばこれは畜産でもサトウキビでも、この安定化制度はあるわけですが、これではバレイショだけでなく、あらゆる品目について、そのようなことが国会のほうで、この前国会議員の先生方が4名ほど来たときに、そういう質問したときに、これはこれから自由化がもっともっと進んでいく可能性がある。TPPイレブンという形で今言っていますけれども、そういった中で、あらゆる農産物、また魚介類に関しても、自由化が進めば、こういうものを安定

化基金とかセーフティネットをしっかりと打ち出していないと、日本の農業は大変厳しくなるだろうという話でしたので、これは今から国は対応していく準備はしているという話でございましたので、その間、今話をした指定野菜価格安定制度等を3町ないし、またこれは郡内全域も含めて、同じような形で進めていくことが重要じゃないかと思えます。

**○3番（西 彦二君）**

これからも生産農家には栽培講習や管理の徹底を図るべきだと思っています。町としても一生懸命またよろしく願いいたします。

町としては、関東、関西での徳之島祭りや催しものに、地元の農産物やバレイショの販売出品も考えていないかお願いします。

**○町長（大久保明君）**

代々木公園で東北の震災のときに、東京在住の徳之島青年部という形で、40代、50代の方々の大変な努力で晴海埠頭まで、あのとき10何トンだったと思います、運んで、東北に行ったということで。大変島のバレイショの評価も上がったし、東京の徳之島青年部の行動が評価されました。

その後、東京の夢振興会という徳之島の出身の方々が、あれをやったからには、これ継続していくという形で、2年後から代々木公園でのこの徳之島フェアが開催されまして、その中心はほとんどバレイショであると。

そして、もう一つは、代々木公園を借り切るわけですから、相当のお金もかかります。それもJAからバレイショをかなり毎年運んでいます。今現場の様子を見ますと、午前中でほとんど売り切れると。あとは注文という形で、相当のバレイショが出身者を中心に多く販売できるようになっております。

その中で、地元の徳之島全体の出身者のブースもたくさん出てまいりまして、特産品なども出ておりますので、今後伊仙町としてはバレイショだけではなくて、あらゆる例えば百菜の6次産業化も出していますけども、今後はもっと大きく販売ルートを広げていくためにも、職員も同行していくことが重要ではないかと思っておりますので、この春一番の本当に評価は大変高い状況でございますので、JAとも連携をとりながら、より多くの販売ができるには戦略的にやっていくことは十分可能であると思えます。

**○3番（西 彦二君）**

また百菜やふるさと納税の返礼品としても活用していただければと思います。

今期JA選果場には、連日多くのバレイショが出荷され、一日選果量を超え、一時出荷をとめることもありました。また野外のほうにもコンテナ、フレコンが積み重なっている状態でした。このことにより、品物の品質や傷みが生じ、価格の下落も考えられると思われまます。このことによりJA保冷库施設が必要だと思われまます、どういう考えでしょうか。

**○経済課長（仲島正敏君）**

西議員のただいまの質問にお答えをいたします。

J Aあまみ徳之島事業部で取り扱っているバレイショの種芋は、多くが北海道産の無冷芋であり、この種芋、産地の確保等契約の関係から、一定以上の注文の確保が必要であるということでございます。

現在 J A では、種芋の貯蔵を徳之島町の保冷施設にて3,000袋の貯蔵を行っていますが、年ごとの農家の栽培意欲の変異による植えつけ面積の変動が大きい中、新たな保冷施設の建設に関しては、生産計画や出荷、販売の状況等を踏まえ、十分な議論が必要であると考えております。

**○議長（美島盛秀君）**

ちょっと、今の答弁は違っているのではないですか、質問に。出荷時期に農家からの出荷が多過ぎて（「あ、すいません」と呼ぶ者あり）わかりました。（「はい」と呼ぶ者あり）

**○経済課長（仲島正敏君）**

すいませんでした。出荷時期の昨日の議論になりましたけれども、今後は昨日町長が申しましたとおり、また J A あまみ全体、鹿児島県全体として課題を捉えて検討してまいりたいなと思っております。

**○3番（西 彦二君）**

前日、町長のほうから、鹿児島のほうに保冷库を設置すると伺いましたが、ぜひ地元のほうに一時的保管的な、また保冷施設をこれからも両町、J A の計画をお願いいたします。

**○町長（大久保明君）**

以前から郡内の協議において、鹿児島のほうに保冷库という話がありました。これは特に強かったのは、沖永良部のほうがバレイショだけでなく、花きも含めて鹿児島のほうでしっかりと分別をしたほうが合理的じゃないかという意見がございましたけれども、選果場予定地区が選定されないという形で今進んでいない状況でございます。

ですから、そのことを、そういう方向性にありますけど、まだ最終的には実現していないわけにありますので、島内での選果、保冷库になるか、保管庫になるかなどは J A ともしっかりと協議をして、これはその必要性はますます高くなってくると思いますので、また選果場の8年ぐらい前で、もっと後ですか更新したのですけど、今でもやっぱり手狭じゃないかというような選果機が足りないのではないかというような意見もありますので、そういうことも総合的に考えて、どれが一番ベストな方法なのかを協議をして決定をしていくことが大事だと思います。

**○3番（西 彦二君）**

よろしく願いいたします。

続きまして、農業支援センター「青緑の里」についてお願いいたします。

**○町長（大久保明君）**

伊仙町から和泊町の農業研修センターを、10年ほど前に職員を含めて視察に行っていました。そこでは花だけではなくて、かなりの新しい品種の農場があるし、そして職員が数名で頑張っていました。

伊仙町としても、この天城町には農業支援センターが旧試験場跡地を取得して、そこがいろいろメリクロン苗などもかねて研修しておりますので、伊仙町も農業高校跡地を活用した形で農業支援センターを設立いたしまして、4月からは稼動している状況でございます。

センター長として、農業高校の教員のOBである島出身の方を今雇用いたしまして始まっているところでもありますので、今後いろんな募集体制などに関しましては、課長のほうからまた詳しく答弁をしていただきます。

**○経済課長（仲島正敏君）**

西議員の質問にお答えいたします。

現在第1期の研修生の募集をしている状況でございます。研修の期間としては、1年間で今年の8月から来年の7月までの1年間かけて、農業の基礎を学んでもらいたいというふうに考えて募集をかけておりますので、今そちらの準備をしている状況でございます。

**○3番（西彦二君）**

また、今年度開設した農業支援センターですが、年間の栽培計画表を製作できないか。また今期はバレイショ栽培を中心に行っていくと聞いていますが、伺います。

**○経済課長（仲島正敏君）**

今年度につきましては、まず地元の特産品でありますバレイショの栽培ということでございますけれども、現在も栽培計画をつくっているのがバレイショとエンドウであったり、野菜の苗であったり、あと果実、メロンとかパッション、マンゴー等の栽培計画を現在作成いたしております。

**○3番（西彦二君）**

その他にもどのような支援や活動を行っておりますか、お願いします。

**○経済課長（仲島正敏君）**

現在、毎月広報誌に支援センターから土壌診断基礎ガイドと称しまして、土壌分析のことにつきまして記事を掲載させていただいておりますとともに、土壌分析、昨年度の実績でまいりますと約46点の土壌分析、今年度に関しましては42点の土壌分析を行っておりますが、バレイショやサトウキビの植え付け前の土壌分析による土づくりについて、今後さらにさまざまな形で、場所で、今広報してまいりたいと考えております。

**○3番（西彦二君）**

研修生は何名ほどの予定ですか。また、花き、キビ、畜産にも携わっている伊仙町内の先輩方を栽培技術や研修の計画も一緒にできないか、お願いします。

**○経済課長（仲島正敏君）**

失礼いたしました。今年度3名の募集を予定しております。年齢が45歳までということで募集をかけております。

あと、今経験豊かな地元の先輩農家を講師にというご意見でございます。こちらとても貴重な意見でございます。前向きに検討してまいりたいと思います。

○3番（西 彦二君）

よろしく願いいたします。

また、研修終了後には、どのような研修生の計画をとられる予定ですか。

○経済課長（仲島正敏君）

研修後も引き続き農業支援センターとかかわりを持てるように、経済課のほうで、また支援センターともどもサポートをしていきたいと思っております。

○3番（西 彦二君）

引き続き研修生の募集を行いますか。

○経済課長（仲島正敏君）

研修期間は1年間でございますので、また来年度は新たに新しい方を募集していくつもりでございます。

○3番（西 彦二君）

これまでにセンターのほうにどれぐらいの機械や設備の導入を行っていますか。お願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

すみません、こちらにつきましては、調べまして、また報告をさせていただきたいと思っております。

○3番（西 彦二君）

農業高校跡地の義名山の農場についてちょっと伺います。現在どのような状況になっておりますか。

○経済課長（仲島正敏君）

義名山の圃場ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）すみません、義名山の圃場につきましては、現在耕作放棄地のような状況になっておりますので、状況はそういう感じでございますので、早急にこちらのほうで手を打たないといけないということで今、課内のほうで話をしております、できれば早めに。地番はわかるのですけれども、現地等の整合性がとれていなかったりする部分がありますので、そちらのほう確定してまいりたいと思っております。

○3番（西 彦二君）

義名山農場のほうの面積とか今はわからないと聞きましたが、町として町単事業を利用して地籍調査を行い、図面を製作し、県への払い下げを考えていないか、お願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

地籍調査に関しましては、たしか字が、まず同じ字のところでないといけないというのがあった。すみません、ということもあるかもしれませんが、面積が確定しないと県のほうに申請もできないかと思っておりますので、こちらのほう早急に対応できるように、財政厳しい折ではございますが、町単独でも、はい。これをそのうちに、先ほど申しましたように、今、荒れている耕作放棄地状態になっておりますので、こちらのほうの整備も進めてまいればなと思っております。

○議長（美島盛秀君）

町長、この件については、町長の計画等もあると思っておりますけれども、何かありましたら。

○町長（大久保明君）

まず、今、農業高校グラウンドの東のほうにあるハウスは解体して、伊仙町に譲渡して、あそのほうは、使用は可能でございます。義名山に関しましては、土地改良してあるのですが、今言ったように、面積が明確でないと。それから複数の地権者がいるということで、それを解決して、面積をさらに、その地権者を、恐らくそこを除いた正確な面積を出して申請をしてほしいということでございますので、今、課長が答弁したとおり、県としては、もうあそこは伊仙町に早く譲渡したいというふうな話が来ておりますので、これについて調査を県がするのか、町がするのかということで、結論は出ておりませんが、そこは県と交渉して、町単独で調査を進めていくということも、これから考慮していく必要はあると思っています。

○3番（西 彦二君）

早急に整理し、活用こそがこれからの若手の人材育成、また、新規就農者研修生への支援につながります。町の農業振興にもつながりますと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、農業次世代人材投資資金についてお願いいたします。

○町長（大久保明君）

伊仙町議会でも、数年前に、この方々の現場を視察して、畜産の方々、それから、サトウキビとか、新しい品目をやっている方々のところを視察してまいりました。今後とも、この事業は積極的に進めていかなければなりませんけれども、中には条件をなかなか報告とか、そういうことで、実績が足りないとか、ことで、途中でやめる方もいらっしゃいますけれども、多くの方がどのようにして参加できるか。農業支援センターもできたわけでありまして、若い人が就農できるような仕組みをどうしたらいいかをいろんな事業の中で、期間が短いのではないかと話などもありますので、その辺も再度見直して、新しい仕組み等をつくっていくことも肝要ではないかと思っております。

○3番（西 彦二君）

当資金の取り組み内容について説明をお願いいたします。

また、年間150万円と聞きますが、その使い道についてもお願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

農業次世代人材投資資金につきましては、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する資金というのが目的になっております。現在、伊仙町内では、7名に対しまして、交付をされております。

今、西議員がありましたとおりに、年間150万円以内を交付して、こちらは生活の為であったりや、就農するためのいろいろな準備のほうに使われていると思っております。

○3番（西 彦二君）

今現在、研修生にはどのような作物を中心につくられているか、お聞きいたします。

また、研修生には少し厳しい資金の活用ですが、これからも若手人材の育成にどう取り組んでい

くか、お願いいたします。

### ○経済課長（仲島正敏君）

この事業が新規参入者を対象として事業となっているため、農家出身者の場合は、親と違う取り組みや新規作物の栽培をしなければならないと。また、交付終了後、営農を継続しなければ、全額返還と要件要綱がとても厳しい、今、西議員がおっしゃりましたとおり厳しくなっております。それで、現在の方たちのどういう作物かということで、園芸の方はパパイヤであったり、ミエンドウ、畜産、ゴマとか、また、ある方は、オクラ、カボチャ、バレイショ。また、ある方は畜産、バレイショ。ある方はバレイショにショウガに畜産。畜産がメインの方が多くて、畜産とまたバレイショというような組み合わせを複合で計画されている方が多いと思われまます。また、町としましても、経済課が主管でございますけれども、県の農業普及課、あと、農業の先輩であります指導農業士さんも含めまして、連携をとりながら、新規就農者の育成には取り組んでまいりながら、今後、定期的に圃場巡回での現場の調査であったりとか、技術指導や経営面での簿記研修会参加を促したりとか、そういう手助けをしてまいりたいと考えております。

### ○3番（西彦二君）

引き続き若手人材育成に期待いたします。

最後になりますが、町長に伺います。

我が町伊仙町は、東は喜念、西は犬田布、小島まで、雄大な土地に恵まれております。町が掲げている長寿・子宝の町日本一とありますが、同様に農業生産額50億円を修正し、60億円を目標に三本柱を掲げ、農林水産費の増額が町の発展のため、また、全ての町民が主役のまちづくりにつながりますが、どう思われますか。

### ○町長（大久保明君）

通告のないことでございますけれども、今、最後に、西議員の強い思いをお聞きいたしまして、私も大変うれしく思います。

農業生産額50億を9年前に打ち出しました。その後、なかなか実現できなかったのですが、28、29年度に56億という、これは牛の価格もかなり高止まりして、バレイショも北海道が不作という形で値段が安定したと。サトウキビのほうも、21万トン島内でできたということで、56億ということが、50億が初めて実現できました。そういった中で、これから、今この長寿・子宝と農業と、これは全てかかわっておりますので、いろんな連携した形になっておりますので、そのことを含めてどのようなまちづくりをしていくかということのを少しだけ話したいと思えます。

例えば、大規模化、機械化がどんどん進んできますと、人手が要らなくなって、人口が急速に減っていくという現象が全国各地で出ておりますので、じゃあ、人口が減らないような形で、農業をどういう仕組みでやっていくかということです。きのうも少し質問の中にもありましたけれども、ワーケーションという、例えば、あらゆる方々に職業があっても、会社に勤めておっても、農業も、もっともっとやっていけると。この豊かな大地を効率的に生かしていくことを推進していく

ことが重要ではないかと思えます。

そういった中で、今、人口が減らないためというか、地方が疲弊衰退しないために、地方創生という議論が出てまいりまして、それは何回も私が申し上げているように、各集落がより復活して、生き生きとしていくということが重要であるわけですから、その中で、例えば、農水省の事業で、今、多面的支払交付金事業というのを、これかなり私はあらゆる場で、もっともっとふやしていくべきだというふうに話をしています。それは各集落の結いの精神、団結、そういう共同作業がどんどん進んでいくと。昔の連携、いいわりとか、ああいうことを今復活する時代になってまいりましたので、そこに出身者の方々が帰ってくると。帰ってきて、農業をしながらかん張っていくと。それはいろんな農家の方々と協力して手伝いをしていくとか、そういうことで新しい生きがいも出てくるし、雇用も出てくる。そういった村づくりをしていくということで、これは都会の方々も、この島に来て、温暖な土地で、一緒になって農業をしようと。これはある地区では、北海道から冬場の間応援に来るとか、そのような交流も含めたグリーンツーリズムとか、そういうことも、もっともっと含めて絡めていくことで、この町の農業生産額はふえていきます。それと同時にいろんな予算に関しましては、これは今日のこの若い人たちの育成など、そしたら、農業研修センターの価値は、必要性、重要性は、多くの方々が来て研修すると。今3人という話ですけども、職員をふやして行って、農地を広げていけば、もっともっと多くの人たちが研修できるし、また、各集落に散らばっていくのではないかと思います。そういったまちづくりをしていくためには、長寿・子宝と生きていくための農業というのは密接にかかわっておりますので、そのような仕組みで、新しい加工センターとか、それから六次産業化を進めていけば、百菜のほうも、もっともっと潜在的な可能性を打ち出していけるわけでありますので、そういったあらゆる政策を統合した形でやっていくと。その中心にあるのは、とにかく農業生産額を上げていくという目標の中で、いろいろな相乗効果などが生まれてくるというふうに考えておりますので、この前、商工会との話し合う中で、商工会が初めてJAと連携をとっていくという包括協定を結んでおりました。また、この前、3町の建設協会の会合の中で、自然遺産に関する虹の会の方々、農業団体の代表の方々が含まれてきたわけでありますので、人間が生きるための食という、これは全てにかかわってまいります。基本中の基本とありますので、それを生産できるだけの豊かな土地と頑張る人たちが引っ張るといことは、この町の大きな宝でありますので、そのようなことを強力に推進してまいりたいと思っておりますので、西彦二さんの最後は、総論的な質問に関しまして、私、西さんの思いに対して、同じような気持ちでございまして、よろしくお願ひしたいと思えます。

○3番（西彦二君）

ありがとうございます。繰り返しますが、農業振興費の増額を期待いたしまして、一般質問終わります。

○議長（美島盛秀君）

これで西彦二君の一般質問を終わります。

次に、佐田 元君の一般質問を許します。

○4番（佐田 元君）

町民の皆様、おはようございます。4番の佐田 元でございます。

第2回定例会におきまして、質問の許可がございましたので、通告どおり質問いたしたいと思えます。

3月議会でも質問いたしましたが、まず初めに、平成28年度の多世代交流機能備品購入についてであります。

①この件に関して、入札は適正であったか、伺う。

2番目に意図的な情報隠しがなされたのではないかと。

3番目に、平成29年6月6日以降の町長の対応があったんじゃないかということ。

4番目に、交付金の返還を含め、町の損害の額はどうなっているのか。また、受注者への賠償責任は行われているのか、伺います。

5番目に、国や県から、この事案に対してどのような指導を受けたのか。特に、この事業の補助金の適正化法に関してはどう考えているのか伺います。

最後に、次には、町長の施政方針についてです。「すべての町民が主役のまちづくり」と施政方針に述べておりますが、このことに関して、具体的にどのようなことか伺います。

次からは、自席で質問いたします。

本日は、たくさんの傍聴人の方もお見えになっております。町民に納得のいく明快なご答弁をお願いいたしたいと思えます。

○町長（大久保明君）

佐田元議員の質問にお答えいたします。

このことに関しましては、3月議会でもいろいろ議論になりました。このことは本当に伊仙町政の中で大変重要な問題であり、大変な失態であったと私は反省をしております。今後、この件にかかわった方々に関しまして、より深く事情聴取をして、そして、今後、この国の交付金に関しまして、どうにか、また回収を目指して、最後まで努力をしていくことは重要であると思っております。

この入札に関しましては、これは適正であったと思っておりますけれども、副町長のほうから、また、答弁をしていただきます。

○4番（佐田 元君）

一答一問ですので、こっちのほうから質問いたしたいと思えます。

○議長（美島盛秀君）

ちょっと待って。答弁してから……。

○4番（佐田 元君）

その後で、伺います。

今、町長のほうから、入札は適正であったというご答弁いただきました。それで、私は、この事

業、この事案に対して、入札そのものが適正であったのかという問いですが、まず、これは納入期限の問題がこのような事案の発生につながったのではないかと思います。

まず、28年の12月議会において、補正予算が認められたにもかかわらず、3カ月も経過した後、平成29年3月10日に指名委員会が開催されています。そして、入札及び契約の締結は3月17日。3月30日までに納入期限があるにもかかわらず、指名委員会が3月10日、そして、締結が17日。わずか13日しかないわけです。この間は。幾ら備品購入といっても、やっぱり、この備品によっては設置するものやら、そういう工事も必要なことと思います。この時期に指名委員会を開催することが、こういうような著しく適正を欠いていたのではないかと思います。この件に関して、指名委員長であります副町長にお尋ねいたします。

○副町長（稲 隆仁君）

佐田議員のご質問にお答えいたします。

確かに、その前に、指名自体につきましては、各課からの要請があり、それに基づいて委員会を開催するわけでありまして、3月9日、指名委員会の推薦協議の要請がありましたので、3月10日、6名の委員をもって推薦協議を行い、公表者を選定したということでありまして、確かに指名の時期、あるいは、工事発注の時期が適正であったかどうかということに関しましては、年度末に押し迫っているのに、必ずしもベターである、ベストであるとは言えなかったところがございます。

しかし、その後の事業への対応につきましては、それぞれの課で行っていることでもありますので、指名推薦委員についてから、その時期的なもの云々というのは、私のほうからは、これ以上は言えないところもあるのも事実でございます。

○4番（佐田 元君）

今の答弁によりまして、この指名委員会の要請は、それぞれの課でされるというようなご答弁いただきましたが、それでは教育長にお尋ねいたします。

このような重大な事案を職員任せにされているのですか。その資料等の確認とか、そういうのは教育長のほうには回ってこないわけですか、伺います。

○教育長（直章一郎君）

お答えします。

ただいま、この事案については、いつ、指名委員会をしたか、あるいは、また、いつ、備品購入が入っているかということは知りませんでした。

○4番（佐田 元君）

ちょっと、今、知りませんだという答弁で、ちょっと、私には、私も長い間、一公務員としてやってまいりましたが、こういう自治体では、こういうような業務をされているのかなという思いがいたします。

それでは、指名委員長であります副町長にお聞きしますが、この指名委員会の構成と伺いますか、

誰々がこの指名委員会に入っているんですか。名前言わなくても結構ですが、何名で指名委員会やっていると。

○副町長（稲 隆仁君）

指名推薦協議委員会におきましては、副町長、それから総務課長、未来創生課長、建設課長、耕地課長、経済課長、そして、担当課長を含めて推薦協議を行っております。

○4番（佐田 元君）

今、それぞれ各課の課長が指名委員会のようですが、この指名委員会では、この受注業者の経営やら、そういうような問題とか、そういうものの話とか、そういうことはなかったのか。そして、また、あと、お聞きしたいのは、この入札の参加資格申請書。これはいつまで出せばいいのでしょうか。お聞きいたします。

○副町長（稲 隆仁君）

指名委員会記録でございます、のっとして、6指名委員と1説明員ということで、担当、社会教育課長が入るわけでありまして、この受注業者というところは、まだ、誰が受注するかどうかということとはわからないわけでありまして、ただ、推薦業者5名を決定するに当たりましては、指名通知、指名願を把握している建設課のほうに取りまとめているわけでありまして、その名簿の中から、購入内容等について、室内遊具が主ということでありまして、直接的な室内遊具を扱っているという業者じゃなくて、学校関係用品類、学校教材、オフィス家具用品等の取り扱い業者、つまり、この室内遊具等においても取り扱い可能な業者ということで、5業者を選定した次第でございます。

なお、指名願につきましては、——ちょっと待ってください。申しわけありません。

町内は納税等の関係がありますので、1年有効ということで、毎年指名願を出してもらっているわけでありまして、町外業者においては、2年ごとに指名願の提出をお願いしているというところでございます。

○4番（佐田 元君）

町内業者1年以内ということですが、これは入札参加資格の申請書の期限はないわけですか。（「1年」と呼ぶ者あり）いや、1年、ごめんなさい。締め切りとか、そういうあれは。何月何日までに出さないといけないとかいう、そういう。

○議長（美島盛秀君）

建設課長、ちゃんと答弁してください。

○建設課長（松田博樹君）

2月28日が締め切りになっております。2月いっぱいです。

○4番（佐田 元君）

2月28日ということのようですが、指名委員長にお聞きいたします。

こういうような入札参加資格申請書には、必ず添付する書類があると思いますが、何々でしょう

か、伺います。

○議長（美島盛秀君）

しばらく休憩します。

休憩 午前 11時15分

---

再開 午前 11時25分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（松田博樹君）

指名願に添付する資料につきましては、皆様にお手元にお配りした資料のとおりでございます。  
これはホームページ等でも閲覧できるようになっております。

○4番（佐田 元君）

なぜ、私がこういうような質問をするかといいますと、資料請求しております。この中に添付書類、納税証明書が必要ですよ。この今お手元に届いたお知らせによると、いろいろ注意書きが書いています。書類不備の場合は受け付けできませんと記載されていますが、この納税証明書、これはちゃんと受け付けはされております。しかし、この納税証明書の署名のところ、28年の7月25日になっていきますよ。この申請書の納税証明書は、なぜ、先ほど質問した2月28日までに受け付けるということですが、なぜ、この7月の28年の7月25日の証明で、この入札参加資格がやられたのか。

それと、あと1点、この証明書の中に、申請者の印鑑、または、全カ所に押印されていないものは無効となりますと追記されております。しかし、この資料を見てみますと、申請者、鹿児島県大島郡誰々あります。座判をしてあります。この座判だけでいいのですか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（美島盛秀君）

松田建設課長、ちょっと答弁できますか。資料持っています。当時の。

しばらく休憩します。午後1時からやります。

休憩 午前 11時29分

---

再開 午後 1時00分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（松田博樹君）

佐田議員の質問にお答えいたします。

この書類は、2月いっぱいでは本当は提出しなければいけない書類だったんですが、足りない書類

に関しては、その都度、何の書類が足りないので提出してくださいということで、再度提出してもらっております。印鑑に関しましては、私たちの確認不足でありました。

○4番（佐田 元君）

もう、はっきり申しまして、あいた口が塞がらないという思いです。書類が足らなかった。足りないのは後で出せばいい。こういうのが伊仙町の行政のあり方だろうと、本当に情けない思いがします。ちゃんと、こういうふうにして、添付書類もつけなさい、書類をつけないといけない、そして、2月28日までに申請をしなければいけないと、こういうふうにしてうたっているにもかかわらず、書類が後からつけて、参加資格ということですが、これを何か圧力とか、そういうのがなかったですか。そういうようなものが感じられますよ。これは本当大変失礼な言い方かもしれませんが、この業者に関して、この業者に関して、書類が不備、これを入札の参加資格者として認める。はっきり言います。このような不備な書類。これだけではありませんよ。はっきり申しますと。皆さんからいただいた資料の中にはたくさんの不備があります。それを確認されていますか、お聞きします。

○建設課長（松田博樹君）

たくさんの不備と申しますと、自分は、まだ確認はしていませんが、どういったものでしょうか。

○4番（佐田 元君）

最初に申し上げます。これは3月の議会のときに取った資料です。この写真は。これは、このときのこの写真に載っているものが、載っているものが、備品の購入の項目にないわけです。これはどうということかと。全員協議会のときに伺ったところ、この納品の一覧表の間違いということを確認してもらいました。

それから、これは町長にもちょっと責任があるんじゃないかと思えますけど、これは県のほうに出されました書類の中の別紙でいただいた資料でございます。これは前課長が出された顛末書の再提出をされたと思えますが、町長もご存じですよね、再提出、監査委員にされたのは。それは結構ですが、この中でも、伊仙町監査委員……。

○議長（美島盛秀君）

佐田議員、一問一答だから、尋ねたら答弁させてから、質問して下さい。

○4番（佐田 元君）

すみません。よろしく申し上げます。

○議長（美島盛秀君）

それと、今の質問は、事業課に聞いたほうがいいと思えますけど。社会教育。

○4番（佐田 元君）

社会教育課長、お願いします。

○社会教育課長（稲田良和君）

ただいまの質問にお答えします。

先週、全員協議会の中でご指摘されたことについて、その後、体育館のほうに伺いされて、備品と写真の照合を合わせたところ。備品台帳に載っているものと写真が違うということで、主幹のほうから、指導主幹のほうから、経緯の説明をして、転記ミスということで、大変申しわけなく思っております。

○4番（佐田 元君）

こういうような日付の間違いとか、あります。これが先ほどした11月30日再提出の件ですが、ごめんなさい、監査委員に宛てた文書の中で、「伊仙町監査委員会代表監査委員、重村宏明様宛てに、平成30年の11月30日付で提出した顛末書に誤りがございましたので、訂正いたします」と。平成30年はいつですか、はっきり申しまして。

あと1件です。あと1件。これも県のほうに出された別紙の中の資料です。一部の納品がありました。この納品の中の日付、これが平成28年4月25日納品。そして、平成29年12月19日納品、1品です。30年4月19日納品となっています。この28年4月25日にもう既に納品されておったわけですか。この顛末書によると、3月3日議会では、3月30日に点検したというあれで報告をその答弁受けております。その後、この全員協議会の中で、この日付の間違い、これを問いただしたところ、それは4月25日に納品があったもんだから、そのときに納品されたということです。この28年の4月25日のこの納品一覧表。これをまた社会教育課長に伺います。

○社会教育課長（稲田良和君）

顛末書のほうに書いてある日付でしょうか。（「県に提出された別紙のほうです。別紙に一覧に載っていると思います」と呼ぶ者あり）

○議長（美島盛秀君）

わかりますか。

○社会教育課長（稲田良和君）

すみません。別紙資料持ってきてないので、確認してみたいと思います。

○議長（美島盛秀君）

それじゃ、ちょっと休憩します。

休憩 午後 1時08分

---

再開 午後 1時12分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○社会教育課長（稲田良和君）

県に提出しました別紙8の一覧表のほうに、すみません、平成29年の記載をしないといけないところに、平成28年と記載してありました。大変申しわけありませんでした。

○4番（佐田 元君）

この件に関しまして、教育長に伺います。先ほども伺いましたが、このような重大な事案。こういう事案を県に提出する書類。こういうのをチェックしないということは、もう先ほども質問いたしましたが、要するに担当者任せ。こういうことですか。お尋ねします。

○教育長（直章一郎君）

教育委員会の責任者として、本当に佐田議員が言われたとおりですけども、今のことについては、本当に僕のいわば非常に慎重にしていけないこと、部下に任せっきりにしたことに対しては、非常に責任を感じています。

○4番（佐田 元君）

最高責任者として責任を感じているということですが、その責任度合いは、また後ほど伺いたいと思います。

私ごとで大変恐縮ですが、今まで、約40年間、40数年間、我々は郵便局に勤めておりました。このような日付間違い、こういうことは、我々郵便局であれば、この1日の日付間違いで、あるときは、その人の人生、一生を狂わすこともあります。それはなぜかということ、何月何日まで有効期限、受付消印があるのが受け付けられるよという、こういうようないろいろなことがあります。お互いに公務員として、公務員として、立場は違うかもしれませんが、やっぱり、こういうミス、これはミスでは、ミスというあれではないのだけど、このような過ちを、これを、まして、県に出す書類。こういう書類をチェックしないで、ただ、出せばいいがという安易なもの考え方があったのではないかと思います。今、国会で問題になっておりますが、何々ありきことであつたのではないかと、はっきり言ひまして、この受注業者ありき、この受注されたこの方にこの品物、この代金は絶対やってやるのだという、入札させてやるのだという、そういう強い思いがあつたのではないかと思います。これはなぜかといいますと、社会的に地位のある方です。皆さんが対応してこられた方は。こういうことをやっぱり伊仙町、町の職員として、はっきり言って、恥ずかしいことです。このことに関しましては、重々これから反省していただき、一字一句間違いのないように気をつけていただきたいと思います。

この件に関しまして、なかなか前に進みませんので、私の持ち時間が2時間ですので、前に進みたいと思います。

次の件も、もう、やや似通った質問でございます。この今回の事業に関して、社会教育課を中心とした教育委員会、地方創生事業を総括する未来創生課、さらに、町三役など事業にかかわる各組織。職員ぐるみで、意図的な情報隠しがなされていたのではないかとという疑問を持たざるを得ません。

その第1の理由として、議案に関する関係書類がなかったことです。私どもが議員の立場で、平成30年の2月の14日に関係資料の提出を要請した時点では、書類は存在しないと、ないという回答であつた。現在の社会教育課長は、3月の答弁で、3月の初めに机の中にあつた、またそのとき、12月時点でもなかったと聞いているという答弁をしております。このような重要な案件に関する書

類がないということ自体が信じられないことに加え、後日、みずからの机の引き出しにあったということも信じがたい。また、約3カ月間近く、書類がないまま事務処理をしていたということも疑問に思う。

次に、3月初めに書類が発見されたとする一方で、教育長は、平成30年の2月の23日に、代表監査委員に対し事案の経緯等の報告を提出しております。担当課である社会教育課に書類が存在しない中で、このように具体的な内容の報告書を教育長ができるのが疑問です。

その次、第3に、平成29年の4月の7日に、県に実績報告がなされていることですが、備品の納入期限の3月30日は一品目も納入されていない中で、完成写真を添付して報告していることとなります。実績報告という重要な手続に関しては、教育委員会はもとより、地方創生事業の総括担当課、総務課、副町長、町長などにおいても十分なチェックを行うはずであり、平成29年6月議会で報告することもなかったことに加え、決算審査を行う9月議会ですら説明、報告もなく、間違った決算を認定させる、これはまさに議会軽視ではないかと思われまます。

次は、平成29年の11月27日付、監査委員から、出納検査結果として未納の事実を知らされているにもかかわらず、議会や町民の説明も含めて一切の対応がなされないままになっていた。私が3月議会の質問で初めて表面化した。

そこで町長にお尋ねします。こうした執行部や町三役の対応を踏まえると、今回のこの事業に関し、町ぐるみで意図的に情報隠し、厳しく言えば組織ぐるみで隠蔽工作をしたとしか思えないのであるが、これに関してどのように認識しているのか、お尋ねします。

また、この3月初めに発見された関係書類、具体的にはどういう書類であったのかを示していただきたいと思います。

その後、次の質問も一括で行いたいと思います。いいですか。

**○議長（美島盛秀君）**

ちょっと待って。

今まで言った一つ一つの答弁について、各担当課のほうからさせないと、答弁にならないと思うのですけれども。

**○4番（佐田 元君）**

はい、わかりました。

**○議長（美島盛秀君）**

これは、②の質問ですね。

**○4番（佐田 元君）**

まず、3月初めに書類が発見されたということで、社会教育課長のほう、よろしくお願いします。

**○社会教育課長（稲田良和君）**

ただいまの質問にお答えします。

平成29年6月ごろから、本事業つづりが確認できないとなっていました。課内職員や元担当者

を含めて探しましたが見つかりませんでしたということです。

2月14日、議長を含め、3名の議員の方々と面接した折には、ないという回答をいたしました。30年3月ごろ、机の中から発見されていることは事実であります。

#### ○4番（佐田 元君）

この件に関しましては、3月議会でも質問いたしましたが、このような重大な事業、事案、はっきり申しまして、12月から3月の初めまで探した、それが机の中にあった。伊仙町の書類は、自分1人で勝手に動くのですかね、はっきり申しまして。これは本当に、この事案に対して、職員の緊張感、責任感、それを問われます。3カ月間も探したのだけどなかった。しかし、3月の初めに机の中にあった。これが、先ほど申し上げている隠蔽工作じゃないかと思えます。

左の机でしたっけ、3月の、引き出し。これは、本当にその3カ月間、探したのですか。どこを探したか、はっきり言って、もう質問したいのですけど、時間がありませんので。誰と誰が探したという、そういう質問したいのですけど、そこまでしたら、もう時間がありませんので申し上げますが、本当にこういうような書類、資料、大事な資料を3カ月間探して、そして3月の議会前になったら書類がありました。本当に、皆さんに、こういうような事業に対しての緊張感、責任感が全くないと思われまます。

それでは、次に移ります。

これは、教育長に伺います。教育長が、平成30年の2月の23日付で代表監査委員に事案の経緯を報告、提出したのは、このような書類がないままに経緯報告をされたということをお答えいただきたいと思えます。

#### ○教育長（直章一郎君）

そのことについては、前課長が、あれ書いたと思えますけども、その課長が書いたものを僕は目を通して説明しただけです。ちょっと内容を確認しないで、報告受けたものをそのまま報告したということになります。

#### ○4番（佐田 元君）

何回も、午前中も、内容を確認しないままという話は聞いております。まあ、これが伊仙町行政だろうという思いがします。

それでは、次の質問に移りますが、29年の4月7日に県に実績報告をされていますが、先ほども申し上げましたが、4月25日に備品の検査をして、4月25日に入ったということですが、4月7日に報告をされていること自体、この報告の中に、先ほど皆さんに見せました、こういう完成写真、書類等はつけなかったですか。どのような報告をされたのですか。

#### ○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この28年度の地方創生の事業につきましては、総括課である未来創生課が全課の実績、予算をどこまで使いましたよという実績を取りまとめて県のほうに報告するわけであるのですが、その3月

末の、4月7日に実績報告等するときは、各課から事業の実績額だけを取りまとめて報告しています。その後に関係書類も取りまとめるわけなのですが、4月7日ということで、その前に、3月31日の実績額はどれぐらいですよ、提出してくださいということを各関係課、担当課のほうに提出するようにということをお願いをしているところなのですが、その実績報告する時点では、関係書類とか完成検査をしている写真とかそういうものは、そのときには見ていないということです。

○4番（佐田 元君）

ということは、社会教育課を信用して、その金額だけを確認したということのようですが。

こういう報告と、先ほども言いましたが、やっぱり十分なチェック体制、これが必要じゃないかと思われま。こういうチェック体制がないがために、このような、事が大きくなったりしていくんじゃないかと思いますので、今後、気をつけていただきたいと思います。

それでは、次に、平成29年11月27日付で、監査委員から出納検査結果として未納の事実を知らされているにもかかわらず、議会や町民の説明を一切対応はされないままに、平成30年の3月議会で初めて表面化したと。

そこで、町長にお答えいただきたいと思います。こうした執行部や町三役の対応を踏まえると、この事業に関して、町ぐるみで意図的に情報隠し、厳しく言えば組織ぐるみで隠蔽工作をしたとか思えないのであるが、この点に関してどのように認識しているのか、最高責任者としてご答弁いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○町長（大久保明君）

この件に関しましては、佐田議員が本当事細かく書類を請求し、そしてそれを分析した結果、いろいろな課題が出てまいりました。このことを、組織ぐるみということは、これは町全てが多く、執行部も含めて、未来創生課、社会教育課との連携をとって意図的に隠蔽したということは、これ、全くあり得ない話でございますので、まずそのことを申し上げたいと思います。

○4番（佐田 元君）

今、連携とってということのお話がありましたが、これは、お互いに連携とって組織ぐるみじゃないということによろしいでしょうか。

それでは、次の質問、これも町長のほうにお伺いしたいと思いますが、町長、教育長、この件に対して、29年の6月6日に報告あったと思えます。それ、町長、伺います。6月6日に報告受けたでしょうか。

○町長（大久保明君）

このことは、当時の担当課長が町長室に来て、重大な報告があるということで報告を、6月6日だったと思えます。間違いなく、そのときに報告を受けました。

○4番（佐田 元君）

29年の6月6日、報告受けたということですので、その時点で町長や教育長、この案件、この事案、もうわかっていることですよ、このような不祥事があるということ。それを、先ほども話し

ましたが、6月議会、9月議会、12月議会でなぜ報告しなかったのか、そこを伺いたいと思います。

○町長（大久保明君）

このことは、担当課長、そしてその受注者が、いろんな備品を納入することになっていた方と連絡をとりまして、受注者に関しまして、これは早急に対応すると、しばらくの間待ってほしいということは何回か繰り返してきた中で、何とかして納入していただくと、そういう、本人は必ず資金調達して納入するというを何回も何回も確約した中で、そのことを期待をしていたということでもあります。

○議長（美島盛秀君）

町長、そういう答弁でいいですか。もうちょっと町民に理解のできるような答弁をしていただきたいと思います。

○教育長（直章一郎君）

僕に、最初、前課長からこのことについてお話ししたのが、出勤の前ですから、8時15分ぐらいだったと思います。地方創生関係の備品が、業者への代金振り込みがなくて、備品が未納であるという話がありました。そのとき、僕のその当時思っておったことは、本当に本人は公人であるので、近いうちに代金を振り込んで、近いうちに備品、これが来るものだろうと、そういう感じで受けとっていました。

○4番（佐田 元君）

教育長の今の答弁、来るものだという思いでということではありますが。

はっきり申しまして、教育長の経緯報告の中に、町はだまされたという事案をもとにという言葉が入っています。これは本当にだまされたという認識ですか。今のあれでは、信用しているというようにことのようにですが。見解の違いかも知れませんが。今の発言は、うちはだまされたという、この文言とはちょっと違うような気がいたしますが、そのところ。

○教育長（直章一郎君）

ただいまの言葉については、実際、さきも言ったように、僕が作成したものじゃなくて、担当の前課長の言葉ですので、誤解しないようにしてほしいと思います。

○4番（佐田 元君）

他に方法があったのではないかと思わざるを得ません。この契約書を見れば、納入期限まで納入できなかった場合には納入期限の変更ができるとうたっておりますが、なぜこのような措置をとらなかったのか。先ほども申し上げておりますが、29年の6月6日以降、はっきり6月の議会がいつあったか、ちょっと調べてありませんけど、その議会には間に合わなかったとしても、9月議会、12月議会、このときまでに、この契約書にのっとった手続をすればよかったのではないかなという思いがしますが。

先ほど教育長のほうからありました、公人の言葉を信用してという言葉がありますが、この公人は、この契約書によりますと、この業者の代表者ではありませんよね。この公人と対応したというこ

と自体も問題があるのではないかと思います。このような物品売買契約書、こういうのがちゃんとあります。この契約書に沿った事務の処理、なぜこれができなかったのか、そのところを答えていただきたいと思います。

**○町長（大久保明君）**

今、指摘されたとおり、納入期限の延長ができるということは、私の理解の中になかったわけがあります。ですから、おっしゃるとおり、そういうことをしっかり理解しておれば、期限変更という手続をとれたのではないかと考えております。

**○4番（佐田 元君）**

最高責任者ですよ、町長。最高責任者が理解ができていなかったとか、そういう話でこの問題が終わるとは思えません。やっぱり最高責任者が、これぐらいの契約書内容確認、やっぱりこういうことをしていかなければ、何のための契約書ですか、はっきり申しまして。こういうあれであれば、契約書は要らないじゃないですか。これは、私の見解の違いかも知れませんが、もし私の考え方が間違っているとするのであれば訂正いたしますけど、私は絶対間違っていないと思います。このような契約書を交わしている以上は、契約書にのっとった事務処理、これをするのが契約書の意味であり、そしてまた役所の仕事であると思います。

次に、もう時間が過ぎておりますので、これから先もまた、この件に関してはいろいろ検証されて伺っていきたく思いますので、次に移りたいと思います。

次に、町の損害の範囲と額についてお尋ねいたします。

**○総務課長（池田俊博君）**

佐田議員の町の損害の範囲、額等ということでございますが、私どもは、今、県のほうに顛末書を提出し、国のほうへそれを報告するという段階で来ておりますので、そのまま国に、県のほうからそういう結果がまだ出ていないという状況であり、損害の範囲とか金額の詳細、いまだ確定されていない状況でございます。

以上です。

**○4番（佐田 元君）**

確定されていないということですが、それは、はっきり申しまして、そうでしょう。この備品だけの、未納分だけの代金でいいのか、補助金だけでいいのか、もろもろの弁護士代とかいろいろあるかと思えます。それはそれでいいとします。

この件に関して、いろいろな、国や県に出向いて説明を受けているんじゃないかと思われませんが、その旅費等、そういうのはわかりますか。

**○総務課長（池田俊博君）**

町のほうから、一応、報告という形で県のほうに出向いて説明はしてございます。そして、また、これから先どのようなやり方で、国等とのやり方で、この事件を解決していく方策等の助言等も受けてきております。それは、町のほうの旅費規程に基づいて、また県のほうに助言を受けてと

いう形でやっているところでもあります。

○4番（佐田 元君）

今まで、何回か、この件に関して県のほうに出向いての説明等はしていますか、伺います。

○総務課長（池田俊博君）

説明というか、これは助言を受けながら、こういうふうにして、顛末書、これによろしいでしょうかというような、そういうような助言を受けながらの、同時に説明という形で行っているところでもあります。

○4番（佐田 元君）

それは、何回。29年度の分、今年の3月議会以降の件でございますので、何回行かれて、その分の恐らく旅費があると思います。その旅費を教えてくださいと思います。

○総務課長（池田俊博君）

議会からの資料請求の中にもお示ししてございますので、そこら辺のところは参考していただきたいと思いますが、平成29年度の実績報告、そういうのとの絡みもしながらやっている場合もございますので、またそこら辺のところ、ご理解いただきたいと思います。

○4番（佐田 元君）

私がとった資料の中には、本問題に関して、県への説明にかかった旅費総額、平成29年度分、30年の3月13日、4万2,940円かける2名、こういうような資料をいただいております。

これは、なぜ私が聞いたかということは、この旅費が、あるときは4万2,940円、あるときは3万3,940円、あるときは5万1,940円、これが、どういうわけなのか、端数が全部940円になっているんです。意味、わかりますか。平成30年の3月13日、鹿児島県市町村課との協議の中で4万2,940円かける2、また3月28日、3,390円かける3、あとは平成30年4月9日、4月12日、4万2,940円かける1、5万1,940円かける1、5万1,940円かける2、この旅費はどういうふうな事なのか、ちょっと伺いたいと思います。

○総務課長（池田俊博君）

これは、旅費規程によって支出している旅費でありますので、簡単な言い方をすると、伊仙町から徳之島空港までのバス賃、そして飛行機代ということで、1泊2日の場合とすると4万円ちょっとになると。2泊3日になると向こうの宿泊代が7,000円ということで、端数のほうでは大体同じような金額になると。このような形で、旅費規程に従って旅費は支出してございます。

○4番（佐田 元君）

ありがとうございます。理解できました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

平成30年の4月27日に、この業者と契約を解除しておりますが、これも先ほどの契約書にのった解除ではないかと思えます。

そこでお聞きいたしますが、この解除は、未納されている分だけの解除なのか、この事業全体の

解除なのか、お聞きしたいと思います。

○社会教育課長（稲田良和君）

本年4月13日付で、契約業者のほうに契約解除及び代金の支払いの未納品一覧の代金の契約解除及び事業費返納の通知をしたところでございます。

○4番（佐田 元君）

日付を間違わないようにと自分で言いながら、日付を間違っしまい、申しわけございません。4月13日です。

この契約解除、あと未納となっているもの、これはもうこのままこの事業は締結するわけですか。

○社会教育課長（稲田良和君）

今後の国の返還等含めながら、協議、検討していきたいと思います。

○4番（佐田 元君）

指導を仰ぎながらということのようですが、それは、恐らくそれが一番理想的なことではないかと思います。

それでは、契約解除をして、この業者さんに損害賠償、これを求めましたかどうか、お答え願います。

○総務課長（池田俊博君）

この段階で返還命令は出してはございますが、4月27日までに何の返答もないということで、弁護士の方とも相談はしてございます。相談して、裁判を起こすという形となってまいりますが、この受注者においても、裁判を起こした場合としても返済能力があるかどうか、そこら辺のところも、またさらに責任追及、職員のほうにも入ってくるのですが、その分にまでもかかってまいるといことで、これはこれから先、議会とも密に協議をしながら、最善の方策を見出していかなければならないと思っているところであります。

○4番（佐田 元君）

ということは、これはまだ賠償請求はされていないということですね。そういうことでよろしいですか。

○総務課長（池田俊博君）

先ほどの返還命令は出していますが、賠償請求の場合においては、裁判のほうに訴えて、それからそれが執行するという段階に入っていくと思いますので、今のところはまだ議会の皆様の同意を得なければ、この事件に関して裁判を起こし、そこら辺のところはまだ未定なところでありますので、そこは議会の皆さんとさらにこれからまた密に協議しないとならないと思っているところであります。

○4番（佐田 元君）

賠償請求は出していないということで、今のお話では、この未納品の代金相当額は請求をされているということよろしいですね。

それでは、この金額はわかっておりますので結構でございますが、返納期限が平成30年の4月27日となっております。期限があるようですが、この日までに業者さんからこの金額が入っているのであれば、その額。入っていなければ、入っていないで結構です。ご答弁お願いします。

○総務課長（池田俊博君）

先ほども申し上げたとおり、これは4月27日の返還命令でしたので、もう受注者のほうからは何の返答もなく、入っていないということでございます。

○4番（佐田 元君）

4月27日、その後、入っていないということのようですが。

先ほどから、総務課長のほうからもお話がありましたが、この業者さんを刑事告訴するか、しないのか、このままでこれを闇に葬るのか、ご答弁お願いいたします。

○総務課長（池田俊博君）

これが刑事告訴できるかどうかということと、あとまた、これは民事にして賠償責任を問うということになってくると思います。多分において、刑事告訴という件に関しては、ちょっと難しいのではないかと思って、民事裁判において賠償責任を追求する、これが最善の策であると思います。

また、この件に関しても、裁判を起こす件に関しても、先ほどから申し上げているとおり、議会の同意を得て裁判を起こすということで、これから先、これがさらに悪い方向に進んでいかないように、町民のせつかくの税金をさらにこの上につぎ込んでいかないような形で、皆様のご理解を得ながらやっていきたいと思っています。

○4番（佐田 元君）

今の答弁の中に、悪いほうに進まないという答弁がありますが、その悪いほうに進まないということはどういうことでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

裁判を起こしたとしても、受注者においてその返済能力がなく、裁判代金だけが町のほうに残って、さらに負債が大きくなるということが、私がさっき申し上げた、悪い方向ということでございます。

○4番（佐田 元君）

ありがとうございました。

今の答弁の中にありましたように、返済能力がなく、もし、この備品代金が回収できないと考えた場合、この責任は誰がとるのですか。お答え、お願いいたします。

○総務課長（池田俊博君）

この件に関しましては、さらにまた事が進みまして、この金額的、その損害の範囲等が確定を、地方自治法第243条の2第3項に基づいて、賠償責任の有無、そしてその損害額の範囲、金額の決定について、監査委員のほうに監査をしていただいってもらって、そこでその金額等を確定していただき、そして、それを誰が支払うかどうか、そこら辺のところもまた監査のほうで意見を求めていき

たいと思っています。

○4番（佐田 元君）

4月23日の全員協議会の中では、場合によって、職員にも弁償してもらおうというような趣旨の発言が副町長のほうからありましたが、これはそのとおりでよろしいでしょうか。副町長にお答えをお願いいたします。

○副町長（稲 隆仁君）

ただいま総務課長のほうからご説明がありましたけれども、職員の賠償責任ということにつきましては、地方自治法第243条の2第3項に基づき、賠償責任の有無、そして賠償額の全体額決定をした後に、その職に応じて、職ではない、その懲戒的なものにおいて、どういうふうな賠償金を請求していくかというのは、これは監査委員のほうで決定するようになっておりますので、その法にのっとって対応してまいりたいと思っておりますのでございます。

○4番（佐田 元君）

今、監査委員のほうにということですので、ぜひ、私の希望といたしましては、我々の納めている税金、我々の予算の中から、こういうような不祥事に対するの損害賠償とかはしないように切にお願いいたしておきたいと思っております。

時間のほうが大分経過しておりますので、次に移りたいと思っております。

次に、国や県からこの事案に対するの指導等があったと思われませんが、この指導等と、また特にこの事業に対するの補助金の適正化法、これも交付金の要綱に載っております、資料に載っておりますが、本当にいろいろ厳しい処罰もあるようですので、この件に関してどう考えているのか、伺いたいと思っております。

○総務課長（池田俊博君）

先ほどの答弁ともかぶりますけど、この事件の件につきまして、県へ報告または助言等を求めるために説明等を行って、やってきました。そこで、県のほうからは、早目の自主返納とかそういうのを行ってはどうか。また、再発防止策の策定等、こういうものはきちっとしたほうがいいと。あと、職員及び部下等への指導、こういうものの徹底、公務員倫理の徹底、課長会、課内会等、そういう会議が行われている場合においては、この再発防止対策の周知を職員全員にするような、こういうようなことをしたほうがいいのではないかと助言は受けました。

さらに、補助金適正化法に関してですが、国において、補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律、それとまた地方創生推進交付金交付要綱等に照らし合わせて、今のことの顛末が裁定されるものだと思います。それが今のところは示されていないという状況になっております。

そこで、先ほど申し上げたとおり、この裁定が示され、損害の範囲、金額が確定して、それから先、これからどうしていこうかということを、議会の皆さんとさらに密に、本当にこれはこうしなければいけないということを、また議論、協議、重ねることによって、最善の方策にもっていきけるように努力していきたいと考えています。

○4番（佐田 元君）

今、国や県からの指導、自主返納やら職員指導やら、もろもろ出てまいりましたが、なぜここで、先ほどからいろいろな額も決まっていなのに、自主返納、これは幾らされるわけですか。先ほどの話の中では、額が決まってから賠償請求するとか言われておりますが、これは、この未納金だけの380何万円ですか、この分だけの自主返納をなささいということを指導されているのか。先ほどのお話とはちょっとまた話が違うように感じますが、そののところ、説明をお願いします。

○総務課長（池田俊博君）

話の流れは、それほどというか、違っていないと私は答弁の中でずっと思っているところです。これは、自主返納ということで、私どもが行っている社会教育課の備品購入問題に関する地方創生交付金事業の補助金、その金額を返すということが、これはさきの議会においてもずっと説明をしていっていることでございます。それで、国、県のほうとか、そういうほうからは、何もこういうことに関しては言っていないのです。実際としては、この問題だけじゃなくて、他に大きくなって、この地方創生推進交付金事業自体全てに関してする場合もあるし、さらにはこれに追加の加算金等かかる場合もございます。そこら辺のところを、先にこの分だけ返そうという、そうすれば少しは国のほうからも情状酌量ということで、この金額だけで済むのではないかという思いでこの金額を提示したところでございます。

○4番（佐田 元君）

今の自主返納、これは自首すれば少しでも情状されるのではないかという、悪いことをして私がやりました、これだけ納めますので許してください、はっきり申しましてこの前もお話ししましたが、交通事故のひき逃げと一緒にすよね。犯人ということがわかったから、私がやりました、この罰金で穏便にしてくださいというそういうようなことと一緒になるのではないかと思います。そういうことでこの件に関してまだまだ奥深いものがあるかと思えます。この件に関してはこれからもいろいろな場で議論していきたいと思えます。

最後になりますが、町長の施政方針、全ての町民が主役のまちづくりとありますが、この件について町長のほうからご答弁お願いいたします。

○町長（大久保明君）

これは佐田議員でなかったと思えますけれども、3月議会でも一度答弁をしています。全ての町民が主役のまちづくり、これから時代は国が人生100年の時代と言ったり、女性活躍の時代と言ったり、そしてこれから公務員も65歳定年、70歳定年になるかもしれません。また、人口減少の中で労働力が足りないと、ですからロボットが必要だとか外国人の雇用が必要だというふうな流れが来ております。

伊仙町は幸いなことに長寿者が元気である長寿者が比較的多いと。子供たちも今、何回も申し上げましたけれども、この5年間に8つの小学校、3つの中学校全てで児童生徒がふえてきているということなど含めて、この老若男女が例えばある例ですけれども、集落で今さわやかサロンとかそ

れから農水省の多面的支払交付金事業、これはいろんな共同作業結の作業で清掃などをする事業などを投入、積極的に獲得していけば集落単位で今さわやかサロンの中にまた伊仙町が敬老会とかいろんなお祝い、冠婚葬祭などで多くの人たちが集まってくる、この結束力、この地域力がこれからはさらに生かしていく時代になっていくのではないかと。そういうことにおいて、今、地方創生の中で伊仙町が、これは本当に毎週のように全国から視察に来ておるし、地方創生事業のほうにも何回か呼ばれていろいろ取り組みをやっている中で思ったことであります。

例を挙げれば、例えばきのう姫島村のワークシェアリング、これは行政の職員が農業・漁業にエネルギーの半分ほどを費やしていくというふうな仕事をみんなで分かち合っていこうということなどもこれからの時代必要ではないかというふうに考えるし、例えば今、定年した方々が都会では既にホテルのいろいろな受付などに再雇用という形で始まっております。

伊仙町においても職員もまだまだ元気で能力のある方々、希望する方々には再任用という形でやっていくし、今、子育て世代の方々の放課後わくわくクラブも、これは一遍職を終えて悠々自適に生きていこうというときに再度やっぱり社会貢献、わずかな給与があって地域のためになるのであれば、今までの経験とその能力技術を生かしていくような時代をつくり上げていこうというふうなことであり、また農業関係においても、都会から帰ってきた人たちが島でこの職、生きるということの根本的なことを再度理解して島の農業発展のため生産にかかわっていただくと、そういうことなどを進めていくことが重要であるし、そのことは伊仙町の潜在的な力、今までのこの経過を見てきたら十分可能であると思います。お互いに集落でも助け合いをし、そして協力し合っていくと。老若男女が例えばこの私たちのやっている集中から分散という考え方を考えた場合に、健康増進のためにバス送迎である中央部に集めてやっていくということは、ある意味、この車椅子の方、そしてつえで歩いている方々は自分の集落、公民館で集まって健康増進とか交流を深めていくことができるわけでありますので、集中から小さい単位での自治体の中での交流を深めて、そこには子供たちも活躍していくと。障害のあるなしにかかわらず、今、例えばもうこれは世界的に軽度の知的障害者の方々がホテルで働くとかダウン症の子供たちが配膳にかかわって仕事をしていくと。今、徳之島町の水耕栽培のほうで、伊仙町の軽度の障害者の方々も午前中働いて報酬をもらうとか、徳之島病院の障害者の方々が各清掃、トイレの清掃にかかわっていると、そういうことが進んでいる方向を見たときに、今こそこの全ての町民が主役のまちづくりということを高らかに宣言していくことは時代の流れの中で最も適切な表現ではないかということで、このことが先走りするようなことではなくて、全ての町民の方々には私はさわやかサロンなども時間があれば参加してそのことを訴えているし、このさわやかサロンの全体の大会、そういうイベントが3回目が行われます。その中には全島内の障害のある方々も参加してやっていくと、そのようなノーマライゼーションの時代というのは伊仙町からつくり上げていくことができるのではないかと。これは都会ではなかなか難しいことであります。保育所が来るのを頑張ってきた高齢者の方々がやかましいから来ないでいいとか、そういうことと逆の方向、それは都会では今電車とか地下鉄乗っても誰も席をかかわらないと

いうのがあるけれども、この町においてはそういうことはほとんどなくて、みんなが自主的にお互いによく知り合って助け合っていくという。農作業なども昔のような多くの人たちが手間暇かけて共同作業ということに戻っていきけるのではないかと思いますので、この言葉をあえて選んだし、集中から選択という言葉が学校統合のときに申し上げたら、今や内閣府でもそのことが正しいのではないかと、これは間違いなくそういうふうな言い方になってきておりますので、どうかそういうことで佐田議員が今日いろいろ執行部に対して町全体に対して、本当に率直な厳しい現実的なことを質問していただきました。そのことは改めて全職員、そして全町民がしっかりと反省し、そして二度とこういうことのないような職員のモラル、そして規律、そういうことを徹底的に指導してまいりたいと思っております。

#### ○4番（佐田 元君）

本当に町長の思い、詳しく説明していただき、本当にありがとうございます。このことに関しては私も多めに賛同しているところであります。しかし、これは去る1月のことですが、町のGAP関連の団体の代表者を務めていた方に対する取り扱いに関してゆゆしい事案があったということを知っております。恐らく町長も記憶にあると思います。この団体は、農産物の市場開拓のために、この団体の会長、副会長、事務局職員が県外数カ所を訪問してPRや販売交渉などを行うための出張業務であったようですが、その出張のほうに必要な旅費支給の決済を町長から会長分については支給できないという判断があったということを知っております。その理由として、その会長は町長選で現職を批判したので謝罪しない限り支給できないということを知っています。そこで町長に再度お尋ねしますが、このスローガンの全ての町民が主役のまちづくりの観点から、この農業団体の元会長に対する旅費支給の取り扱い、これをどのように考えているか聞かせてください。

また……、これ答弁されてからまた伺います。よろしく申し上げます。

#### ○町長（大久保明君）

正確には記憶にございませんけれども、農業団体のリーダーということ……、ああ、はい、わかりました。いやいや顔が見えたから。その方だと思いますけれども、これは対局的に見た場合に、町政というものはもちろん全ての方が主役で参加すべきであるし、またそのころ、その方は体調不良というように私は聞いておりましたので、これはやっぱり困難であろうというようにも思っておりましたのでそのような判断をしたし、今日元気で傍聴していますので、今後ともまた町の、たしかそれはもう言いますよ、GAPのリーダーだったわけでありますので、これは今まで以上にこの重要になってくるし、この前またお聞きしたらGAPをもうやめられたという話も聞いたのですが、またもとに戻って参加してリーダーとして頑張っていたいただきたいと思っております。

#### ○4番（佐田 元君）

記憶にない、顔見て思い出したような感じがいたしますが、本当に町長がこのスローガンに取り上げられている全ての町民の方が主役のまちづくり、これをやっぱり全ての町民に目を当てていただきたいというか、目を向けていただきたい。これがやっぱり町行政の我が伊仙町のトップの本当

のリーダーではないかなと思います。このように町政が厳しいとかいろいろなこともあろうかと思いますが、私の思いでは町政財政が厳しければですね、この人はだめ、あんたとあんたが行きなさい、こういうあれではやっぱりお互いがこのスローガンのように主役のまちづくり、これに参加できないのがちょっと心寂しいような思いがします。今、体調不良とかいう話もありましたが、やっぱり頑張る方だと思います。体調はどういう体調だったのかは存じ上げておりませんが、先ほど選挙戦で批判したというこの言葉は、やっぱり今後自重していただきたいと思います。

最後になりますが、選挙管理委員会が見えておりますのでお伺いしますが、このような公選挙法違反に抵触しないのか、ご答弁お願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

佐田議員、これはちょっと通告していないし、急に言われてもできないのではないですかね。

○4番（佐田 元君）

ああ、そうね。この件に関してよ。この件に関して公務員の地位利用があるでしょう。

○議長（美島盛秀君）

答弁できますか。

○選挙管理委員会書記長（鎌田重博君）

通告にありませんので、お答えすることができません。

○4番（佐田 元君）

それでは、次回にまた通告して伺いたいと思います。

本当に長時間にわたりまして、各担当者のほうからご答弁いただき、本当にありがとうございます。この事案に対しては、先ほども申し上げましたが、これから先もいろいろ議論して取り上げていくつもりでございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（美島盛秀君）

これで佐田 元君の一般質問を終了いたします。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時18分

---

再開 午後 2時31分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番、岡林剛也君の一般質問を許します。

○6番（岡林剛也君）

町民の皆さん、こんにちは。6番、岡林です。先ほどの佐田議員の質問があまりにもすばらしかったので、ちょっと気おくれしておりますが、勇気を出して質問したいと思います。

早速ですが、質問に入らせていただきます。

平成29年度一般会計、款5農林水産費、項4水産業費、目1水産振興費、節19負担金補助及び交付金、離島漁業再生支援交付金についてであります。ほとんどの人は初めて聞く言葉ではないでしょうか。この交付金、補助金と言いかえても理解しやすいかと思いますが、国と県の離島漁業再生支援交付金説明があるので、概要を少し朗読させていただきますと、国の説明では「趣旨、離島漁業は離島経済を支える基盤産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃料、水の補給など、我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持発展は我が国漁業にとって重要な課題である。一方、漁獲物の販売、漁業資材の取得など、販売・生産面では不利な条件下に置かれており、特に近年、消費者の鮮度志向が強まる中、販売面で一層不利な状況に置かれ、漁業就業者の減少、高齢化も一層進行している。このような厳しい状況にある離島漁業が衰退すれば、離島経済に重大な損害を与え、最終的には無人離島に陥り、ひいては広大な排他的経済水域の管理にも支障が生じるおそれがある。このため、国と地域がそれぞれの役割に応じて離島集落の地域活動に対し支援を行い、各島の特性の最大限の活用を図りつつ、離島の漁業を維持再生させていくことが重要であり、交付金による支援を実施する。

事業内容。

離島漁業再生支援交付金。共同で漁業の再生等に取り組む離島の漁業集落に対し、交付金を交付する。

離島漁業再生支援推進交付金。都道府県市町村が実施する交付金の交付に関する説明会の開催、集落協定や実施状況報告書等の審査確認、集落の状況を踏まえた目標設定のための調査及び指導等を行うための事務経費などを支援する。

交付先及び事業実施主体。都道府県実施主体は市町村」とうたわれています。

これが鹿児島県版になると「離島漁業再生支援交付金について。鹿児島県は有人離島26を数え、その離島面積は全国1位です。このような特徴を持つ本県では、離島の振興、活性化を図ることが県全体の振興を図る上での大きな柱となっています。

一方、離島においては漁業・水産業は重要な基幹産業の一つとなっておりますが、燃油・資材価格や出荷に要する経費が本土に比べ高く、また台風の常襲等による出漁制限や漁業被害等から産業としての不利益性が高く、漁業就業者の減少、高齢化等が進んでいます。

このような中、国では平成17年度に離島漁業の再生を支援し、離島の水産業、漁村が持つ多面的機能の維持増進を図ることを目的とし、離島漁業再生支援交付金制度を創設し、平成22年から26年度を第2期、平成27年度からは第3期として本制度を継続しています。鹿児島県では、本制度を活用し、離島漁業の再生活活性化を支援しながら県全体の振興を図るため、平成17年度から離島漁業再生支援事業を実施しています。」となっております。

わかりやすく言いますと、本土の漁業の比べ離島であることによりさまざまな不利な条件下にある離島で漁業に従事する人々の集落に対して、国・県・市町村がそれぞれ補助金を出し合って、そ

の活動を支援するものであると解釈できます。

伊仙町におけるこの離島漁業再生支援交付金事業についてですが、昨年度、平成29年度は国・県の交付金608万4,000円と町費202万8,000円、合わせて811万2,000円の予算を計上して事業が執行されたようです。しかし、3月の平成30年度第1回定例会、佐田 元議員の一般質問「不適正な予算執行、社会教育課、多世代機能拡張備品購入事業中の質疑、この納入業者に関して他にもこのような不適正と考えられる予算執行がないか」という問いに対し、総務課長は「町の支出においては確認されていないが、外部団体において話は伺っている」。また経済課長は「経済課から補助金を出している外部団体のほうから不適切な支払いをしたという経緯があります」という不適正な予算執行が行われたことを承知しながら、外部団体のしたことなので自分たちには関係ないとあたかもまるで他人事のようにも受け取れるような趣旨の答弁をしています。しかし、もしこのことが事実であれば、社会教育課平成28年度地方創生推進交付金多世代交流施設機能拡張事業の問題発生発覚中に、またも同一業者がかかわる同じような事案が全く別の事業においても進行形で発生したということであり、なおかつその不適正支出の金額とほぼ同額を、あたかも事業実績に伴う差額金として県へ返納済みであるということですが、このことは間違いなく社会教育課備品未納問題の2次被害であり、町長以下三役の監督指導能力の欠如を疑われてもいたし方なく、責任問題を問われる事案であると言えるでしょう。

そこで質問しますが、平成29年度離島漁業再生支援交付金事業において、不適正な予算執行が行われ、補助金返納の事案が発生していると言われているが、そのことについての詳細な説明と今後の対応について伺う。あわせて平成30年度同事業の進捗状況について伺います。

#### ○町長（大久保明君）

岡林剛也議員の質問にお答えいたします。

まず、最初述べられた、今、漁村が疲弊しているという中で、この前も申し上げましたとおり、伊仙町においてこの浜プランという事業が新しくできまして、それで漁港漁場の再生という形でこれから取り組んでいきたいと思っております。

ちょっと前置き長いのですけれども、この、今、排他的水域とかそれから有人離島国境法とかいうのが成立して、本当に漁場の海の重要性というのはもうかつてないほど言われてきておりますし、その中においてこの地域をこれから大変重要な地域になってまいりますので、その中で漁業をいかに復活させるか、漁村を守るためにはいろんな政策が打ち出されてくると思いますので、伊仙町において前泊港、鹿浦港、面縄港に関して積極的にまた取り組んでまいりたいと思います。

今の質問に対しましては、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

#### ○経済課長（仲島正敏君）

岡林議員の質問につきましてお答えをいたします。

平成29年度離島漁業再生支援交付金事業につきましては、県の検査において不適切に行われた可能性のある活動があるのではないかと指摘を受け、県・町・伊仙町地区漁業集落の役員で何度かヒ

アリングを行いました。現在、ヒアリングの結果をもとに県と精査中であり、方向性が定まっていないので、その方向性が定まり次第報告をしたいと思っております。

○6番（岡林剛也君）

その事案の説明をお願いしたいのですが。

○経済課長（仲島正敏君）

平成29年10月27日に、伊仙町地区漁業集落の定期的に行われております役員会におきまして、各種イベントで使用できるガス釜のセットを購入するということが決まり、同セットを町内のいろいろな助成事業で複数回納入されている実績のあるA社さんに発注をしたところでございます。そして11月14日に請求書が来、同15日にA社よりメーカーに先に入金しないと現物が来ないということで、当時の担当が現金をお支払いしたということでございます。それが、1月の段階になりましてまだ到着をしていないということなり、そこから漁業集落において役員会を開き、至急納入をしてくれということを役員会においても、またA氏が役員会に出席をいたしまして納入する旨を伝えたんですけど、いまだ納入がされていないということであり、また途中でA氏に何度も催告を出しておりましたけれども、A氏からは納入がなかったということでございます。経緯でございます。

○6番（岡林剛也君）

この事業は、多分、これも3月31日までだと思うのですが、今現在はその備品は納入されているのか、されていないのかお伺いします。

○経済課長（仲島正敏君）

納入されておられません。

○6番（岡林剛也君）

ということは、お金は払ったけど備品が納入されていないという、簡単に言うとその社会教育課の先ほどの事業と全く同じ事案ということですか。

○経済課長（仲島正敏君）

はい。

○6番（岡林剛也君）

それでは、ちょっと質問を変えてみますね。

この町内における漁業集落とは一体どこを言うのか、お願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

漁業集落とは、伊仙町内で活動をする、年30日以上漁業活動をされる人たちの世帯で、伊仙町においては港があります。面縄、鹿浦、前泊地区の3地区をまとめて伊仙町地区漁業集落と総称しております。

○6番（岡林剛也君）

今、その町内における漁業集落の世帯数というのですか、人数というのですか、会員数というのですか、わからないのですが、それは今現在何人いらっしゃるのでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

58人でございます。

○6番（岡林剛也君）

この申請するときには、58人とおっしゃいましたけども、その予算に人数は反映するのでしょうか。反映するとしたら、また1人頭幾らぐらいになるのでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

先ほど岡林議員のほうからもありましたとおり、今期が3期目になっておるのですけれども、3期目におきましては平成27年度の世帯数を基準に5年間、27年度から31年度までの5年間事業をするということで、平成27年度の世帯数で申請をしているそうでございます。

あと、今回見直して、世帯数のみならず海岸線の延長を用いた新たな算定方法というのに変更になりまして、現在811万2,000円という形になっていると思います。

○6番（岡林剛也君）

この事業の交付金のその使い道といいますか、集落におけるこの事業の活動はどういうことを行っているのかお伺いします。

○経済課長（仲島正敏君）

交付金の対象は、先ほどもありましたように、漁業の再生等に関する話し合いとか漁場の生産向上のための取り組み、例えばサメ駆除であったり、オニヒトデ駆除であったり、イカシバの投入であったり、あと密漁監視であったり、また魚食普及ということで魚祭りとかこういうのを活動といたしております。

○6番（岡林剛也君）

ということは、この平成29年の800万余りですけども、それは今答えられたようなことに使われているということでしょうか、伊仙町はこの事業をいつから始めていますか。

○経済課長（仲島正敏君）

また調べて報告をいたします。第1期の途中からだったと思います。

○6番（岡林剛也君）

そこで、多分これ、今から一番問題になってくると思うのですけども、この漁業集落と町、役場のその関係はどうなっているのでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

基本的には漁業集落が行う事業に対しまして指導助言する立場にあると思っております。

○6番（岡林剛也君）

この交付金の管理は誰が行っていますか。

○経済課長（仲島正敏君）

本来であれば漁業集落から漁協に業務委託をしておりますけれども、いろいろな事情がありまして、昨年度は役場の担当のほうでしていたと聞いております。

○6番（岡林剛也君）

漁協も関係してくるのですか。

○経済課長（仲島正敏君）

漁協のほうもやはり漁業集落がほとんど漁師の方でございますので、はい、関連してくると思います。

○6番（岡林剛也君）

先ほど言いましたけども、本来ならば漁協でやるべき仕事、その交付金の管理とか、それを今現在役場が行っているということで間違いないですか。

○経済課長（仲島正敏君）

はい。

○6番（岡林剛也君）

離島漁業再生支援推進補助金というのがありますよね。先ほど1回朗読しましたけども、内容は、もう一度言いますと「都道府県市町村が実施する交付金の交付に関する説明会の開催、集落協定や実施状況報告書等の審査、確認、集落の状況を踏まえた目標設定のための調査及び指導等を行うための事務経費などを支援する」とありますが、この推進交付金は誰が使っているのですか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらは役場の担当職員が鹿児島である説明会に赴いたり、あと現場確認をするために使う事務の費用でございます。

○6番（岡林剛也君）

ということは、実質全て、町がお金関係に関しては取り仕切っているというふうに解釈できますけども、それで間違いないですか。

○経済課長（仲島正敏君）

取り仕切っていると申しますか、漁業集落には代表がおりまして、また各港に役員がおります。この役員で月に1回程度役員会を開いてそちらで金の使い道は決めていると聞いております。

○6番（岡林剛也君）

この離島漁業集落の通帳があると思いますけども、それに入るお金というのはこの交付金以外にもあるのですか。

○経済課長（仲島正敏君）

交付金とあともし魚祭り等イベントをして利益が出た場合は、その分のお金は入ってくるかと思っています。

○6番（岡林剛也君）

ということは、もうほとんどこの交付金だけが頼りだと思いますけども、今この問題になっている釜、役員会において釜が必要であると決定して購入するに至ったと先ほど説明がありましたけども、この釜の代金はお幾らでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

港が3つあるということで3セット購入いたしておまして、83万7,600円です。

○6番（岡林剛也君）

これは誰がどういう方法で業者にどういう支払いをしたのか、お伺いします。

○議長（美島盛秀君）

わかりますか。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時57分

---

再開 午後 3時07分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○経済課長（仲島正敏君）

先ほども説明しましたとおり、役員会におきまして購入が決まり、町内のA社に発注した後に支払いをしたということでございます。

○6番（岡林剛也君）

私が質問したのは、誰がそのお金をいわばおろして、お金で払ったかどうかわからないですよ、現金でね、わからないですけども、多分そうだろうということと言いますけども、誰がおろしてその現金なりを渡したかというのだったのですけども、わからなければ調べといてください。

ところで、この前の質問からの流れでいきますと、この原因究明のための調査とか検証は町としてなされているのか、お伺いします。

○議長（美島盛秀君）

できますか。

○経済課長（仲島正敏君）

先ほど答弁しましたとおりに、納入してくれという話は何度もしているのですけれども、検証はしておりません。

○6番（岡林剛也君）

町長にお伺いしますが、調査検証委員会みたいなのを立ち上げて、普通の自治体ならやる場所だと思うのですけども、伊仙町はそういうことをする気は全くないのですか。

○町長（大久保明君）

先ほどの件に関しましても、検証委員会という形ではなくて、今は県・国の指導を受けながら、どういう方向性で行くべきかを相談しながらやっているとありますので、この件に関しましても、検証委員会をつくるかどうかに関しましては、それは当然すべきだと思っておりますけれども、今後、庁舎内においていろいろ議論しながら考えていきたいと思っております。

○6番（岡林剛也君）

ぜひともこういう不祥事は次から次に発生しないように、そういう委員会でも立ち上げてやってほしいのですけども。

2年ぐらい前に不祥事が起こったときに、そのときの執行部の答弁として、再発防止委員会を立ち上げて、この不祥事に対して検証をすると、議員も委員の中に入れて、学校の先生やら、確かそういう答弁もあったと思うのですけども、その後、どうなっていますか。

○町長（大久保明君）

2年前の事案ということがちょっと、思い出すかもしれませんが、ちょっと教えていただけますか。

副町長で答弁してもらいます。

○副町長（稲 隆仁君）

議員ご指摘のとおり、あの段階で再発防止方針ということで計画をつくって、職員研修という形は何回も行ったところでありますけれども、検証委員会というような組織的なものについては、まだ立ち上げてはございません。

ただし、立ち上げとしての組織はない中でも課長会等もろもろ含めて、検証的などころ並びに研修会等はおこなっているところでございます。

○6番（岡林剛也君）

ということは、ぜひとも検証したいという先ほどの答弁がありましたけども、その前のやつもやっていないということで、とりあえず言っときゃいいかというような感じで、全く本当に立ち上げる気があるのかないのかわかりませんが、この件は、品物が納品される前に役場が業者に対してお金を支払ってしまったことに起因するものであるもので、漁業集落に落ち度は全くないと思うのですけど、むしろ、町が先ほどの備品問題が起きたときに、課長会なり何なり、しょっちゅうやっているやつで、「こういうことがあるから二度とこういうことがないように」と言っておけば、今回のこの釜の問題は起きえなかったと思うのです。逆にこの漁業集落は被害者であるとは考えますけども、それについてどうですか。

○副町長（稲 隆仁君）

議員ご指摘のとおり、あの段階できちっとした検討委員会を立ち上げてあったら、もしかしたら防げた事案かもしれませんが、この点につきましては、先ほど来、前回からのご指摘もありましたけど、隠すということなく、隠せる事案でもなかったわけですので、職員としては、それを、それぞれおのおのが自覚していたものと思っていたところでありますけれども、しかし、そういう流れの中で、また、同じようなことがその後起きたと、11月に起きたということは、やはり、確かに我々執行部、上層部の指導不足ということになるかと思っていますところでございます。

今後、このようなことがないように、しっかりと職員指導をみずからも含めてやっていきたいと思いますが、漁業集落組合の検証委員会ということでありますけれども、これには1つの問題があ

りまして、本来は、漁業集落みずからが、チームがやるべきところでありましたけれども、そこに手が追いつかないということで、役場のほうで応援をしていたというような現状でありますけれども、こういうところも、立つ位置も含めて、今後検証し、しっかりとしたそれぞれの事業運営に取り組んでまいりたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

今回の、この釜の件に関しては、誰が責任を取るべきだと考えておりますか。

○副町長（稲 隆仁君）

この件につきまして、私のほうでどのこうのと言えないところがございます。

というのは、まだちゃんとした現状の把握を申しわけありませんけれども足らなかったというところで、今ここで、誰の責任云々ということは申し上げられないところでございます。

○6番（岡林剛也君）

先ほどの社教の備品問題もあるのですが、この問題は町がきちんと業者に対して、先ほども、総務課長も答えていましたけれども、もう1回聞きますけれども、損害賠償なり、それで払えないなら財産を差し押さえるとか、そういうことをしないのではいけないかと思えます。場合によっては、先ほどもありましたけれども、刑事告発も必要ではないかと思える事案だと思います。なぜなら、確かに社教の備品未納のときは、本人もそれなりに一生懸命何とか手を尽くしていたような形跡は確かに見られます。

けれども、この問題に関しては、まだ、どうも聞いたところによると、お金だけとって発注もしていないと。ということは、明らかに最初からお金だけ取るつもりだったのではないかと思われる節があるのですが、その刑事告発について、どうですか。

○副町長（稲 隆仁君）

その対策についてということでもありますけれども、今のところ、まだ何も具体的な案があるというわけではございません。

○6番（岡林剛也君）

同一業者ですので、多分、国、県の返納額が決まり次第、この件も含めて一緒にそういう損害賠償をするなり何なりして、場合によっては刑事告発も必要ではないかと思われます。

この業者に対して何もうしろめたいことがなければ、それぐらい毅然とした態度を示してほしいものと思いますけれども、町長、どうですか。

○町長（大久保明君）

この方に関しては、私はかなり厳しい応答をやってまいりました。それは、まさかと思っていましたから。ここまでやるのかと思っていましたので。

人を信頼するというのは非常に難しいことでもあります。そして、この漁業集落問題が出てきて、それからは全く音信不通になっておりますので、これほど重大な懸案でございますので、民事のほうで社会教育のことはやると先ほど総務課長が答弁いたしました。おっしゃるとおりで、発注して

いないということに関しては、これは明らかに悪質な問題でありますので、それに対応するようなことは行政として毅然とやっていきたいと思えます。

○6番（岡林剛也君）

わかりました。よろしくお願いします。

先ほど副町長が、この釜の損害を誰がどう保障、弁済するかというのは、今のところ言える段階ではないとおっしゃっていましたが、これは明らかです。町がやるべきです、これは。漁業集落には、この件に関しては全然落ち度はないと思えます。

多分、今から総会とかでも相当もめる事案になることは間違いないと思えますけども、引き続きよろしくお願いします。

次に、ここに資料請求したものがありますけども、これに、既に県にお金を返納してあると。その返納額が41万8,809円となっております。これは一体、なぜ返納しないといけなくなったのですか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらは29年度の実績で、当初の補助金よりも実績であった部分も含めて、3月30日付の確定通知書に基づいて41万8,809円を返納いたしております。

○6番（岡林剛也君）

そうですね。その資料もあります。

当初、議会が通した予算が812万円、実績報告書では727万4,383円しか使わなかったもので、この差額の83万7,617円は返納してくださいと、それは県からきた文書にも返納してくださいという書類があります。

しかし、この83万7,617円というのは、これは釜の代金じゃないですか。

○経済課長（仲島正敏君）

確認を取ってきます。

○議長（美島盛秀君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時24分

---

再開 午後 3時25分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（仲島正敏君）

議員ご指摘のとおりでございます。

○6番（岡林剛也君）

ということは、当初、811万2,000円あったのが、実際は727万4,383円しか使いませんでした。83万7,617円あまりましたのでという実績報告を県へ行ったということですか。

○経済課長（仲島正敏君）

そのとおりでございます。

○6番（岡林剛也君）

ということは、これは実績報告書の偽造まではいかないけど、偽装ということですか。

○議長（美島盛秀君）

ちょっと休憩します。

休憩 午後 3時27分

---

再開 午後 4時04分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（池田俊博君）

先ほどの岡林議員の質問にお答えいたします。

町のほうから県のほうに実績報告を送りまして、県のほうからこの金額しか出せないということで、減額した補助金の交付決定が下りましたので、その差額分として41万8,800円を県のほうから町のほうに交付されていたその金額のうちから県のほうに返納したということでございます。

○6番（岡林剛也君）

ということは、この実績報告書はあくまでも偽装ではないということですか。

○総務課長（池田俊博君）

先ほど経済課長のほうからもお話がありましたように、県と協議等を行って、その方向で実績報告を出したということでございます。

○6番（岡林剛也君）

わかりました。

それでは、県に返納した41万8,809円、このお金はどこから出したんですか。

○総務課長（池田俊博君）

実際として、この金額は伊仙町の一般財源県補助金として入っていますので、その県補助金の中から返納したということでございます。

○6番（岡林剛也君）

今の説明では、一般会計から出しているが、この41万円、これはもともと町民のために使われるための予算ではなかったのですか。

○総務課長（池田俊博君）

これは、いわゆる離島漁業再生支援交付金ということで、ヒモ付ということですので、その離島漁業再生支援交付金事業そのものにしか使えなくて、他にもまた流用できないということで、その歳入のほうから返納したということになります。

**○6番（岡林剛也君）**

本当に難しすぎてこちら時間もなかったもので勉強不足であれですけども、こういう不信感を持たれるような会計とか、町の仕事ですけども、しないでもらいたと思いますけども、この金額についてはそれぐらいにしておきまして、次に、資料請求をしたら、こちらにこういう文章が大島支長から来ております。

町長あてに来てはいますけども、県大島支長林務水産課長からですけども、離島漁業に関して適正に執行されているのか確認する必要があることから、鹿児島県補助金交付規則第22条により下記事項について5月31日までに報告してください。なお、報告結果によっては、補助金返納がありますということですけども、こうあります。

平成29年度のサメ駆除、オニヒトデ駆除活動について、町が保管している活動写真データと活動記録において、活動記録の実施日と写真データの撮影日数や日付に相違がある点について、精査を行い、活動が適正に行われたか否かについて報告することという照会依頼の文書がきてはいますが、それに対して町は、平成29年度サメ駆除、オニヒトデ駆除活動について、精査を行った結果、これらの活動については適正に行われていないと判断すると。サメ駆除、オニヒトデ駆除、35件ありますけども、これはどういうことですか。

**○経済課長（仲島正敏君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

昨年度行われましたサメ駆除、オニヒトデ駆除につきまして、先ほどヒアリングを受けたと話をいたしましたけれども、写真等確認をいたしましたところ、適切な活動ではなかったのではないかとと思われる部分がありましたので、それについては、町の見解として、この報告をいたしました部分については、適切に行われていないという旨の判断をしたところでございます。

**○6番（岡林剛也君）**

ということは、よくある有害獣駆除の不正受給のようなものですか。

**○経済課長（仲島正敏君）**

今の段階では、写真の判別のところでしっかり確認ができなかったというところがあって、このような感じで判断をしたところでございます。

**○6番（岡林剛也君）**

もしこれが不正受給ということになれば、また、補助金返納事案が発生したということになりますけども、この35件、これに載っていますけども、大体金額にして幾らぐらいになりますか。

**○経済課長（仲島正敏君）**

今現在、適切に行われていないと判断しているところでございまして、こちらの写真が1匹写っている場合もありますし、数十匹写っている場合もございますので、これが確定したらその金額が出るかと思えます。

○6番（岡林剛也君）

またそういうのがはっきりしましたら、ぜひとも報告をしていただきたいと思います。

先ほどもありましたけども、補助金適正化法なんかも一体役場はどうなっているのかと、本当に町民が心配していると思います。町長、どうですか。

○町長（大久保明君）

サメの駆除の問題も、はっきりしていない点があるということで質問が出ましたけれども、今回、このように一連の事象が起きまして、そのことに関しまして、議会の方々に、何よりも町民の方々に大変申しわけなく思っております。

先ほど岡林議員が話したように、再発防止のための委員会を早急に設立して、この前も課長、課長補佐の方々に厳しく研修会を行いましたけども、これをまた全職員に、再度改めてやっていると、そのような研修会をどんどん開いたりしていくということで、職員は、もっともっと自覚を持ってほしいと。そして、課長、課長補佐、3役がそのことをしっかりと、もっともっと意見を、意思疎通をしっかりと図りながら、常に緊張感を持ってやっていかなければならないと思っておりますので、そういう体制をつくって、これ以上、発生しないように、また、何よりも町民の方々の信頼を失うことのないような行政づくりをやっていかなければならないと覚悟しております。

○6番（岡林剛也君）

これだけ不祥事が起きると、やはり町民の方に対する説明責任が間違いなくあると思います。そこで、住民説明会を説明するべきだと考えますが、どうですか、町長。

○町長（大久保明君）

このことが、今いろいろ進行中のこともありますので、明確になったときは、まず議会の方々に説明をしなければなりません。その後、これはどういう形で説明していくか、広報紙で出すか、町民への説明となりますとどういう形でやるか。全職員に文章を出すのか、その辺も検討して、町の広報で出すのか、検討してまいりたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

最後に要望ですけども、住民説明会は必ずや開いてくれるものと思っています。私は、町に過大な期待は全くしていないのです。普通であってほしい、とにかく。やるべきことをやって、間違いが起きないような、普通の役場であってほしいと思います。

以上、要望いたしまして私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（美島盛秀君）

これで、岡林剛也君の一般質問を終了します。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 4時20分



平成30年第2回伊仙町議会定例会

第 3 日

平成30年6月15日



平成30年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年6月15日（金曜日） 午前10時30分 開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 同意第6号 伊仙町監査委員の選任（提案理由～採決）
- 日程第2 議案第27号 平成30年度伊仙町水槽付消防ポンプ自動車購入事業購入契約（提案理由～採決）
- 日程第3 議案第28号 伊仙町辺地総合計画の一部変更（提案理由～採決）
- 日程第4 議案第29号 徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（提案理由～採決）
- 日程第5 議案第30号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由～採決）
- 日程第6 議案第31号 伊仙町公共施設総合管理基金条例の制定（提案理由～採決）
- 日程第7 議案第32号 伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例（提案理由～採決）
- 日程第8 議案第33号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（提案理由～採決）
- 日程第9 議案第34号 伊仙町定住促進住宅条例の一部を改正する条例（提案理由～採決）
- 日程第10 議案第35号 伊仙町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（提案理由～採決）
- 日程第11 議案第36号 平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）（提案理由～採決）
- 日程第12 議案第37号 平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（提案理由～採決）
- 日程第13 議案第38号 平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）（提案理由～採決）
- 日程第14 議案第39号 平成30年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計補正予算（第1号）（提案理由～採決）
- 日程第15 議案第40号 平成30年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）（提案理由～採決）
- 日程第16 陳情審査報告（報告～質疑～討論～採決）
- 日程第17 発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の件について
- 日程第19 各常任委員会の閉会中の継続審査・調査の件について
- 追加日程第1 議案第41号 徳之島交流ひろば「農林水産物直売所」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君                      事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
税務課長	名古 健二 君	町民生活課長	水本 斉 君
保健福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	直 章一郎 君
教委総務課長	喜 昭也 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学給センター所長	伊藤 勝徳 君	ほーらい館長	重村 浩次 君
選挙管理委員会書記長	鎌田 重博 君	総務課長補佐	寶 永英樹 君

△開 会（開議） 午前10時30分

○議長（美島盛秀君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 同意第6号 伊仙町監査委員の選任

○議長（美島盛秀君）

日程第1 同意第6号、伊仙町監査委員の選任について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

同意第6号は、伊仙町監査委員の任期が平成30年6月25日までとなっているため、今議会において選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

同意第6号、伊仙町監査委員の選任について、補足説明をいたします。

お手元に履歴書等配付してございますが、今回、伊仙町監査委員に選任する方は、現在、監査委員の職にあります。

住所、鹿児島県大島郡伊仙町伊仙2593番地。生年月日、昭和21年7月16日生まれ。氏名、重村宏明氏を再任いたしたく提案してございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

同意第6号について、質疑を行います。

○6番（岡林剛也君）

同意第6号、監査委員の選任について、質疑をいたします。

この方は、私も存じていますけども、再任用ということになりますと、2期連続でやった監査委員とかは、今までもいらっしゃるのでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

そのところは調べてありませんので、また後で、お伝えしたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

はい、わかりました。後でお願いします。

この狭い伊仙町内で、血縁関係において、全く無関係の人を探すことのほうが難しいことであると思うので、私もこの人事案に関しては、質疑をするのをちょっとためらうこともあったのですが、町職員の職務に起因する不適切な公金支出事案が続発している中で、この方は、ごく近い身

内が2人も町の職員であるわけですが、そのことは、監査委員の職務に何ら影響はないと考えるか、また例えば、身内のいる課については監査できないとかあるかと思うのですが。

やっぱりここは、リスク管理の観点においても、町職員となるべく距離があるような方を選任したほうが町民に対して不信感も抱かれないですし、よろしいのではないかと思います、どうですか。

○総務課長（池田俊博君）

いろいろなそういうようなこともございましょうが、現在、伊仙町で問題になっています社会教育課の問題等、もう既に理解してやっつけちゃった方ですので、今回に関しましてまた、そういうように今のところ、そこに関しては精通しているような形でやっていますので、そのところは、またご理解いただきたいと思います。

○議長（美島盛秀君）

他にはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。

これから、同意第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第6号、伊仙町監査委員の選任を採決します。

お諮りします。本件を同意することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、同意第6号、伊仙町監査委員の選任は同意することに決定しました。

△ 日程第2 議案第27号 平成30年度伊仙町水槽付消防ポンプ自動車購入事業購入契約

○議長（美島盛秀君）

日程第2 議案第27号、平成30年度伊仙町水槽付消防ポンプ自動車購入事業購入契約について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第27号は、平成30年度伊仙町水槽付消防ポンプ自動車購入事業購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべく契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案してあります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第27号、平成30年度伊仙町水槽付消防ポンプ自動車購入事業購入契約について、補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

議案第27号、平成30年度伊仙町水槽付消防ポンプ自動車購入事業購入契約について、補足説明をいたします。

平成10年3月に購入いたしました徳之島地区消防組合伊仙分遣所の水槽付消防ポンプ自動車が老朽化したため、今回、町の過疎債を活用いたしまして更新するものであります。

備品購入事業名、平成30年度伊仙町水槽付消防ポンプ自動車購入事業。納入場所、大島郡伊仙町伊仙1841番地、徳之島地区消防組合伊仙分遣所。購入契約額、6,696万円。契約相手方、鹿児島県鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二。

以上でございます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第27号について、質疑を行います。

○5番（清 平二君）

非常に予算額も大きくなっているのですけれども、この予算はどのようにして予算化というか、見積もりをしたのでしょうか、お伺いします。

○総務課長（池田俊博君）

昨年の11月ごろに消防組合のほうから、伊仙の分遣所の消防ポンプ自動車の購入と、これは以前の契約で、順番で決まっております、その以前天城町のほうでも、2年ぐらい前ですか、同じようなポンプ自動車の購入等ありました。そこで、伊仙町のほうでもそれと同じような形で業者の見積もり等を取りまして、この金額を確定したところでございます。

○5番（清 平二君）

それは、どこの業者から見積もりをとったのでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

これは、鹿児島森田ポンプ株式会社でございます。

○5番（清 平二君）

見積もりも森田ポンプ、ここに出ている契約も森田ポンプということ出ていますけども、見積もりはそれでいいと思いますけども、水槽付消防ポンプの仕様書がありますけども、この仕様書はどこがつくったのでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

一応、見積もりをとった会社のほう参考にしながら、伊仙町のほうで、その仕様書を少し変更してございます。

○5番（清 平二君）

私のほうに仕様が届いていますけども、この仕様書、30年度とありますけども、いつつくったでしょうか、この仕様書は。

○総務課長（池田俊博君）

当初予算編成時において見積もりしてございますので、30年度の事業の消防車購入のという形で、最終の形を見たので1月の末あたりで見積もり、伊仙町のほうで作成してございます。

○議長（美島盛秀君）

総務課長、あたりじゃなくて、日付をはっきり調べて答弁しなさい。  
しばらく休憩します。

休憩 午前10時48分

---

再開 午前10時49分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課長（池田俊博君）

先ほど答えたのは少しあれだったのですが、予算のほうは見積もりのほうで持ち上げてまして、最終、この仕様書の確定がしたのは、4月2日でございます。

○5番（清 平二君）

私もこの仕様書を見たのですが、その4月2日というのが、私に来たのは載っていないのですけども、どこにそれが載っているのでしょうか、日付が。

○総務課長（池田俊博君）

この件に関しましては、徳之島地区消防組合とやりとりをしまして、電子データベースのほうで、徳之島地区消防組合のほうから伊仙町のほうに来ましたので、そこで最終的に確認したのが4月2日ということとなっております。

○5番（清 平二君）

その4月2日というそのデータは、日付が入っているのが見えますか。

○総務課長（池田俊博君）

データベースで来ていますので、向こうのほうで確認できれば、4月2日で消防組合のほうから来ているということが確認できると思います。

○5番（清 平二君）

その4月2日というのを、ちょっと見せていただきたいのですが、

消防組合からデータが来たとかじゃなくて、やはり書類は何月何日付とって仕様書を出すと思いますけども、この仕様書は、頭には30年度と書いてあるのだけども、中を見てみたら日付が見当たらない。これは伊仙町でつくった仕様書ですよ、この仕様書は。

○総務課長（池田俊博君）

伊仙町と徳之島地区消防組合のほうで協議しながら、徳之島地区の伊仙分遣所に配備するという形でやっていますので、両方で協議しながらつくったということでございます。

○5番（清 平二君）

やっぱり書類をつくる時は、日付をきちんと打ってやると思いますけども。

これは、発行はどこがしたのですか、伊仙分遣所が発行したのですか、それとも伊仙町が仕様書をつくって発行したのですか。

○総務課長（池田俊博君）

これは仕様書ということで、内部資料ということで作成してございます。伊仙町のほうで、最終的な責任を持って発行はしてございます。

○5番（清 平二君）

この仕様書を伊仙町でつくったということで、これは業者のほうには送ってありますか、入札前。

（「議長、何回も質疑……」と呼ぶ者あり）

○議長（美島盛秀君）

質疑は許可します。

○総務課長（池田俊博君）

この仕様書自体、入札の指名委員会のほうで協議して、その後で、指名通知と一緒に送付してございます。

○5番（清 平二君）

業者にこの仕様書が、「伊仙町」とだけ書いて送られてありますけども、やはりこれに送るんだったら、伊仙町でつくったという公印を押して、あるいはまた、この書類の中に、どこからどこまで伊仙町がつくったということで割り印等を押して、書類として送ったのかどうか、お伺いします。

○総務課長（池田俊博君）

参考資料としての仕様のやり方でございますので、そこまで公印を押して、割り印を押してというのまでが必要なかどうかということもありますので、そこら辺のところはまた、協議しながら考えていきたいと思っております。

○5番（清 平二君）

6,000万近くのお金を出すのに、その業者に、例えばこれを伊仙町とだけ来て、他の業者に行くような可能性もありますので、やはりそのような問題はちゃんと公印を押して、あるいは頭と後ろでもいいのだけでも、ちゃんとつづって、ここまでが伊仙町の仕様書ですよ。というわかりやすいようにするのが、私は、業者のほうもわかりやすいと思いますが、どうでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

今のお答えですけど、どこまでそれをしなければならないかということは、また法令等調査しながら、必要な事項があれば、公印を押す、割り印を押す、全てやって後は、簡易書留じゃなくて本

書留で送って、向こうに必ず着く、そこまでしなければならなければ、またそれは清議員がおっしゃるとおり、これから先またやっっていかなければならないと思っております。

○5番（清 平二君）

私は、書留で送りなさいとか、こういう質問はしていないのですけども、どうでしょうか、こういう問題でよろしいのでしょうか。町長にお伺いします。

○総務課長（池田俊博君）

書留と言った私が悪いと思いますが、相手に必ず行ったという確認ができるということで、私はそのようにお答えしたところでございます。

○議長（美島盛秀君）

よろしいですか。

○5番（清 平二君）

普通の会社もそうだと思うのですけども、やはり会社から来るものも、そういうものに対しては会社の公印が押されてきていると思うのです。やはり公印も押されていないような仕様書、受け取った企業はどう思ったのか。

町長はどう思うのでしょうか、これに対して。

○議長（美島盛秀君）

町長、大久保町長。大久保町長に直接指名がありましたのでお願いします。（発言する者あり）

私語はやめてください。

○町長（大久保明君）

今、総務課長のほうから答弁したほうがよろしいと思いますので、総務課長、よろしく申し上げます。

○総務課長（池田俊博君）

指名委員会のほうで指名をし、それに対して指名通知を出す。その指名通知のほうには、伊仙町からとして公印を押してございます。そしてその中に、添付資料としてこのような仕様書とそれを添付してございますので、清議員がおっしゃられるように全てにおいて公印を押す、それが原本であるというような形で公印を押すという必要性は、私はなく、また、それがそうしなければならないというのであれば、またそれは、これから先はそうのようにいたしたいと思えます。

○5番（清 平二君）

この仕様書は伊仙町がつくったということですが、やはり今、この時期というか、私もあんまり疑いたくないのだけでも、先般の漁業集落の問題やいろいろな問題があつて、これはたしか、インターネットでも全国流れているわけですよ。本当にこういう質問をして、伊仙町に恥をかかせたくないのだけでも、こういうことで公金が、本当に行政改革つくってやっているのかと非常に疑問を持ったから、今質問しています。

この見積書の中に6,218万6,250円というのが出ています。これを、森田ポンプの見積書を参考に

してこの仕様書をつくり、あと、森田ポンプから来た見積書の中に、何かしら数字を消してある部分もあります。それがまた仕様書にも消して訂正をした仕様書で、そのままの金額で載っています。そのようなことで、私がざっと調べただけで、この見積書から消された金額が136万ぐらいですか、ちょっとはっきりその辺のところはあれですけども、減額でその仕様書を書いてあると思うのですけども。

しかし、仕様書には6,203万6,868円という仕様書が載っている。見積書でつくったら136万ぐらい少なくなると思うのですけど、どうでしょうか。

**○総務課長（池田俊博君）**

清議員の先ほどの答えの中においても、私も答えたのですが、この消防ポンプ自動車は、これから先、また20年も長期にわたって使用されていくということで、徳之島地区消防組合のほうも、仕様の中のほうで削れることは削って、そしてさらに、そこにどうしても必要なやつ、そういうのに関しては追加してございます。そういうところで、最初の見積もりに関してと、そして最終的な決定に関しての差異はあるものだと思っています。そこら辺のところはまた、徳之島地区消防組合のほうでも少し最終的にいろんな設備を取りつけた、そしてまた、それも伊仙町のほうと協議しながらやっていった、そういうことでございます。

**○5番（清平二君）**

協議してやって、十分そういうのが選べばいいのだけど、やはり私が一番思うのは、見積書も森田ポンプ、仕様書をつくったのも森田ポンプのものを参考にしてつくり、入札結果も森田ポンプで出ている。

やはりここに、何かしら疑義を持たざるを得ないのだけど、どうでしょうか、私のほう、疑義を持つのが間違っているのでしょうか。

**○総務課長（池田俊博君）**

今の流れでいくと、そういうふうな疑いを持たれることもあると思います。またこれから先において伊仙町においても、疑義を持たれないように、できればやっていきたいと思っています。

また、見積もりにおいても、3社あたり等からとって、それをまた町のほうですり合わせをしながらやっていけるような、そういうような専門的な見地からできるような形で行いたいとは思っております。（「議長、ストップ」と呼ぶ者あり）

**○議長（美島盛秀君）**

できません。今は清議員の質疑中でありますので。

**○5番（清平二君）**

この仕様書の金額も全部、各入札のメーカーのほうに入っていますか、仕様書の最後のほうにありますけども。この金額を公表して、入札をしていますかということですか。

**○総務課長（池田俊博君）**

ただいまの質問の意図が予定価格というのであれば、公表はしています、総額においてです。

○5番（清 平二君）

総額の予定価格は公表して、この単品の単価、数量はありますが単価は公表していないということでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

単品の単価から全てを公表するということは、どういう意味で質問をしているのか、ちょっと内容的に私にはわかりませんが、それが公表しなければならないのであれば、これから先は全てにおいて、単品において、そうしたら設計とか入札は必要性がないのではないかというような思いもいたしますが、どうでしょうか。（発言する者あり）

○議長（美島盛秀君）

今の質問に対してどうか。

○総務課長（池田俊博君）

総額はしてありますが、単品に関してはそういうことはしてございません。

○議長（美島盛秀君）

今の答弁について、しっかりと精査して、後もってきちっとした執行部の答弁をしていただきたいと思います。

○5番（清 平二君）

単品はしていないということですが、総額は予定価格として、3社にそれぞれ入札の金額を知らせてあるということですが、入札執行調書を、今日、資料としていただきましたけども、仕様書が、総額が6,203万6,866円、この金額をしたのか、それはわからないのですが、1社はこの金額よりも17万円ぐらい多くで、入札をしております。

何か相手に予定価格を公表していたら、やはり予定価格以下で入札するのが常識と思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

そこら辺のところはまた、わからないので。（発言する者あり）

○議長（美島盛秀君）

私語はやめてください。

○総務課長（池田俊博君）

向こうの入札するところのほうの方が、そういうような判断をしたというようなことでございますので、町においては、そこら辺のところは把握してございません。

○議長（美島盛秀君）

清君をお願いします。

質疑がちょっと多過ぎて、執行部のほうとしても理解がしにくい点とか、あるいは資料等が手元になくて、答弁がしにくいとっておりますので、まとめて最後の質疑をお願いします。

○5番（清 平二君）

はっきり申し上げて、これは鹿児島島の森田ポンプだけでやると、この金額等、普通の見積もりとか入札、これは参考にしてもいいと思いますけども、やはり役場の中で、他の課も一緒だと思いますけども、見積もりをとったらその業者の言いなりじゃなくて、その5%なり10%なり減をして仕様書に書いて費用節約をして、その節約をした分を伊仙町、若者の育成をする、肉用牛に使うなどしていかないと、6,700万予算はあります。入札額は6,696万。4万円しか減がなっていない。99.99%の額で入札をしているというのは、やはり予算を、また金額、こういうものを節減するというのはとても遠い話じゃないかなと思います。

最後に、町長にお伺いします。

やはり、この消防ポンプは、伊仙町には必要なものではあります。しかし、99.9%で落札する、もったもった何か財源を節約する方法はないものでしょうか。

○町長（大久保明君）

清議員のおっしゃっていることに関しましては、我々も大きなジレンマを抱えております。

例えば、広域連合の維持管理に関しまして、入札制度をするように5、6年かけてやっとなりましたけれども、その間、例えば維持管理の話ですけれども、そうした場合に、建設したメーカーでなければならないような部品があったり、いろいろな問題があって、長い間にそういうふうな仕組みができ上がってきたと思います。

ですから、それをいろんな形でやっ和理解していただきまして、入札をしたらかなりの効果が出てまいりました。そのことを考えると、この消防自動車とかポンプとかそれらの中に、救急車も含めてそうですけれども、救急車は入札制度になっています、これも入札制度になっていますけれども、性能とか、そしてそのような同等の能力、そして耐久性も含めてある多くのメーカーが存在してきているとは思いますが、今後はそういうことも含めて、先ほど議員から話があった、メーカーとの交渉をある程度できるような仕組み。これ一つの会社と交渉するというのは考えてみたらおかしな話ですけれども、そういったような仕組みが、今後でき上がっていくことが理想だと思いますし、その件は先ほどの清議員の考え方は正しいと思っております。

現時点では、今、総務課長たちもいろいろ皆、徳之島地区消防組合も大変な苦慮をしておりますので、その辺の理解が、3町で共通認識ができていくような流れは今後作りだしていけたらと考えております。

○5番（清 平二君）

最後に1点だけ、こういうことをやってはいけないというか、この消防自動車は日野自動車ですよ。日野の自動車ですよ。消防の本元は、メーカーは。

○総務課長（池田俊博君）

一応、それ相当という形で、各社のほうには通知はしております。

○5番（清 平二君）

設計書の中に、同等以上というのが含まれていたら非常に安心ですけども。もし特定のメーカーを指定するのであれば、もうちょっとそのメーカーを調べて見積もりをしたら、まだまだ安くなったのではないかなと。1社森田ポンプから来たこのじゃなくて、中身を見て、消防自動車の本体はどこなのか、そういうのを見て、やはりしていかないと、伊仙町の財政の見直しというか、こういうのには非常に難しいと思いますので。

これは今後、あらゆる工事の面でもそうじゃないかなと思いますけども、やはりこれは町に技術者が少ないから、見積もりも設計も仕様書もということになってくるとと思いますので、ぜひそういう技術者を、一般職だけではなく技術者を増やして、一般財源を少しでも少なくするように要望いたします。

以上で終わります。

○議長（美島盛秀君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

これから、議案第27号、平成30年度伊仙町水槽付消防ポンプ自動車購入事業購入契約を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第27号、平成30年度伊仙町水槽付消防ポンプ自動車購入事業購入契約は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長からお願いします。

今、清議員の質疑が終わったのですけれども、議会の取り決めでは3回となっていますけれども、この議案等、また他の議案等について重要な案件と思われるものについては、議長の裁量で何回か回数を延ばすということをお願いいたします。

### △ 日程第3 議案第28号 伊仙町辺地総合計画の一部変更

#### ○議長（美島盛秀君）

日程第3 議案第28号、伊仙町辺地総合計画の一部変更について議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

#### ○町長（大久保明君）

議案第28号は、伊仙町辺地総合計画の一部変更について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案しております。

ご審議賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

#### ○未来創生課長（久保 等君）

議案第28号、伊仙町辺地総合計画の一部変更について補足説明をいたします。

添付資料の総合整備変更計画書をお開きください。

3番目に、公共施設の整備計画として、平成28年から平成32年までの5年間として記載してあります。その次のページから、参考資料として計画表が記載してあります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（美島盛秀君）

議案第28号について質疑を行います。

#### ○13番（樺山 一君）

議案第28号、伊仙町辺地総合計画の一部変更について質疑をいたします。

1ページの1の(3)、辺地度点数255点とありますが、ちょっと勉強不足で、この点数をどのようにつけているのかご説明をお願いします。また、近隣町村はどのような点数になっているのか、そしてまたどれぐらいの幅があるのか、ご説明をお願いいたします。

#### ○未来創生課長（久保 等君）

近隣町村の点数等、またこの幅について、ちょっとお調べて回答したいと思います。よろしくお願い申し上げます。

#### ○13番（樺山 一君）

あとは資料でもよろしいです。それはただ、私にわからなくて気になっただけです。

3ページの平成30年度の教職員住宅の計画が6,080万円出ておりますが、30年、31年、32年度と出ておりますが、どこの教職員住宅を設置予定にしているか、質疑いたします。

#### ○教委総務課長（喜 昭也君）

この教職員住宅整備につきましては、今後、学校建設もございますので、同時に進行したらどうかとか、どういうふうにするのかどこをするのか、今からも検討中ございまして、30年度の予算にもちょっとのせていない。本当に、これは辺地計画のこの数字も落とすべきだったのですが、ち

よつと提出に遅れてです。

○13番（樺山 一君）

変更には本当は落とすべきだったけど、提出が遅れたということですが、もし、建築する場所等が計画なされていなければ、各地域に民間の貸家、そしてまた町が借り上げて、教職員住宅等を借り上げれば、民間で設備投資してつくる方もいらっしゃるかもわからないですし、そういうやっぱり民間を活用した教職員住宅について町長はどうお考えでしょうか、お聞きします。

○町長（大久保明君）

樺山議員の質問にお答えいたします。

今、民家とか、その改修をして、この前そういう事業で8件ですか、改修をいたしまして、町外からも多くの方が来島しております。

この民家の調査も行っておりますし、かなりの空き家がありますけれども、これを町内に居住する方々に貸し出すとなると、なかなか協力がうまくいかない場合もありますけれども、ただ、今、個人の民間の方がかなり努力をして、空き家との交渉をして、町内居住にかなりの効果が出ておりますので、そういった場合に、この教員専用の住宅という形でやっていくことは可能ではあると思いますが、その持ち主と話がついたときに、もしかしたら教員のほうがいいのではないかという方もいらっしゃるかもしれません。教員は、住居に関しましては2分の1の負担で済むわけですから、そういうふうな方向性を、今でも教員が個人の家で借りて住んでいる場合もありますので、今、教育長ともまた相談をして、一時、町内居住の教員がかなり増えたのですけど、また最近、伊仙町のアパートなどにも空きアパートが出るなどしているし、ほとんどの教員が亀津地区に移っている、どうしてもそういうふうになりますので、それを食いとめるためにも、居住性がよいような校区内の民家を教員住宅としていくことも大変重要ではないかと思っておりますので、教育委員会としっかりと話をしていきたいと思っております。

今、これは話が少しそれますがけれども、民家を改修している伝泊という形で来て、古里地区に3戸オープンしたりして、これは宿泊ですけれども、そういったことをやっていくように、と同じような方向性になると思っておりますので、協議してまいりたいと思っております。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、町で住宅を建設するだけじゃなくて、民間に、例えば喜念小学校でしたら喜念地区の空き家、そしてまた新しく新築して、町が借り上げて教員に貸せば、空きが出ることはないわけですので、採算も民間もとれると思っておりますし、ぜひそういう形で、やはり民間の資金も活用して、そういう形で、これが計画なされていなかったら、ぜひそういう方向も考えていただきたいと思っております。

以上で質疑を終わります。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○6番（岡林剛也君）

議案第28号、伊仙町辺地総合計画の一部変更について質疑をいたします。

3ページの第二西下線ですか、これは1期、2期は終わりました、今3期目だと思いますけども、これたしか県道から上の横線までだと思いますが、前、町長はたしかこの話が上がったときに、今、みんな五ラン線のほうを通っていくので、これはもういらんではないかというような、たしか発言をしていたと思いますけども、考え方が変わったのでしょうか。

○町長（大久保明君）

基本的な考え方が変わったわけではなくて、その五ラン線という、将来は面縄港まで連結する可能性のある五ラン線、今、交通量も増えております。

第二西下線に関しましては、横線と横線の間は1期、2期で完成いたしました。

西目手久集落でいろいろお話をしたときに、この西下線をこの距離が約半分ぐらいは畑総で、十分その畑総（現道）にクリーンセンターから下ってきた道をまっすぐ行って結合すると、それから畑総と県道の間を改修するということになれば、危険性のある道でもありますので、今後、県道拡幅を進んで行く中でやっていくことも必要であると、もう1つは、これは焼却炉クリーンセンター建設の際のいろいろな地区住民との話し合いの中で、道路の改修という議論をしてきた経緯があります。そういうことも含めて安全性の問題と、そして距離が予想以上に短くて済むのであれば、これは必要がないということではなくて、その集落の状況を今後、発展とかいろんなことを考えてみた場合、必要であるというふうはこの前、地区説明会の中でも申し上げたところであります。

○6番（岡林剛也君）

今から畑総事業とからめて、そうやっていくということですが、まだクリーンセンターの問題にかかわる反対住民に対する介入というか、そういうのもあると思ったのですけれども、どうですか。

○町長（大久保明君）

今後、これは広域議会でも、急速に議論をしていく中で、西目手久地区の当初強力な反対をしてきた方々は、15年経過したときに、目手久地区から他の町に移すというふうには説明を受けたという、このことを広域議会でもずっと、最近議論した中で、そういう確約書というのは存在しないし、それからいろんな計画書は、目手久地区の住民がコンサルタント会社にお問い合わせしてつくった計画書は存在しておりました。こういうことなどを考えて、地区住民に配慮という、今表現だったのですけど、これは地区住民だけでなく、町全体を含めた形での、今、防災・安全交付金事業とかを活用して、この西下線そのものは、防災・安全ではなくて社会資本整備交付金事業で先ほども、防災・安全交付金事業などを含めてやる価値があるというふうには最近思っておりますので、それはもちろん、地区の住民の方々の思いも含めてでございます。

○6番（岡林剛也君）

町長の思いはよくわかりました。

それと、これは町民の皆さん方も思っていることだと思うのですが、伊仙町はクリーンセンターに行く道を徳之島町からも天城町からも来やすいように、その西下線の第1期でずっと通してきれいに整備してあります。

翻って火葬場を見てみると、伊仙町から行くところは、非常にカーブがあって行きにくいという問題を皆さんおっしゃっておりますので、伊仙町は他町のために考えて道を整備してあげたので、伊仙町も徳之島町にお願いをいたしまして、その火葬場に行く道を直線にしてもらえたら非常にありがたいのですが、そういう要望はどうでしょうか。

○議長（美島盛秀君）

岡林議員、これは広域で、また議論されると思いますのでよろしくお願いします。

○6番（岡林剛也君）

はい。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第28号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号、伊仙町辺地総合計画の一部変更を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第28号、伊仙町辺地総合計画の一部変更は、原案のとおり可決することに決定しました。

#### △ 日程第4 議案第29号 徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（美島盛秀君）

日程第4 議案第29号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第29号は、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案してあります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

○ほーらい館長（重村浩次君）

議案第29号、ほーらい館の条例改正について補足説明をいたします。

現在、ほーらい館のほうでは火曜日から日曜日までの営業をしているわけなのですが、祭日・日曜日に関しては昼間の利用客のほうは多いのですが、7時以降の利用客が少ないということで、ほぼ8時以降になりますと利用者がいなく、ほーらい館の営業だけをしているという状況になっております。それを考えまして、ほーらい館の電気代等、重油等の積算をした結果、電気代のほうが1時間に3,433円かかるということで積算が出てまいりまして、これを月4日間に計算しますと1万3,732円の計算になります。これを1年間に計算しますと16万4,000円の無駄なお金を使っているということで、それでは1時間程度の営業時間の短縮をして、この経費を浮かしたらどうかということで、運営審議会のほうに提案して承認を得て、今回、改正のほうに提出した次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第29号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第29号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第29号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第5 議案第30号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（美島盛秀君）

日程第5 議案第30号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第30号は、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案してあります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

○経済課長（仲島正敏君）

この改正は、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に、別表第1のように次を加える。「78農業支援センター所長、月25万」とするものでございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第30号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○4番（佐田 元君）

伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質問いたします。

当初予算で、この契約が300万円と予算が組まれておりますが、なぜ、この当初予算の300万、今になって月25万円に変更したのかお伺いいたしたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらは今議員がおっしゃるとおりに、当初では賃金として月額25万円の支給をしておりましたが、勤務に関しましては管理職と同じような位置づけということで、所長が責任も多かろうということもございまして、また、新たに報酬条例で中身は変わらないですけども、位置づけを変えということで、このような形で提出させていただきました。

○4番（佐田 元君）

中身は確かに変わっていないようですが、ということは、この当初予算の最初の指導員賃金300万、これはどういうような処理をされるのですか。

○経済課長（仲島正敏君）

当初のほうは、また後ほど補正予算のほうで組み替えをお願いをしたいなと思っております。

○4番（佐田 元君）

わかりました。

以上で終わります。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○5番（清 平二君）

今、賃金から報酬に変えたということですが、報酬に変えたら、極端な話が5日ぐらい出て25万支払うのですか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらにつきましては、役場の臨時職員に関しましては、労働条件通知書というのを契約のために交わしているのですけれども、そちらに基づきまして勤務形態も通常の勤務で月曜日から金曜日までの8時30分から5時15分、休日は毎週土曜日、日曜日、国民の祝日ということで、また休みをとる場合は、年次休暇をとっていただくというような形で考えております。

○5番（清 平二君）

じゃあ、極端にそういう現在の報酬条例にのっとらないで契約をするときは、やはり何日以上とか、勤務をするとかいうことで理解してよろしいでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

労働条件通知書に基づいて、そこに明記をして通知をしたいと思っております。

○議長（美島盛秀君）

よろしいですか。

他にありませんか。

○6番（岡林剛也君）

この農業支援センターに関しましては、我々もずっと早く、いい人材を見つけて計画を進めてくれと、お願いをしていたわけですが、4月までですか、月25万のうちの半分は、地方創生予算で賃金を賄っていたと思うのですが、今回また同じ額の25万で今度は報酬で出ていますけども、この25万円という額の根拠はなんですか。

○経済課長（仲島正敏君）

25万の根拠ですが、先ほども申しましたとおり、職務内容も複雑かつ高度な内容が求められているということで、所長という立場で、役場でいいですと課長補佐級に当たるのかなということで、課長補佐級の給料表で、4号1級が26万2,000円ということでございますので、これに準じまして25万円を算定いたしました。また、隣の町の他の自治体も参考にいたしまして、この金額を決めております。

○6番（岡林剛也君）

今の課長の説明はよくわかりますけども、実際、この方が11月ぐらいからですか、勤務していると思うのですが、この半年間ぐらい何をしていたか実績をちょっと調べてみたところ、土壌分析とあと出前授業、犬田布小学校でですか、2時間、それだけしかやっていないですよね。それでも7カ月分、月25万払われているのですが、この職務というか、これは妥当だと思いますか。

○経済課長（仲島正敏君）

すみません。今、議員のほうからは、それしかしていないというお話でございましたけれども、今、研修カリキュラムとかを、8月からの新しい研修生のために作成をしたりとか、いろんな野菜の栽培計画なども作成をしているところでございます。

○議長（美島盛秀君）

よろしいですか。

○6番（岡林剛也君）

はい。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第30号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第30号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第6 議案第31号 伊仙町公共施設総合管理基金条例の制定

○議長（美島盛秀君）

日程第6 議案第31号、伊仙町公共施設総合管理基金条例の制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第31号は、伊仙町公共施設総合管理基金条例を制定するに当たり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

議案第31号、伊仙町公共施設総合管理基金条例の制定について補足説明をいたします。

本条例制定の趣旨として、平成28年度に策定しました伊仙町公共施設等総合管理計画において、現在、町が保有している公共施設を同じ規模、同床面積で更新したと仮定したとして、その場合に相当額な更新費用がかかるという試算が示されました。そのような形で早急な対策を講じる必要があるということで、第1条伊仙町公共施設の整備及び維持管理に必要な資金を積み立てるということを目的として、制定するものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第31号について質疑を行います。

○6番（岡林剛也君）

議案第31号、伊仙町公共施設総合管理基金条例の制定について質疑をいたします。

第2条、基金として積み立てる額は予算で定める額とありますが、これは毎年変わるわけですか。

○総務課長（池田俊博君）

この積み立て、第2条基金として積み立てる額は予算で定める額でということは、予算書に計上して、そして、その金額を積み立てするという意味合いでございます。

○6番（岡林剛也君）

わかりました。

次に、この公共施設とは何を指すのか、私が聞きたいのは、そこのサーバー室がありますよね、ああいうのも含むのか、またその電線のケーブルも含むのかとか、そういうのですが、どうでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

ここの公共施設ということですけど、これには町の文化施設、集会施設、あとは博物館、これは歴史館、あとはスポーツ施設、これは義名山の公園、あと、産業系施設ということは加工センターとか堆肥センター、あと学校関係、あと幼稚園、そして庁舎等、あと公営住宅公園、その他ということでございます。これに含まれていないのは、道路関係の経費とか港湾関係の経費とかでございます。

あと、お聞きになりましたあれは何だっけ（「光ケーブル」と呼ぶ者あり）光ケーブルのほうも含まれてございます。

○6番（岡林剛也君）

整備及び維持管理とありますが、新規建設とかも含むのかどうかお願いします。

○総務課長（池田俊博君）

公共施設の長寿命化計画によって、それで維持管理したほうがいい施設と、新規に新しく建てかえたほうがいいという事業がございます。庁舎においては多分において、後者の新規の建設のほうが、より有利ではないかということでございますので、その部分に関しても、また基金のほうで積み立てはしていきたいと思っています。

○6番（岡林剛也君）

ということは、新規も入るということでよろしいですね。

○総務課長（池田俊博君）

はい。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○13番（樺山 一君）

今、岡林議員が聞かれたその質疑の第2条について質疑します。

これは予算で定めると、今、課長おっしゃいましたけども、幾らぐらいを毎年計画して積み立てる予定でしていますか。

○総務課長（池田俊博君）

昨年度においても繰越金決算剰余等5,000万ずつ、また今年も5,000万ほど剰余で積み立てできる決算状況になっておりますので、今のところ、私の考えといたしましては最低でも5,000万あたりずつは積み立て、2分の1の財調積み立て以外の部分に関しては、もうほとんどここの基金のほうに積み立てていければ、これから先はいいのではないかというふうには気がしています。

○13番（樺山 一君）

それでしたら、特別に特化した例えば公共施設、公共施設というのは幅が広いわけですね。例えば庁舎が今50年もたっているのを許可している、その庁舎建設に特化した基金条例をつくるとか、この条例でしたら、今までのその基金、財調他基金がありますが、それに積み立てて、それで使うことも可能じゃないかなと思いますけど、特別にこの公共施設の基金条例じゃなくて、例えば条例をつくるのでしたら、やっぱり庁舎建設に特化した条例とか、そういう形で明確にして、何をつくるということで、基金を積み立てたほうがいいと思いますが、現在、基金幾らあるかちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

○総務課長（池田俊博君）

基金の積み立てですけど、今、計算書のほう、ちょっと持っていないくて、前段のほうの考え方だったんですけど、庁舎の特化した基金という考え方も一応あったんですけど、庁舎においても、またいろんなプロポーザル形式とか、あとPMIとかそういう関係のほうの検討もこれから入っていかねばならないし、いろんなやるもので一つにまとめてやって、あと一個一個の基金が乱立するよりもまたいいのではないかとかいう考え方もありまして、このような状況であります。

○議長（美島盛秀君）

13番、よろしいですか。

○13番（樺山 一君）

はい。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第31号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号、伊仙町公共施設総合管理基金条例の制定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第31号、伊仙町公共施設総合管理基金条例の制定は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前 11時57分

---

再開 午後 1時02分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 日程第7 議案第32号 伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（美島盛秀君）

日程第7 議案第32号、伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第32号は、伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条

第1項第1号の規定により提案しております。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

議案第32号、伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

伊仙町乳幼児医療費助成条例、昭和49年、条例第1号の一部を鹿児島県が経済的な理由で受診を控えることによる重篤化を予防するために、平成30年10月1日受診分より、非課税世帯の乳幼児医療の医療機関での窓口負担をなくすこととする医療給付費医療給付制度の新設に伴い、次のように改めるものであります。

第2条中第2項但し書き中、「ある」を「市町村民課税世帯の」に改め、第4条第1項に「ただし、市町村民税世帯の助成対象乳幼児が受けた保険給付に係る一部負担金については、病院診療所、薬局、その他の療養期間に助成金を支給することによって行う」を書き加え、第7条第2項中、「連合会」の次に、「または社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部」を加えるものであります。県の準則であります。この条例は、公布の日から施行し、平成30年10月1日以降の診療分から適用するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第32号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第32号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号、伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第32号、伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第 8 議案第33号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（美島盛秀君）

日程第 8 議案第33号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第33号は、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

○建設課長（松田博樹君）

議案第33号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

伊仙町町営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第21号）の一部を次のように改めて、東伊仙東団地、伊仙町伊仙88番地1棟3戸、それと東伊仙西団地、伊仙町伊仙1233番地1棟6戸を追加するものであります。

○議長（美島盛秀君）

議案第33号について質疑を行います。

○4番（佐田 元君）

この33号について質疑いたします。

この団地には、空き部屋とかはないでしょうか。

○建設課長（松田博樹君）

空き部屋はありません。

○4番（佐田 元君）

わかりました。ありがとうございます。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第33号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第33号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

#### △ 日程第9 議案第34号 伊仙町定住促進住宅条例の一部を改正する条例

○議長（美島盛秀君）

日程第9 議案第34号、伊仙町定住促進住宅条例の一部を改正する条例について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第34号は、伊仙町定住促進住宅条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

○建設課長（松田博樹君）

議案第34号、伊仙町定住促進住宅条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

伊仙町定住促進住宅条例（平成28年条例第30号）の一部を次のように改正する。

小島定住促進住宅、伊仙町小島42番地、2棟2戸、平成29年度建設の定住促進住宅を追加するものであります。

○議長（美島盛秀君）

議案第34号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第34号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号、伊仙町定住促進住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第34号、伊仙町定住促進住宅条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第10 議案第35号 伊仙町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

○議長（美島盛秀君）

日程第10 議案第35号、伊仙町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第35号、伊仙町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

その前に、まず、平成28年度多世代交流機能拡張備品購入事業における物品未納の件で、町民の皆様にご心配をおかけしましたことに対しまして、深くおわび申し上げます。今後、このような事態を招くことのないよう管理体制の強化など再発防止に取り組むとともに、町民の皆様の信頼を一日でも早く回復できるよう全職員一丸となって努力をまいります。

さらに、自戒措置として、町長、副町長、教育長の減給を行うことについて、平成30年第2回伊仙町議会定例会に提案してあります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

議案第35号、伊仙町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の内容といたしましては、先ほど町長が深くおわびを申しあげました平成28年度執行、社会教育課の多世代交流機能拡張備品購入事業における物品未納の事件に関し、自戒措置として、町長、副町長、教育長の平成30年7月及び8月の給与に限り、10分の1の減給を行うとするものであります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第35号について質疑を行います。

○6番（岡林剛也君）

議案第35号、伊仙町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

3人の2カ月分ということですが、総額で幾らになりますか。

○総務課長（池田俊博君）

合わせまして、34万円となっております。

○6番（岡林剛也君）

34万円ということですね。これは、予算との整合性はどうなっているのでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

この議案が成立次第、また、9月の補正予算において、減額するようにやっていきたいと思えます。

○6番（岡林剛也君）

3年前ぐらいでしたか、副町長と教育長の給与を上げるというときに、たしか予算との整合性がとれていないということで、上程したのをおろした経緯がありますけど、それは問題ないのですか。

○総務課長（池田俊博君）

増額に関しては、予算のほうに計上しないと支給ができないのですが、減額においては、計上していてもそれを執行しなければ、その分が浮くということですので、9月の議会のほうでまた、このことに関しては、予算として提案したいと思えます。

○6番（岡林剛也君）

それはわかりました。

自戒措置であるということと、あと今、そこで、町民の皆さんに一応謝罪というのですか、ありましたけども、1割減の2カ月というこの根拠は、どこから出たものでしょうか。

○副町長（稲 隆仁君）

ただいま、岡林議員の、法的根拠ということでもありますけども、三役についてそれぞれの懲戒・懲罰という形の条例等ございませんけれども、他自治体、そして、前例、判例等に合わせて処理をしているところでございます。

○6番（岡林剛也君）

他の判例とか、多分、インターネットとかそういうものでいろいろ調べたのでしょうか、そこにいる3人の方々、非常に見識の高い方が3人も、先ほど町長の謝罪もありましたけども、自分たちでそれぐらい考えられないのか、法的根拠は多分、全然これは、自戒措置については関係ないと思うのですけども、いかがですか。

○副町長（稲 隆仁君）

熟慮の上の結果とされているところでございます。

○6番（岡林剛也君）

ということは、もう、3人とも、これで十分だと思っているということですか。

○副町長（稲 隆仁君）

前回の臨時議会でもご説明申し上げましたけれども、減給処分云々、1カ月、2カ月、10分の1ということは、労働基準法等にのっとって行っているわけであり、また、期間についても、条例でやっておりますけれども、以前もご説明申し上げましたけれども、懲戒というのは、重い低いというだけのことだけじゃなく、その懲戒処分を受けるということ自体が大きな瑕疵であるということをし、しっかり受けとめていかなければいけないとされているところでございます。

○6番（岡林剛也君）

懲戒ではなくて、自分たちで自分に懲戒はできないと思うのですけれども、だから自戒ということじゃないのですか。懲戒とは全く関係ないと思えますけれども。

○副町長（稲 隆仁君）

懲戒も自戒もないわけでありまして、みずからを律するというところで下した結果でございます。

○6番（岡林剛也君）

この措置は、社教の備品問題のことであると先ほど言いましたけれども、他にもいろいろまだありますけれども、出てくれば、既に出てきたのもありますけれども、それぞれについて、またこういう措置をとられるのですね。

○副町長（稲 隆仁君）

懲罰ということ自体が、先ほども申しましたとおり、それを受けるということの重大さをかみしめていかなければいけないということでありまして、その案件によって、やはりみずからを戒める、そして、職員にも厳重注意をしつつ、今後、過ちを正していくということが大事だと思っておりますので、そのときどきによると思えます。

○6番（岡林剛也君）

これ以上質疑をしても、何かもう、平行線でちがいが明かないようなので、もうこれで終わります。

○議長（美島盛秀君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第35号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号、伊仙町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。  
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第35号、伊仙町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第11 議案第36号 平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）

○議長（美島盛秀君）

日程第11 議案第36号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第36号は、平成30年度伊仙町一般会計予算の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

それでは、議案第36号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額60億7,948万6,000円に歳入歳出それぞれ1億8,032万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を62億5,980万7,000円とするものであります。

予算書5ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、まず、歳入についてご説明をいたします。

13款国庫支出金、補正前の額7億3,727万5,000円に292万2,000円を増額し、7億4,019万7,000円とするものであります。主なものとして、国庫負担金で、子供のための教育・保育給付費私立幼稚園分の増、国庫補助金で、公営住宅等整備事業費の減、地方創生推進交付金の増等によるものであります。

14款県支出金、補正前の額5億2,324万円に2,120万3,000円を増額し、5億4,444万3,000円とする

ものであります。主なものとして、県負担金で、子供のための教育・保育給付費私立幼稚園分の増、県補助金で、機構集積支援事業補助金の減、農地利用最適化交付金の増、農業創出緊急支援事業交付金の増、奄美群島防災関連施設整備事業補助金の増、県委託金で、奄美群島移動規制害虫特別防除事業、県道管理委託金等の増によるものであります。

17款繰入金、補正前の額2億8万8,000円に、きばらでえ伊仙応援基金より374万5,000円を増額し、2億383万3,000円とするものであります。

18款繰越金、補正前の額1,000円に2,108万3,000円を増額し、2,108万4,000円とするものであります。

19款諸収入、補正前の額6,507万5,000円に516万8,000円を増額し、7,024万3,000円とするものであります。主なものとして、一般コミュニティー助成金、新予防給付支援費、農地中間管理事業費等であります。

20款町債、補正前の額8億4,540万円に1億2,620万円を増額し、9億7,160万円とするものであります。主なものとして、サーバー更新事業費、公営住宅建設事業、防災行政無線デジタル化更新事業によるものであります。

歳入合計60億7,948万6,000円に1億8,032万1,000円を増額し、62億5,980万7,000円とするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算書は6ページでございます。

1款議会費、補正前の額8,784万円に28万円を増額し、8,812万円とするものであります。

2款総務費、補正前の額8億5,602万円に1億2,712万7,000円を増額し、9億8,314万7,000円とするものであります。主なものとして、コンビニ収納導入業務委託、コミュニティー助成事業、地方創生推進交付金関連事業、きばらでえ伊仙応援基金事業、システム保守、地域おこし企業人推進事業費及び人件費等によるものであります。

3款民生費、補正前の額13億9,099万7,000円に60万4,000円を増額し、13億9,160万1,000円とするものであります。主なものとして、地域包括支援センター運営費、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業費及び人件費等によるものであります。

4款衛生費、補正前の額4億7,670万8,000円に821万1,000円を増額し、4億8,491万9,000円とするものであります。主なものとして、地方創生推進交付金関連、子育て支援推進事業費、簡易水道事業会計繰出金及び人件費等によるものであります。

5款農林水産業費、補正前の額8億8,658万1,000円に2,308万2,000円を増額し、9億966万3,000円とするものであります。主なものとして、人件費、鳥獣被害対策事業費、奄美農業創出支援事業費、バレイショ収穫機導入、農地総務費、公有財産購入関係費等によるものであります。

6款商工費、補正前の額3,372万2,000円に瀬田海浜公園休憩施設解体撤去費等242万2,000円を増額し、3,614万4,000円とするものであります。

7 款土木費、補正前の額 7 億 2,941 万 5,000 円から 649 万 3,000 円を減額し、7 億 2,292 万 2,000 円とするものであります。主なものとして、人件費、公営住宅建設事業、土地評価鑑定手数料等によるものであります。

8 款消防費、補正前の額 2 億 6,645 万 2,000 円に防災行政無線デジタル化更新事業等 1,426 万 1,000 円を増額し、2 億 8,071 万 3,000 円とするものであります。

9 款教育費、補正前の額 4 億 6,053 万 7,000 円に 1,082 万 7,000 円を増額し、4 億 7,136 万 4,000 円とするものであります。主なものとして、子供のための教育・保育給付費私立幼稚園分、崎原青少年会館浄化槽設置、青少年健全育成事業、給食センター給食コンテナ購入等によるものであります。

歳出合計 60 億 7,948 万 6,000 円に 1 億 8,032 万 1,000 円を増額し、62 億 5,980 万 7,000 円とするものであります。

次に、予算書 4 ページをお開き下さい。

第 2 表、地方債の補正についてご説明いたします。

1、過疎対策事業債、限度額 4 億 9,970 万円を 5 億 9,850 万円とするものであります。

2、辺地対策事業債、限度額 5,810 万円を 5,710 万円とするものであります。

3、公営住宅施設整備事業債、限度額 1 億 3,120 万円を 1 億 5,290 万円とするものであります。

4、緊急防災減災事業債、限度額 2,440 万円を 3,110 万円とするものであります。

いずれの事業債においても、起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

以上、平成 30 年度伊仙町一般会計補正予算（第 1 号）について補足説明をいたしました。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（美島盛秀君）**

議案第 36 号について質疑を行います。

**○7 番（牧 徳久君）**

30 年度伊仙町一般会計補正予算（第 1 号）について質疑をいたします。

この予算書の予算にはございませんが、17 ページの土木費の関連で、質問、よろしいでしょうか。

**○議長（美島盛秀君）**

はい、許可します。

**○7 番（牧 徳久君）**

この間もですけど、今日、朝も、きのう風が強かった関係で、小島地区で 1 カ所、大きな枯れ松が西原線に倒れておりました。それで早速、建設課に電話したわけですが、撤去したものだと思いますが、これが同じように馬根でも 2 件あったらしくて、今日も、今さっき台風 6 号が発生しまして、ここに、徳之島に近づいているわけですが、今後、夏場になるとずっと台風が常襲で来るものと思われませんが、このように小さな風でも松が折れて倒れるぐらい危ないわけですので、ちょうど農道含めて巡回して、道に倒れそうな箇所には立て看板でも早急に、撤去できるかできないかわかりませんが、できなければ、台風前ですので、「倒れそう」「危険」という看板でも設置できない

ものかお伺いしたいと思います。

○建設課長（松田博樹君）

看板の設置ということですが、一応検討していききたいと思います。

それと、昨日ですが、阿権地区でも1カ所、松が2本倒れていました。きのうの夜、職員が対応して通行止めをしたということになっております。

○7番（牧 徳久君）

本当に危ない状況でありまして、これがもし通学路であった場合、児童生徒の通学の途中に、そこに倒れてきた場合は大変ですので、こういったことを考えて、予算が対応できれば、危ないのはなるべく早目に切ったほうがいいのですが、でなければ、立て看板でも「この松は倒れそうだ」ということでしていただければ、幸いに思います。

終わります。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○5番（清 平二君）

今、歳入歳出の説明が大まかにありましたけども、これを、歳出の場合は、各課ごとにご説明してほしいと思います。（発言する者あり）歳出の細目を説明してから質問に移りたいと思いますので、もう、歳出の項目も全部これで終わりですか、補足説明は。

○議長（美島盛秀君）

清議員に申し上げます。この予算内で、予算が計上されておりますので、これについて、その項目別に質疑をしてください。

○5番（清 平二君）

はい、わかりました。

歳入の款20項1（「何ページ」と呼ぶ者あり）8ページの過疎事業対策ですか、その中で、サーバー更新事業というのがありますけども、9,880万、歳入ありますけども、これは更新時に、何年に1回更新しているかわからないのですけども、やはり更新時、これだけ借り入れて歳出をもうやるのかどうか、その辺のところをお伺いします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。

この町債の、辺地対策（「サーバー」「デジタル更新だよ」と呼ぶ者あり）の説明をいたします。

せんだっての全員協議会の中でも説明したのですが、これは電算室のサーバーを更新するものでございます。このサーバーが、もう更新時期を迎えておりまして、毎年リース契約で更新するものと、今回、一斉に交換、10年間のメンテナンスも含めた更新をするものと比べてみると、今回、この事業費をシステム更新機器工事ということで9,860万4,000円をかけて更新をしたほうが安く上がるということもありまして、今回、先の10年間を見据えて更新するものであります。

○5番（清 平二君）

やはり、10年間見据えてということでありますけども、年に平均し換算しますと、毎年1,000万円ずつの更新料があると思いますけども、これはどの事業者に更新料を支払いするのでしょうか。

○未来創生課長（久保 等君）

今現在、入っている機器は、九電工さんが管理をしているものです。今回、この計上したのものに対して入札を行い、決定していくものであります。

○5番（清 平二君）

九電工さんが、現在、管理しているということですけども、やっぱりこれも、さっき私が消防ポンプの話をしましたけども、特殊な例だと思いますので、その辺のところはしっかりと業者を選定し、入札をしていただきたいと思います。鹿児島本土あたりすると、NTTとか大きな会社がありますけども、やはりこういう大きな会社等選定したりして、町民にわかりやすいように入札結果を報告していただきたいと思います。

次に、続けて行きますので……。

○議長（美島盛秀君）

答弁いいですか。

○5番（清 平二君）

はい、いいです。

9ページ、総務費の項1、4、電算システム節13の、コンビニ収納の導入事業費の443万4,000円ですけども、このコンビニというのは、どこのコンビニでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

これは一応、町内のコンビニがあるものですからやっているのですが、全国どこでもコンビニは通用します。そのコンビニで、税金、国保税とか町民税を支払われるようになっていくような形で、これからの業務を簡略化し、収納向上に努めていきたいと考えているところでございます。

○5番（清 平二君）

全国のコンビニで収納するという、これは、町の税金、国保税、水道料、その他あると思いますけども、現在、金融機関及び郵便局等で納入通知書・納付書を出していますが、この、コンビニで出したら、どのぐらいの税収入とかそういうのが見込まれるのか、400万も使ってコンビニでするより、現在のままでいったほうが効果があるのかどうか、その辺のところは検証したのかどうかお尋ねします。

○総務課長（池田俊博君）

先々週あたりから、それをずっと検証しながらして行って、やっているところであります。

また、この効果といいますと、コンビニといいますと24時間営業ということで、銀行さん、郵便局さんと比べますと、そりゃ対応のちゅうか、24時間、そこ行ったら支払われると、あとそれと、県外ですけど、県外のほうにおいても同じような、一応送付書等は送ってはいるのですが、銀行さ

んとかそういうのでも、今でも入ってはきているところなのですが、県外のほうの24時間営業のコンビニにおいてもこれができる、そうなってくると徴収率のほうは上がっていくものだと思います。また、数字的なものについては、これからまた検証しないと思いますけど、その前で、どのくらい上がるかというのは、またこれから少し考えていかないといけないと思っています。

○税務課長（名古健二君）

もう既に、徳之島町が29年度からスタートしてしまして、水道料、住宅料、保育料とか町税、国保税もろもろ、コンビニで収納されているのが大体20%ぐらいだということ、平均してそれぐらいだと伺っています。あと、町税、国保税で大体、入るお金が4億ぐらいあるのですが、2割としても8,000万ぐらいは考えられるのではないかなと計算しているところであります。

○5番（清 平二君）

これは、今年1年限りで終わりですか。それとも、さっきみたいにサーバーがあって更新があるのかどうか。

○税務課長（名古健二君）

今年は準備期間ということで、この委託料を設けていまして、31年度から天城町と伊仙町がスタートする予定ですが、一応、1項目、住民税でしたら住民税で一月5,000円の経費と、あと、コンビニ手数料が大体57円ほどかかります。

○5番（清 平二君）

私が尋ねているのは、今年限りの予算ですか、それとも来年からも必要なのか、あるいはまた、さっきのサーバーと一緒に、10年こうやって更新していったら予算が必要になるかどうかということです。

○税務課長（名古健二君）

この委託料に関しては、今年限りの予算であります。

○5番（清 平二君）

こうしてみると、システム補修料というのが、もう、課というかこういうふうに出ているのですが、ひょっとしたら、コンビニのこれも今後出てくるのか、一つ心配であります。やはり、そういうのは単年度でもう終わるようにしていただけたらなと思います。

次に、目16の奄美農業創出支援事業というのが組まれています。19の負担金補助、農業創出支援事業バレイショ収穫機というのが1,026万6,000円、国・県の補助金がありますけども、やはり、農業を推進するのであれば、町単も入れて、この農業をしている方々に負担を余り大きくしないで、町もやっぱりこれに助成する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

本来ですと、そういうのが財政に物すごく余裕があった場合には、やったほうが良いという思いもしますが、このバレイショ収穫機を補助で購入するという方々に、またそれで一応、利益を上げるということにも十分つながってまいりますので、町のほうとしても、これから財政にかなりの

余裕ができた場合には補正していきたいと。今までこういうふうに、例として、ここ10年ぐらいは町のほうからの補填等はなかったものですから、そこら辺の整合性をとりながらやっていければと思っています。

○5番（清 平二君）

1,000万を超えるバレイショ収穫機の導入でありますので、これは、1機なのか2機なのかあるいはまた3機なのか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらは、2機でございます。

○5番（清 平二君）

2機、やはり1,000万の国・県の補助ですけども、総額はどのぐらいですか。

○経済課長（仲島正敏君）

1台669万6,000円の2機でございます。

○5番（清 平二君）

1機669万6,000円、この半分、500万としたら、160万ぐらいは個人負担金だと思いますけども、やはり、島の若い方々には、160万を出してこういう機械がなかなか購入できないと思いますので、今後、若い人を育てるのだったら、町のほうもしっかりとその辺を補助していただきたいと思います。一応、これはもう、そういうことを私は希望して、これに対しては質問を終わります。

その次に、農業支援センター運営費、当初予算で843万8,000円、今回、370万7,000円、これは、今回の分は全て一般財源で提出されております。当初は、地方創生交付金で幾らか入っておりますけども、この地方創生交付金の対象科目は何なのか教えていただきたいと思います。また、それと補助率と。

○議長（美島盛秀君）

答弁できますか。地方創生予算。

○総務課長（池田俊博君）

今回、ここで補正を上げているのが、14のNHKの受信料、そして、18の備品購入、そして住居負担金の270万円が今回補正で増額となって、この部分に関しては一般財源で補填しているところがあります。

また、それとか、地方創生推進交付金の事業としては、その当初予算で組んだ部分に関してのみの補助が決定しておりますので、それは補助率2分の1ということになっております。

○5番（清 平二君）

この補助事業の19負担金補助及び交付金270万円、これはたしか説明によると、1日4,500円で3名雇って事業をするということですけども、これはなるべくだったら、都会からという希望あります。そして、その中また年齢も18歳から45歳まで、こういう方々で募集するんですけども、本当にこういう方々が来るのかどうか、この金額で来るのかどうかお尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいま、清議員がおっしゃいましたとおり、4,500円の月25日ということでございます。今、募集をかけているところで、複数問い合わせが来ているところでございます。

○5番（清 平二君）

どうも私の考えがおかしいのかどうかわからないのですが、都会から4,500円で来て、25日間働いて、ここで研修1年間、3月までですか、受けてやるということですが、やはり、これは先ほど私が話したように3名270万じゃなくて、さっきのバレイショハーベスターですか、こういうものを使ったり、もっと若い人に何か使う、そういうのがあると思いますけども、この農業支援センターの、今度は1,200万円も使って、これだけの事業をするということです。29年度の実績等をみて、やはり1,200万、この実績で見て30年度も上げてありますけども、これはどういうぐあいに思っているのかを教えてくださいたいと思います。

○総務課長（池田俊博君）

先ほどの負担金の関係で少し補足説明していきたいと思います。これは都会から人を雇うのではなくて、その研修センターにおいて研修生を募集すると。研修生には月曜日から金曜日まで、8時半から5時15分まで、勤務した形というよりは生徒です。その1年間の間は生徒でずっとやっているものですから、生活ができない、その生活の支援のための負担金交付金という形でしておりますので、考え方としては、それが4,500円でそこで働くとか、そういうことではなくて4,500円で農業の講習が受けられる。本当言ったらお金を払ってでもその講習を受けるのが普通だと思うんですけど、そこら辺のところを生活支援という形でもって補填して、できるだけ多くの方に後継という形で農業をしていただくために創設したものでございますので、そこら辺のところはご理解いただきたいと思います。

○5番（清 平二君）

経済課長は3名という話をしましたけども、総務課長は。

○総務課長（池田俊博君）

3名と、4名となるとそれはあれです。4,500円が生活支援ということでやっております。

○経済課長（仲島正敏君）

すみません。人数は3名でございます。

○5番（清 平二君）

生活支援ということで都会から3名をとということですが、やはり地元にいる方を支援していただくのが私は先決じゃないかなと。あるいは、またこの農業支援センターで、前の説明ではバレイショをするということだったのだけども、そのバレイショだけじゃなくて、別にその講習を受ける方々は、花きとかいろいろ自分の趣味があると思います。そういう方々に広報して講習を受けてもらい、それはもちろん勉強ですので、こっちからお金を支払いしないで無料で、そういう講習会を開いたりしたほうが効率があっているのではないかなと思いますけども、やっぱりどうしても来

て生活支援とか何か金のしがらみが出てくると、どうもおかしくなるのではないかなと思うのですが、その辺のところを他の項目でもうちょっと考える余地があるのではないかなと思いますけど、その辺のところをお伺いします。

**○議長（美島盛秀君）**

経済課長、都会からの3人ということを行っていますけど、そこらあたりを説明してください。

**○経済課長（仲島正敏君）**

すみません。清議員のほうで、都会からというふうにずっと先ほどからおっしゃっておりますけども、私の説明が不足だったかもしれませんけれども、こちらは伊仙町の農業支援センターでは、町内の新規就農者、農業後継者等を育成するために、栽培技術、経営技術研修を行い、実践指導を主軸にすぐれた農業者を養成する。これにより、本町の園芸農業に取り組む機運を一層強いものにし、産地化に資するというところで、Iターンの方もなんですが、もちろん、町内居住の新規就農であつたりとか、農業後継者にも門戸を開いているということでございます。

**○5番（清平二君）**

何か、全員協議会で説明したのと大分食い違ってくるのですけども、年齢も18歳から45歳までということで募集していますけども、やはりその辺のところをもうちょっと検討して予算を組んで、議会に出していただきたいと思います。

この一般財源がないというのに、こういう270万円もの出すと。これを例えば、私が一番要望したいのは、もしこの270万円、一般財源で出るものであれば、この18歳から45歳まで伊仙町内で住んでいて若い方々、町有牛導入でもやれば、27頭の牛が導入できるわけですので、一般財源がこれだけあるわけですので、やはりそういう若い人たち、伊仙町の若者を育ててほしいと思いますけども、どうでしょうか。

**○経済課長（仲島正敏君）**

そのような考えもあるかと思うのですけれども、また検討はいたしますけれども、やはりこれはこれでまた、おのおの、またお金の遣い方が違うのかなと思います。

**○議長（美島盛秀君）**

よろしいですか。

**○5番（清平二君）**

検討ということですので、今年9月あたりの補正が出てくるのか、もう検討して終わりました、一般財源がなくて終わりましたということであるのか、やはりそういうのをきちんとどうするかということを出していただけたらなと思います。その検討ということは、ただ検討するだけですか、それとも次あたり補正で出して、若者にそういう事業をしていくということですか。

**○経済課長（仲島正敏君）**

そこら辺を含めて検討するというところでございます。

○議長（美島盛秀君）

清君、この件に関しては、また一般質問等を利用して詳しく、今後、執行部の考えを聞いていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○5番（清 平二君）

今、検討するという、ありましたけども、款9教育費項5社会教育費目4社会体育費19の負担金補助及び交付金、各種スポーツ大会出場補助24万5,000円とありますけども、やはりこれも一般財源はない、その他財源で組んでいる。やはり、さっきみたいに一般財源があつて、無駄と言つては失礼かわかんけども、このようにやっぱり若者、今、町長は「子宝の町」とかいうキャッチフレーズ上げていますので、やはり子宝の町だったら、子供たちにもそういう助成をして教育を高めていく、そしてスポーツ大会などしたら、それにも離島でありますので、その保護者に負担をなるべくかけないでやるとかいう方法はあると思います。その辺のところを町長のほうからお伺いしたいと思います。

○総務課長（池田俊博君）

清議員はまだ余りわからないと思うのですが、各種大会の補助金というのは、県大、九州大会、全国大会のほうに出場した場合に、その負担を軽減するために補助金を出すということでやっています。また、今回24万5,000円はその部分に関して、きばらでえ伊仙応援基金事業からの青少年育成事業ということで、一応、その他財源のほうで補填してやっておりますので、これからまたそういうことと、まだ入って間もないということで理解ができなかった場合は各課のほうに、こういう事業とかこういう補助金とかそういうのがあるかどうかというようなこと等もまた、確認いただいてやってもらったら、執行部としても助かるところでございますので、よろしく願います。

○5番（清 平二君）

一般財源がこうやって、ちょっと私が見たらどうかと思うところが多々ありますので、そこのところはもう一回精査して、本当に町長の話している子宝の町、長寿の町というキャッチフレーズがありますので、そういうのにも予算をつけて、若い人たちが伊仙町に住んでよかったなど言えるように、予算を組んでいただいて、私の質問等終わります。

○総務課長（池田俊博君）

清議員のご要望、本当に真摯に受けとめます。今回の補正予算においても、きばらでえ伊仙応援基金事業とか、あと地方創生推進事業関係において子育て関係事業等やっているところでございます。また、これをさらに皆様にアピールできるような形でこれからまたやっていければ思っていますので、そこら辺のところは、またこれから執行の段階のほうでよろしく願いたいと思います。ありがとうございます。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○4番（佐田 元君）

2点ほどちょっと説明を求めたいと思います。

ページの18ページと19ページですが、款8項1目9の備品購入費のバス購入費、これが900万計上されていますが、この件に関して、どのような、どこで使われるバスなのかということと、あと1点は、同じく19ページの幼稚園管理費307万7,000円、これが亀津カトリック幼稚園の運営費負担金として計上されていますが、この件についてのご説明をお願いいたします。

○教委総務課長（喜 昭也君）

バス購入費ですが、これは地方創生事業でございまして、教育委員会で各小中学生の生徒の遠足やプールへの送迎、または社会科見学、交流事業、宿泊体験等の送迎に使うものでございます。バスの選定については、この議会が通れば、どういう機種にするのかを決めていきたいと思います。

○議長（美島盛秀君）

もう一点は。

○教育長（直章一郎君）

カトリック幼稚園の運営費負担金307万7,000円、この経費については、県が4分の1、町が4分の1と、国が2分の1ということで、向こう運営費として亀津のカトリック幼稚園に運営費としてやっているわけですが、例えば、どうして町外の幼稚園の負担をするかということ、国と県とから来ている4分の1、または2分の1というのは、その町村に住んでいる子供たちにやっている分ですから、伊仙町から亀津行っているわけですから、3名向こうに通っているそうですから、その3名分のこっちの出身ですから、その3名分を向こうにやっているという、そのあれです。

○4番（佐田 元君）

今、バスの件ですが、送迎等に使うということですが、これ今、ほーらい館のバスで間に合わないわけですか。

○教委総務課長（喜 昭也君）

ほーらい館から1台譲り受けてやっているわけですが、非常にもう古いので修理といろんな多額の出費がかかりますので、ちょうど地方創生事業でこういうバスがとれるということで購入になりました。

○4番（佐田 元君）

はい、わかりました。それでは、カトリック幼稚園の運営負担金ですが、今、3名ほど亀津のほうに行かれているということですが、たしか、聞いたところによりますと、天城町のカトリック幼稚園にも通園している方がいるというお話を聞いていますが、この天城町のほうには、そういうあれは、負担金等はないわけですか。お伺いいたします。

○教育長（直章一郎君）

天城町から、その伊仙町から天城町に通園しているということは、僕、聞いていませんけど、まだ向こうから請求書が来ていません。これは徳之島町から伊仙町に請求書が来て初めてこの金額と

ということです。よろしいですか。

○4番（佐田 元君）

わかりました。亀津のカトリック幼稚園のほうから請求書が来ているということで、この予算を計上したということ。わかりました。

以上で終わります。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○3番（西 彦二君）

先ほど、研修センターの件ですけど、今、実習生の研修する圃場のほうがAコープの隣と聞いています。あれで今、足りないですよ。義名山の農場跡地の早速、早目の委託等整理のお願いをしたら、研修の成果がもっともっと出るとお思いますので、よろしくお願いたします。

○経済課長（仲島正敏君）

今、担当のほうで頑張っているところでございますので、また、より早めるように指示をしていきたいと思えます。

○議長（美島盛秀君）

それでいいの。いいですか。他にありませんか。

○12番（明石秀雄君）

款2総務、項1総務管理費の企画、12の中で、修繕をしている費が出ているのですが、どこをどのように修繕するのかお願いたします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの修繕費の質問にお答えします。これは、落雷を受けて使えなくなった機器がございまして、その修繕に使う経費であります。

○12番（明石秀雄君）

16ページ、款5項の2農地費のところの役務費です。登記手数料、鑑定手数料のところですが、登記手数料とそれから財産購入続けて一緒にお願いたしますが、場所どこをどれぐらいの面積で、その地域の地価、単価どれぐらいがあれなのか、お願いたします。

○耕地課長（上木正人君）

ただいまの明石議員の質疑にお答えをいたします。

こちらのほうは、現在、県道拡張工事が東伊仙東地内、義ノ津の文元板金のカーブの、そちらのほうで行っているものでございまして、12の役務費、登記手数料につきましては、土地の取得が4件、また地上権の設定というものが7件ございまして、また距離が160m、それとこれに係る費用といたしまして、所有権の申請及び書類作成等の費用で135万円を計上してございます。

公有財産につきましては、伊仙町における直近の用地買収記録20件の平均、伊仙町の単価が1m<sup>2</sup>3,000円、こちらのほうは建設課のほうのものを参考にさせていただいて、1,257m<sup>2</sup>で計算した結果でござ

ざいまして、今回380万の補正を計上してございます。よろしくお願ひいたします。

○12番（明石秀雄君）

県道拡張に伴うものは、県が購入するのではなくて町が購入ですか。

○耕地課長（上木正人君）

これ、県道拡張に伴う排水路の工事に伴うものでございます。

○12番（明石秀雄君）

登記は、我々の、2、30年前は町で登記をしていたのですよ、財産管理のほうで。3回か4回くらい訂正すればできると思うので。その例は先輩の名前を出したらいけないので、申しわけないのですが、財産管理におった人たちがあって、そしてお金をもらって営業しなければいけないわけですから、自分でやれば。役場の職員はできるはずですよ。そういうのに挑戦してみただけませんか。

○総務課長（池田俊博君）

今、役場の管財のほうでも、ちょこっとした部分に関しては、自分のほうで代理登記という形でやっているところではございますけども、なかなか、これが今、登記所のほうが名瀬のほうまで行っているものですから、なかなか、このやりとりとかそういうのがあって、聞いていくとか、その中で向こうに登記するのでいったら、やっぱり旅費とかそういうものがまたかかってくるものですから、文書でもいいとは思いますが、そうなってくると、またある程度勉強しながら、またやっていきたいと思っています。

○12番（明石秀雄君）

わかりました。できたらそのような練習をしておけば、後々退職しても自分のものでもできますので挑戦をさせてみてください。

18ページの防災まちづくり事業があるのですが、工事費1,400万、これ工事費は何をどこに、どのようにするのかをお願いいたします。

○総務課長（池田俊博君）

防災まちづくり事業ですけど、これは昨年度から始まっている防災無線のラジオ式が、去年は面縄あたりまで来ているのですが、それは面縄からずっと小島までいく予定ですが、今年、少しまたそれが、事業費が増えたということで、またこれから設計とか試算して、どこら辺まで中部の最後あたりまで行けるような形、そこら辺のところをまたやっていきたいと思っています。

○12番（明石秀雄君）

防災無線というと、最近、鳴る前に、ワーッと、物すごく大きな音で出るんですが、これが直ってきますか。直りますか。びっくりするほど大きな音が出るんですが、うちのところは。

○総務課長（池田俊博君）

今のところ、またうちのほうとしても一応把握はしてないのですが、そういうのがあったら役場のほうに連絡すれば、すぐにまた行って調整していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○12番（明石秀雄君）

終わります。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○2番（牧本和英君）

すみません。また話が戻るのですが、研修支援事業の件ですが、この募集をかけたのが数名、何件か来られているということですが、何件ほど来られているのか、お願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

今のところ2件と聞いています。

○2番（牧本和英君）

すみません。委員会で説明もらったのはバレイショだけという話を聞きましたが、やはりバレイショのみで進めるのでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

先般も説明いたしましたとおり、まずは地元のブランドでありますバレイショもなんですけども、今後、実えんどうや、野菜の苗、メロン、パッション、マンゴーとか、こういうのを含めてしていこうということで、研修カリキュラムを所長のほうが作成中でございます。

○2番（牧本和英君）

せっかくのこういう事業ですので、講師を呼んで、この週はバレイショ、この週はキビとか、そういうふうな感じにして、3名と決めずに大きく、いわば1年間こうするのではなく、何というのですか、研修センターに集まってもらって、研修、幅広く年齢も関係なしにやれば、お金もかからずに、本当にもう弁当、お茶を出しても構わないと思うのですが、そのほうがやっぱり効果が出てくるのではないかと思います。そしてまた、畑等にしても、2反ぐらいのという話もありましたが、どう考えてもバレイショ以外に植えた場合、またそのバレイショに、この研修生に対して迷惑がかかったりするのではないかと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

ご意見ありがとうございます。最初のほうの広くということは、今回、実習生は実習生で募集をするんですけども、それ以外にも広くそのような研修会というのは、今後、計画はしていきたいというふうに話し合っているところではございます。

○議長（美島盛秀君）

よろしいですか。他にありませんか。

○6番（岡林剛也君）

また、私もちょっと戻るのですが、さっきのコンビニ収納導入業務委託料ですけども、コンビニ、いろいろ店舗、ファミリーマートとかローソンとかいろいろあるんですけども、これは全部共通の振り込みができるようにするシステムですか。

○税務課長（名古健二君）

全て共通になっています。それで、今まで金融機関で支払ってもらおうと、我々の手元までその報告が大体1週間から2週間ほどかかったのですけども、コンビニになりますと、翌日には我々のもとに報告が来るということで、そうすると間違っただけに納付されているのに督促状を出すとか、そういう町民の方にいろいろな迷惑もかけずに済むので、このコンビニ収納を来年から始めようということで計画しておるところであります。

○6番（岡林剛也君）

この委託料はどこへ払うのですか。

○税務課長（名古健二君）

町村会の方です。

○6番（岡林剛也君）

先ほど、今回のこの443万4,000円は今回限りという話でしたけども、多分このいろいろシステムの改修とかそういうのに多分これだけかかると思うのですけども。ということは、先ほど言った1件につき、大体5,057円でしたっけ、1項目。水道料だったらそれで1つ、保育料、あといろいろ固定資産税じゃあ、いろいろあると思うのですけども、大体何項目くらいありますか。

○税務課長（名古健二君）

ただいま予定しているのが、住民税の普徴分、固定資産税、軽自動車税、保育料、介護保険料、後期高齢保険料、住宅料、上水道、簡易水道、あと幼稚園、10項目予定してまして、1項目につき月5,000円の費用がかかりまして、あと納付に関係しましては、1回コンビニで納付すると手数料が57円かかるということです。

○6番（岡林剛也君）

その1年掛ける12の10項目ということですか。もし来年からやるとしたら。そういうことですか。はい、わかりました。

次です。10ページの委託料、一番下です。1,800万、公共施設等総合管理計画委託料1,500万、調査委託費300万、この説明をお願いします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この1,500万の公共施設等総合管理計画委託料といいますのは、今、農業高校跡地それから、ほーらい館、この庁舎があるのですが、その一帯のエリアを含めた形でランドデザイン、どういうふうに、どこにどういった施設をつくったほうがいいのか、その規模はどういうふうな規模にしたほうがいいのか、それを総合的にランドデザインしていただくという委託料です。

下の調査委託料に関しましては、その学習支援センターのつくるに当たっては、こういったものがあるとか、ワークショップを開いたり、そういうことで中身の充実をさせたりしていく委託料になります。

○6番（岡林剛也君）

この計画委託料のこの1,500万の、これはどうやってもちょっと高いのではないかなと思うのですが、根拠はどういったものでしょうか。

○未来創生課長（久保 等君）

この一帯の面積に対して行っているのですが、その建物の数、そういうものによっては変わってくる可能性がありますので、全て執行するのではなくて、伊仙の規模に合わせた額、それからプロポーザルでやっていこうと考えていますので、その辺のところを十分精査して発注していきたいと考えております。

○6番（岡林剛也君）

この1,500万で足りるのか、不足してまた補正か何かで出てくる可能性があるのかお聞きします。

○未来創生課長（久保 等君）

これより高くなることはありません。

○6番（岡林剛也君）

わかりました。

次、その11ページ、目27地域おこし企業人推進事業、これの説明をお願いいたします。

○未来創生課長（久保 等君）

この地域おこし企業人は、3大都市圏に所在する企業の社員がそのノウハウや知見を生かして一定期間、地方自治において地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事することで、地方公共団体と企業が協力して地方圏への人の流れを創出できるような業務に従事する事業であります。期間としましては、6カ月以上3年以内となっております。

この3大都市圏という対象が、埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良のいずれかに所在する企業ということになっております。

その経費といたしましては、人件費として350万円が上限であります。これは100%特別交付税措置で入ってくるようになっております。ですので、今回262万6,000円の計上については、既に4、5、6、3カ月は過ぎていますので、残りの月数で計算した予算で計上しております。その他の経費が100万円あるのですが、この経費については、2分の1、100万円が上限で50%が特別交付税措置として入ってくるという事業であります。

○6番（岡林剛也君）

ありがとうございます。

次、14ページの子育て支援推進事業費委託料250万円とありますが、これの説明をお願いします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

子育て支援事業につきましてご説明いたします。

子育て支援といたしまして、先ほど来、子供に対しての支援をふやしたほうがいいというお話がありますけれども、今回、地方創生交付金推進事業を活用しまして、2分の1補助で250万上げてお

ります。ソフト事業で、島内の事業者に委託しまして5つの事業を計画しています。

1つは、ほーらい館のほうの利用促進も含めて活用しますけれども、その1つが、計画しておりますのが、土曜日、夏休みの学習支援、体験活動事業としまして、毎月、第1土曜日の午前中と夏休みに週2回、午前中を預かり、ほーらい館のほうで、わくわくクラブ、夕方やっていますけども、そういった感じで午前中に夏休みに週2日ほど計画するということが1つ、その中で学習支援とあとは、体験活動を行う予定にしております。

2つ目が、乳幼児、親子の舞台鑑賞会ということで、離島でありますのでなかなか、そういった機会が少ないのですけれども、乳幼児の親子を対象にした人形劇の鑑賞を計画しております。

3つ目が、中学生の演劇鑑賞会ということで、これもなかなか、離島でありますので、そういった機会が少ないんですけれども、思春期である中学生に焦点を当てた演劇の鑑賞ということで、町内の中学生をほーらい館のほうで、なかなか夕方とかしますと来られないお子さんもいらっしゃいますので、計画しておりますのが、ほーらい館のほうで中学生のほうに本物の演劇鑑賞ということで計画しております。

それから4つ目に、親も子も楽しめるイベント、アートフェスタということで、今年の2月に児童館で1回行ったそうですけども、将来のキッズニアと、体験、職業体験みたいなものとか、バザーとかフリマ、そういったもののことを今年2月ごろ、児童館のほうで1回行っていまして、盛況でよかったということもありまして、そういったことも計画しています。

あと、5つ目に、子育て世代のワールドカフェということで、年3回ほど計画しております、子育て世代の親子を中心に集まって、体験とかあとは交流の機会を設けるということで計画しております。島内の業者さんのほうに委託でお願いする予定にしております。

#### ○6番（岡林剛也君）

期間は大体どれぐらいですか、この事業の。

#### ○保健福祉課長（澤佐和子君）

期間はそれぞれありますけれども、最初の土曜日、夏休みに関しましては3月までいっぱい、あと、乳幼児の舞台鑑賞会に関しましては、一応、2月ごろに計画をしております。あと、中学生の演劇鑑賞につきましては、11月に予定をしております。あと、親も子も楽しめるイベント、アートフェスタに関しましては、12月下旬ごろに予定をしております。あと、5つ目のワールドカフェに関しましては、8月から12月までに最後のワールドカフェに関しましては3回ほど予定をしています。

#### ○6番（岡林剛也君）

丁寧な説明ありがとうございました。

次、16ページ、商工費の15工事請負費240万、解体撤去工事とありますけども、これはどこのことでしょうか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

瀬田海海岸の休憩施設が、屋根のほうは、コンクリートのほうの落下が多くて、ちょっともう危険ということで今回、解体をすることになりました。先般、海開きのときに、議員の方々も出席された方は、ちょっと見ていると思いますけども。

以上です。

○6番（岡林剛也君）

それは、何月に撤去する予定で、その後また同じような屋根つきを何かつくる計画とかはないのでしょうか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

撤去に対しましては、この議会で可決すればすぐに入札に入りたいと思っております。

それと、また次にこういう施設をとということでもありますけれども、今のところちょっと予定がなく、これから公園化事業等補助金を探して、進めてまいりたいと思っております。

○6番（岡林剛也君）

そうですね、あそこはあの辺で唯一屋根のあるところで日陰になりますので、やっぱり日陰がないと、皆さん暑くて大変だと思いますので、なるべくそういう事業を探して、また新しいのをつかってほしいものだと思います。

続きまして、19ページ、教育費の合併浄化槽設置工事とありますけども、これはどこのことでしょうか。

○社会教育課長（稲田良和君）

これは、崎原青少年会館になります。

○6番（岡林剛也君）

これは、じゃあ今までは水洗トイレではなかったということですか。

○社会教育課長（稲田良和君）

そうです。

○6番（岡林剛也君）

わかりました。

次、その下の、先ほどもありました各種スポーツ大会出場補助金なんですけども、これは実績で出すんですか。

○社会教育課長（稲田良和君）

出場が決まってから見積書を提出していただいて、予算計上してございます。

○6番（岡林剛也君）

先ほど、総務課長も言っておられたのですが、県大、九州大会、全国大会とあると思うのですが、その一人頭の大体最高額というのですか、それは幾らぐらいになりますか。

○社会教育課長（稲田良和君）

今回、この補助金は、九州大会の出場になりますので、1人3万円だと思います。

○6番（岡林剛也君）

この時期になると、スポーツをやっているPTAの親御さんたちが、一生懸命募金活動に回って、その旅費の工面をするのに非常に苦慮しておりますので、なるべくでしたら一般財源でも、少し補助できるものであればやってほしいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○1番（杉山 肇君）

17ページ、款7目2節12、これ鑑定手数料とありますけど、これは何の鑑定のことでしょうか。

○建設課長（松田博樹君）

これは、住宅予定地を、当初予算審議のときに費用が高いのではないかとということだったので、実際にまだ用地は決まっていないのですが、決まりましたらその用地を適正価格で購入するために、鑑定手数料をつけております。

○1番（杉山 肇君）

わかりました。ありがとうございました。終わります。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○4番（佐田 元君）

15ページをお願いします。目15の特殊病虫害防除対策費の節9ですが、額は小さいけど、ここに5万2,000円の費用弁償とされていますが、この説明をお願いいたしたいと思います。費用弁償、これは何の弁償なのか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらは、農薬指導士養成研修の旅費ということでございます。

○4番（佐田 元君）

わかりました。

それでは、その目15の鳥獣被害対策の節7賃金のほう、人夫の賃金が36万予算計上されていますが、これはどこ、場所と人数と教えていただきたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

先般の一般質問でもございましたイノシシの防護柵が、今年度で最終年度というか、始まりは、天城町、徳之島町両町つながっているのですけれども、そちらにつながるために、伊仙町が今年度最終ということ、この予算通りましたらまたやるわけですが、それに伴いまして、道のないところに入っていくということで、こちらは3名分15日ほど予算を計上させていただいております。

○4番（佐田 元君）

今、ちょっと3名分ということですが、これすみません、あと1回、何日ですか、日数は。

○経済課長（仲島正敏君）

すみません、今の予定では15日でございます。

○4番（佐田 元君）

15日間で36万ということですから、ちょっと今、ぱっと計算が浮かびませんが、約83万でできているようですが、この予算で、約距離にしてどれぐらいだったでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらは、その最終年度予算を計上している分の中のできない部分、人がなかなか入っていけないところの部分だけに関して一応15日を考えているということでございます。すみません、距離的には今年度最終年なので、最終しっかり測ってみたいとわからないのですが、おおむね1,900から2,000mぐらいではないかなと思っています。

○4番（佐田 元君）

わかりました。

以上で終わります。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○3番（西 彦二君）

教育委員会のほうお願いします。最近中学校のほうで、専門学校に進路希望する方が、夏休みに鹿児島の方の高校体験をする、ちょっと聞いたのですが、伊仙町のほうでも実施している予定はありますか。

○教育長（直章一郎君）

伊仙町の場合は、中学校から、向こうでのいわば体験入学ですか、これまだ聞いたことないです。

○3番（西 彦二君）

希望者があつたら、またそういった体験もできる予定も検討できませんかと思って。よろしくお願いします。

○教育長（直章一郎君）

そういうことが、各学校から上がったら、また、教育委員会で検討したいと思います。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時49分

---

再開 午後 3時05分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから議案第36号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第36号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第12 議案第37号 平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（美島盛秀君）

日程第12 議案第37号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第37号は、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計予算の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

議案第37号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。既定の歳入歳出予算の総額10億945万円に、歳入歳出それぞれ655万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額10億1,600万5,000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入をお開きください。

6 款県支出金につきましては、補正前の額 8 億 640 万円に 635 万 5,000 円を増額し、8 億 1,275 万 5,000 円とするものであり、主なものとしては、5 ページの 6 款県支出金 1 項県補助金 1 目保険給付費等交付金 1 節普通交付金を 504 万 8,000 円増額し、2 節特別交付金の特別調整交付金市町村分として 57 万 3,000 円増額、県繰入金 2 号分を 28 万 4,000 円増額し、特定健康診査等負担金 45 万円を増額とするものであります。また、12 款諸収入 4 項 5 目 1 節一般被保険者第三者納付金として 20 万円を増額するものであります。

歳入合計、補正前の額 10 億 945 万円に 655 万 5,000 円を増額補正し、10 億 1,600 万 5,000 円とするものであります。

歳出は予算書 6 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 13 節、70 歳以上の高額療養費算定基準の見直しによる制度改正に伴うシステム改修委託料として 57 万 3,000 円増額、2 款保険給付費 1 項療養諸費 2 目退職被保険者等療養給付費 19 節負担金補助及び交付金を、療養費の伸びにより 268 万 4,000 円増額、同款 2 項高額療養費 2 目退職被保険者等高額療養費 19 節負担金補助及び交付金、高額療養費についても同様に 236 万 4,000 円を増額するものであり、同款 5 項 2 目葬祭費 19 節負担金補助及び交付金を 20 万円増額、6 款保健事業費 1 項 3 目医療費適正化対策経費を 9 節旅費を 10 万 4,000 円増額、12 節役務費をウエストサイズ大作戦広報広告費として 8 万円を増額、第三者求償事務共同処理事業手数料として 10 万円を増額するものであり、さらに予算書 7 ページ、6 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費 14 節特定健診実施にかかわる会場使用料として、45 万円を増額補正するものであります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（美島盛秀君）**

議案第 37 号について質疑を行います。

**○5 番（清 平二君）**

毎年、健康保険証の交付をされていると思いますけど、この予算書にはないです、予算書じゃなくて、交付されていますけども、その保険証の交付を、やはり保険料をちゃんと納付している方々には、郵送でしていただきたいと思います。今年は、さらに 7 月にもう 1 回交付がありますが、やはり忙しかったり、いろいろ都合があったりして、各集落に行けなくて保険証を取り忘れて、あるいは有効期限だなどと思って鹿児島に行ったら、この保険証は有効期限が切れているからと言われると、よくありますので、やはりマイク放送で、保険証を交付しますとマイク放送していますけども、それ聞きづらい集落もあります、中には。なので、そういうことで、保険税をちゃんと納付している方々に対しては、やっぱり郵送でしていただけないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（美島盛秀君）**

答弁、これはお願い、お願いしますだから、答弁要らないでしょ。

**○保健福祉課長（澤佐和子君）**

要望ということでお伺いしておきまして、検討はさせていただきます。集落等で、身近なところ

で納付できるように、で、国保だけでなく他の介護、他の徴収も含めてさせていただいていますので、そういう効率性を考えたら、集落回ってというのもあると思いますし、郵送になりますと、またそれを調べたりしたりとか、予算もまた生じますので、その辺は検討していきたいと思います。

○5番（清 平二君）

郵送料がかかるということですが、保険証納付して督促が行っている方がありますが、そういうのを考えると、やっぱり真面目に払っている方々は、やはり不便を来さないように、私たち小島は非常に遠いので、伊仙に来るのも半日かかるわけですので、なお、自動車免許なんかない方は車を借りてこないといけないというのも出てきますので、やはり優良納税者に対しては、その辺のサービスをしていただきたいと思いますので、検討じゃなくてぜひ実施していただきたいと思います。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○6番（岡林剛也君）

議案第37号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑をいたします。

6ページの広告料、ウエスト大作戦ですか、これ昨日、一昨日の広告にたしか載っていたと思うのですが、そのことでしょうか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

そのとおりです。

○6番（岡林剛也君）

この予算が通らなかつたらどうするのですか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

申しわけありません。登録が18日までにしないといけなかったもので、申しわけないです。よろしくをお願いします。申しわけありません。

○6番（岡林剛也君）

わかりました。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○4番（佐田 元君）

7ページ、このほーらい館の使用料45万、これ国保のほうから出ているようですが、これはもし、さっきの話にありましたが、もし国保のほうから出ないときはどうするつもりですか、どのような方法で。場所的な使用料ということですが、これを。私が言いたいのは、毎年恐らくほーらい館でするので、これを補正でこのようにして予算計上しなくても、当初予算で組んどっていいんじゃないかなという思いですが、どういうものでしょうか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの佐田議員のご質問にお答えいたします。

今回、45万円をほーらい館施設使用料として増額補正しております。この理由ですけれども、東部、西部の公民館で1日ずつ、あと他の夏の健診では1週間ほーらい館を利用いたします。その際に、健診としましては朝の6時から1時ごろまでかかるのですけれども、1週間丸々ほーらい館を借用することになります。これまでは、使用時間だけを借用しているという時間で利用料をお払いしていたのですけれども、ほーらい館の改正もありまして、なるべく施設使用料をどういうふうにしたら徴収できるかというところも、ほーらい館の考えもありまして、今回夜間分、1週間丸々お借りするという事で45万円上乗せしております。

○4番（佐田 元君）

質問とちょっと食い違っているようですが、この45万円が高いとか安いとかいうあれじゃなくて、45万円、これは変動があるわけですか、ほーらい館の使用料。他の場所を借りてやるとか、そういうこともあり得るということですか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

これ国保の補助事業で行ってまして、これは毎年やっていますので変動ということはないと思います。

○4番（佐田 元君）

そういうあれで私が聞きたいのは、これを一々補正予算で組まないで、当初予算に組んでおってもいいのではないかという思いがしましたので、質問いたしました。

終わります。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

これで質疑を終わります。

これから議案第37号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第37号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第13 議案第38号 平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（美島盛秀君）

日程第13 議案第38号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第38号は、平成30年度伊仙町介護保険特別会計予算の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

議案第38号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明をいたします。

既定の歳入歳出予算総額9億7,055万2,000円に、歳入歳出それぞれ3万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額9億7,058万9,000円とするものでございます。

予算書3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。

歳入につきまして、5款繰入金、補正前の額1億3,982万3,000円から3万7,000円を増額し、1億3,986万円とするものであります。主な理由といたしまして、一般会計繰入金のうち、介護保険電算事務処理費負担金として3万7,000円を増額するものであり、歳入合計を補正前の額9億7,055万2,000円から3万7,000円を増額補正し、9億7,058万9,000円とするものであります。

歳出につきまして、予算書6ページをお開きください。主なものについてご説明いたします。

1款総務費2項介護認定審査会費1目認定審査会委託負担金19節介護保険電算事務事務処理負担金として3万7,000円を増額するものであり、3款地域支援事業2項1目一般介護予防事業費については、事業の適正化を図り目内組み替えを行うものであり、同款3項包括的支援事業任意事業費1目総合相談事業費につきましても、介護支援専門員等指導者研修旅費について節内組み替えを行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第38号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第38号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第38号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第14 議案第39号 平成30年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計補正予算（第1号）

○議長（美島盛秀君）

日程第14 議案第39号、平成30年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第39号は、平成30年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計予算の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

○ほーらい館長（重村浩次君）

それでは、平成30年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

1 ページ目をお願いします。

既定の歳入歳出額、総額1億2,872万2,000円に、歳入歳出それぞれ352万7,000円を増額し、歳入歳出の総額を1億3,224万9,000円とするものです。

3 ページをお願いします。

歳入、款2繰入金、補正前の額6,546万5,000円に352万7,000円を増額し、6,899万2,000円とする

ものです。歳入合計1億2,872万2,000円に352万7,000円を増額し1億3,224万9,000円とするものです。

6ページをお願いします。

款1総務費項1総務管理費目1一般管理費の2給料、職員手当の280万については、当初2名を予定していましたが、1名増になったための増額です。7賃金の30万円については、超勤手当となっております。9旅費の9万2,000円については、研修旅費から普通旅費への組み替えでございます。13委託料の4万7,000円につきましては、平成30年度より法改正により特殊建築物定期検査項目が、消防法から建築法へ移行になったためです。2項放課後わくわくクラブ推進事業費の11需用費の19万円ですが、当初20名を予定していた定員が、現在28名と定員がふえたためでございます。款3文化事業費の15万円ですが、本年度が開館10周年になるため、この式典の食糧費です。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

○議長（美島盛秀君）

議案第39号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第39号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号、平成30年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第39号、平成30年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第15 議案第40号 平成30年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（美島盛秀君）

日程第15 議案第40号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第40号は、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計予算の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（福島隆也君）

議案第40号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

予算書をお願いします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額5億5,918万1,000円に、歳入歳出それぞれ45万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億5,872万3,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入からご説明いたします。

3款繰入金1項繰入金1目繰入金、補正前の額8,508万1,000円に215万8,000円を減額補正し、また6款町債1項町債2目公営企業債、補正前の額1億4,660万円に170万円を増額補正、差し引き額45万8,000円の減額とするものであります。公営企業債の増額につきましては、上水道事業への統合に係る簡易水道公営企業法適用債の追加によるものであります。

次に7ページをお願いします。歳出をご説明いたします。

1款水道事業費1項一般管理費1目一般管理費、補正前の額4,343万4,000円に45万8,000円を減額するものとしてございます。節の2給料から4の共済費までは、人事異動による人件費の削減によるものであります。7の賃金につきましては、臨時職員の賃金増額になります。13委託料につきましては、先ほど歳入で説明しました、公営企業法適用推進指導助言委託料の増額によるものであります。以下、2項原水浄水費1目原水浄水費13節委託料につきましては、委託費の項目が3項配水給水費東部地区基幹改良事業費の節に関しましては、燃料費から公用車リース料への組み替えとなります。

次に、3ページをお願いします。第2表地方債の補正です。

起債の目的（2）公営企業債、補正前の限度額1億4,660万円に対し、補正後の限度額1億4,830万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。お目通しをいただきたいと思っております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第40号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第40号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第40号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第16 陳情審査報告

○議長（美島盛秀君）

日程第16 陳情第2号、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特別措置について、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消を図るための2019年度政府予算に係る陳情、採択の要請について、陳情第1号、バス通学生への通学費の助成についての3件を一括して議題とします。

陳情第2号の結果について、経済建設常任委員長より報告を求めます。

○経済建設常任委員長（牧 徳久君）

経済建設常任委員長報告を行います。

陳情第2号、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特別措置についての採択を求める陳情について、経済建設常任委員会における審査結果を報告いたします。

当委員会は、6月13日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

陳情の趣旨は、第196回通常国会に提出された生産性向上特別措置法案において、中小、小規模事業者の生産性向上を支援するため、市町村から計画認定を受けた設備投資は、特例として、市町村が固定資産税を3年間ゼロから2分の1に軽減できる措置を講じることとしています。さらに、固定資産税をゼロとした市町村の中小、小規模事業者に対して、ものづくり補助金等の優先採択や補助率引き上げ2分の1から3分の2へ、による重点支援を講じることとしています。

現在、中小、小規模事業者は、人手不足に直面しており、設備投資による生産性向上が必要不可欠であります。また、特例措置を講じることにより、当町に新たな設備投資が行われることが期待され、当町経済の活性化につながるものとなります。

当町の中小、小規模事業者の生産性向上を力強く後押しし、地元商工業の発展と地域経済活性化を図るため、当委員会は全会一致でこの陳情を採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

平成30年6月15日、経済建設常任委員長、牧 徳久。

**○議長（美島盛秀君）**

これから陳情第2号、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特別措置についての委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（美島盛秀君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（美島盛秀君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特別措置について採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（美島盛秀君）**

起立多数です。したがって、陳情第2号、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特別措置については、採択するものと決定しました。

陳情第3号の結果について、総務文教厚生常任委員長より報告を求めます。

**○総務文教厚生常任委員長（岡林剛也君）**

総務文教厚生常任委員長報告、陳情第3号及び第1号の審査結果について報告いたします。

去る6月13日、本会議散会后、議会委員会室において、委員6名、事務局1名、説明員として陳情者出席のもと、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消を図るための、2019年度政府予算に係る陳情書採択の要請について慎重に審査いたしました。

本町においては小規模校が多く、教職員が少ない中、複式学級も多く、また、教育現場での課題が複雑化、困難化する中で、授業準備等の時間を十分に確保することが難しく、多くの教職員が時間外労働を余儀なくされている現状とのことでした。解決策として、長時間労働の是正が必要であり、そのための教職員定数改善が必要であること、また、先に触れましたが、本町では多くの小学校が複式学級であり、単式学級で学ぶ子供たちと比較したとき、憲法が保障する教育の機会均等が保障されているとは言いがたいものがあります。

また、義務教育費国庫負担率が3分の1に引き下げられた現状では、地方の厳しい財政状況の中、財源豊かな都市との教育水準の開きは大きくなるばかりであります。

これらのことから、子供たちの豊かな学びを保障するため、義務教育費国庫負担制度2分の1復元は不可欠との結論に達しました。

よって、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消を図るための、2019年度政府予算に係る陳情書採択の要請については、採択されるべきものと決定し、議員発議として意見書を関係省庁へ送付することとなりました。

次に、平成30年第1回定例会で継続審査となっていた陳情第1号、バス通学生への通学費の助成につきましては、平成30年第2回定例会において、徳之島・天城両町にも陳情され、継続審査となっております。この陳情につきましては、徳之島3カ町とも協議し、検討を続ける必要があるため、引き続き継続審査となりました。

平成30年6月15日、総務文教厚生常任委員長、岡林剛也。

**○議長（美島盛秀君）**

これから陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消を図るための、2019年度政府予算に係る陳情採択の要請についての委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（美島盛秀君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（美島盛秀君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消を図るための、2019年度政府予算に係る陳情採択の要請について採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（美島盛秀君）**

起立多数です。したがって、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消を図るための、2019年度政府予算に係る陳情採択の要請については、採択するものと決定しました。

これから陳情第1号、バス通学生への通学費の助成について議題といたします。

本件を継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、陳情第1号、バス通学生への通学費の助成については、継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第17 発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

○議長（美島盛秀君）

日程第17 発議第2号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（岡林剛也君）

議員発議、採択されました陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元、複式学級の解消を図るための、2019年度政府予算に係る陳情書採択の要請については、皆さんにお配りしてあります意見書を、地方自治法第99条の規定により関係する省庁へ送付することとしました。

平成30年6月15日、総務文教厚生常任委員長、岡林剛也。

○議長（美島盛秀君）

これから発議第2号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから発議第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、発議第2号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書は、原案のとおり可決することに決定しました。

なお、ただいま原案可決された意見書については、地方自治法第99条の規定により、本日付で文

部科学大臣へ送付いたしますので、報告申し上げます。

△ 日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

○議長（美島盛秀君）

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議がありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第19 各常任委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

○議長（美島盛秀君）

日程第19 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 追加日程第1 議案第41号 徳之島交流ひろば「農林水産物直売所」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（美島盛秀君）

お諮りします。ただいま伊仙町長から議案第41号、徳之島交流ひろば「農林水産物直売所」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。議案第41号、徳之島交流ひろば「農林水産物直売所」の設置及び管理に関

する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第41号、徳之島交流ひろば「農林水産物直売所」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

追加議案を認めていただきまして、感謝申し上げます。

平成30年第2回伊仙町議会に追加提案した議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第41号は、徳之島交流ひろば「農林水産物直売所」の設置及び管理に関する条例の一部を修正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

議案第41号、徳之島交流ひろば「農林水産物直売所」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

条例第5条にあります「直売所百菜に委託する」という文言を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、「これを委託することができる」ということに、文言に改めるということであります。

また、この条例において、経過措置といたしまして、この条例の施行の日以後になされる管理運営の委託について適用し、同日前になされた管理運営の委託については、なお従前の例によるという経過措置を設けてございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第41号について質疑を行います。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時52分

---

再開 午後 4時50分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これで散会します。（発言する者あり）

○副議長（福留達也君）

よろしいですか。

定数以上の議員の再開要求に応えずに議長が出ていったと、こういった状況でありますので、議長が職務を遂行しないあるいは放棄ということで、副議長のほうで進めたいと思います。

まず、時間延長したいと思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福留達也君）

では、異議なしと認めます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 4時57分

---

再開 午後 5時03分

○副議長（福留達也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 議案第41号、徳之島交流ひろば「農林水産物直売所」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の、先ほどの引き続き、先ほどからの続きを行いたいと思います。

質疑ございますか。（「説明していたんじゃない」と呼ぶ者あり）

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。（「説明していたんじゃない」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論を行いたいと思います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福留達也君）

討論なしと認めます。

では、これより採決を行いたいと思います。この条例案に関し、賛成の方は起立採決をお願いします。

[賛成者起立]

○副議長（福留達也君）

起立多数と認めます。したがって、議案第41号、徳之島交流ひろば「農林水産物直売所」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、可決されました。

本日の会議はこれで終了いたします。どうも、お疲れさまでした。（発言する者あり）

すみません、もうちょっと。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第2回伊仙町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後 5時06分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 美 島 盛 秀

伊仙町議会議員 牧 徳 久

伊仙町議会議員 上 木 千恵造

